

彩の国資源循環工場第 期事業基本構想に係る
戦略的環境影響評価報告書

平成17年1月

埼玉県

目 次

| | |
|---|----|
| 1 . 計画策定者の氏名及び住所 | 1 |
| 2 . 対象計画の目的及び概要 | 1 |
| 2 . 1 対象計画の名称及び種類 | 1 |
| 2 . 2 対象計画の目的 | 1 |
| 2 . 3 事業計画の策定手続と戦略的環境影響評価との関係 | 2 |
| 2 . 4 対象計画区域の現状及び現状を推移させた場合の状況 | 3 |
| 2 . 5 対象計画の概要 | 8 |
| 3 . 計画書についての環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの 意見と計画策定者の見解 | 12 |
| 3 . 1 計画策定の経緯などについて | 12 |
| 3 . 2 リサイクル施設の内容について | 14 |
| 3 . 3 公害項目について | 17 |
| 3 . 4 自然環境について | 19 |
| 3 . 5 町道について | 20 |
| 3 . 6 事業採算性などについて | 20 |
| 3 . 7 その他事業計画等について | 21 |
| 3 . 8 用語の訂正について | 23 |
| 3 . 9 第 期事業について | 24 |
| 3 . 1 0 その他意見、要望など | 25 |
| 4 . 計画書についての知事の意見と計画策定者の見解 | 27 |
| 5 . 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法 | 30 |
| 5 . 1 関連する社会経済面の推計の項目の選定 | 30 |
| 5 . 2 関連する社会経済面の調査、推計の手法 | 30 |
| 6 . 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法 | 31 |
| 6 . 1 環境影響要因の把握 | 31 |
| 6 . 2 調査、予測、評価の手法 | 33 |
| 7 . 対象計画の原案の評価 | 35 |
| 7 . 1 複数原案の比較 | 35 |
| 7 . 2 社会経済面の調査、推計、評価の結果 | 36 |
| 7 . 3 環境面の調査、予測、評価の結果 | 37 |
| 7 . 4 環境面と社会経済面の背反する関係 | 39 |
| 7 . 5 環境配慮の方向性 | 40 |
| 7 . 6 総括 | 44 |

| | |
|--------------------|----|
| 8 . 本報告書に係る手続の実施計画 | 45 |
| 8 . 1 報告書の周知・説明 | 45 |
| 8 . 2 報告書に関する意見聴取 | 46 |
| 9 . 調査等の受託者の氏名及び住所 | 46 |

調査・予測・評価の詳細

| | |
|-------------------------|-----|
| 10 . 社会経済面の調査、推計、評価の詳細 | 47 |
| 10 . 1 事業に係る費用 | 47 |
| 10 . 2 事業の効果 | 49 |
| 10 . 3 社会的な影響 | 55 |
| 11 . 環境面の調査、予測、評価の詳細 | 60 |
| 11 . 1 廃棄物等 | 60 |
| 11 . 2 大気質、騒音、振動 | 62 |
| 11 . 3 水象 | 70 |
| 11 . 4 地盤 | 73 |
| 11 . 5 地象 | 76 |
| 11 . 6 動物（保全すべき種） | 77 |
| 11 . 7 植物（保全すべき種、群落など） | 86 |
| 11 . 8 動植物の生息・生育基盤 | 94 |
| 11 . 9 景観 | 101 |
| 11 . 10 自然とのふれあいの場 | 107 |
| 資料 用語解説 | 111 |

1．計画策定者の氏名及び住所

計画策定者の氏名：埼玉県知事 上田清司

計画策定者の住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

2．対象計画の目的及び概要

2.1 対象計画の名称及び種類

対象計画の名称：彩の国資源循環工場第 Ⅰ 期事業基本構想

対象計画の種類：廃棄物処理施設の設置、工業団地の造成

2.2 対象計画の目的

彩の国資源循環工場（以下、資源循環工場という。）は、埼玉県が計画の策定、事業者の募集、用地賃貸、建設から将来の運営に至るまで、住民の方々との継続的な合意システムの下に、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保する資源循環モデル施設である。

資源循環工場は、大里郡寄居町にある県有地を活用した民間再資源化施設^{*}、PFI^{*}サーマルリサイクル^{*}施設、県営最終処分場^{*}（埼玉県環境整備センター）、県と民間の研究施設などで構成されている。

埼玉県では、公共関与^{*}による廃棄物処理施設の中核拠点機能をさらに拡充するため、資源循環工場第 Ⅰ 期事業（以下、第 Ⅰ 期事業という。）の隣接地にフィールドを拡大して、さらに再資源化施設を充実させるとともにひっ迫する最終処分場を確保することで、県内で発生する循環利用可能な廃棄物の「全量県内再資源化」を目指すことを資源循環工場第 Ⅰ 期事業基本構想（以下、対象計画という。）の目的とする。

注）巻末に解説を掲載した用語の初出箇所に^{*}をつけている。

2.3 事業計画の策定手続と戦略的環境影響評価との関係

廃棄物処理施設及び工業団地の整備事業計画の策定手続と戦略的環境影響評価との関係は、図 2.3.1 に示すとおりである。

対象計画の戦略的環境影響評価は、廃棄物処理施設及び工業団地の整備事業計画の検討において配慮を行うべき、環境影響要因*と影響を受ける環境項目*を明らかにし、また、計画の実施にあたり、必要な環境影響評価等の環境配慮の手続きの検討に資する情報を整理し、公表することを目的として実施するものである。

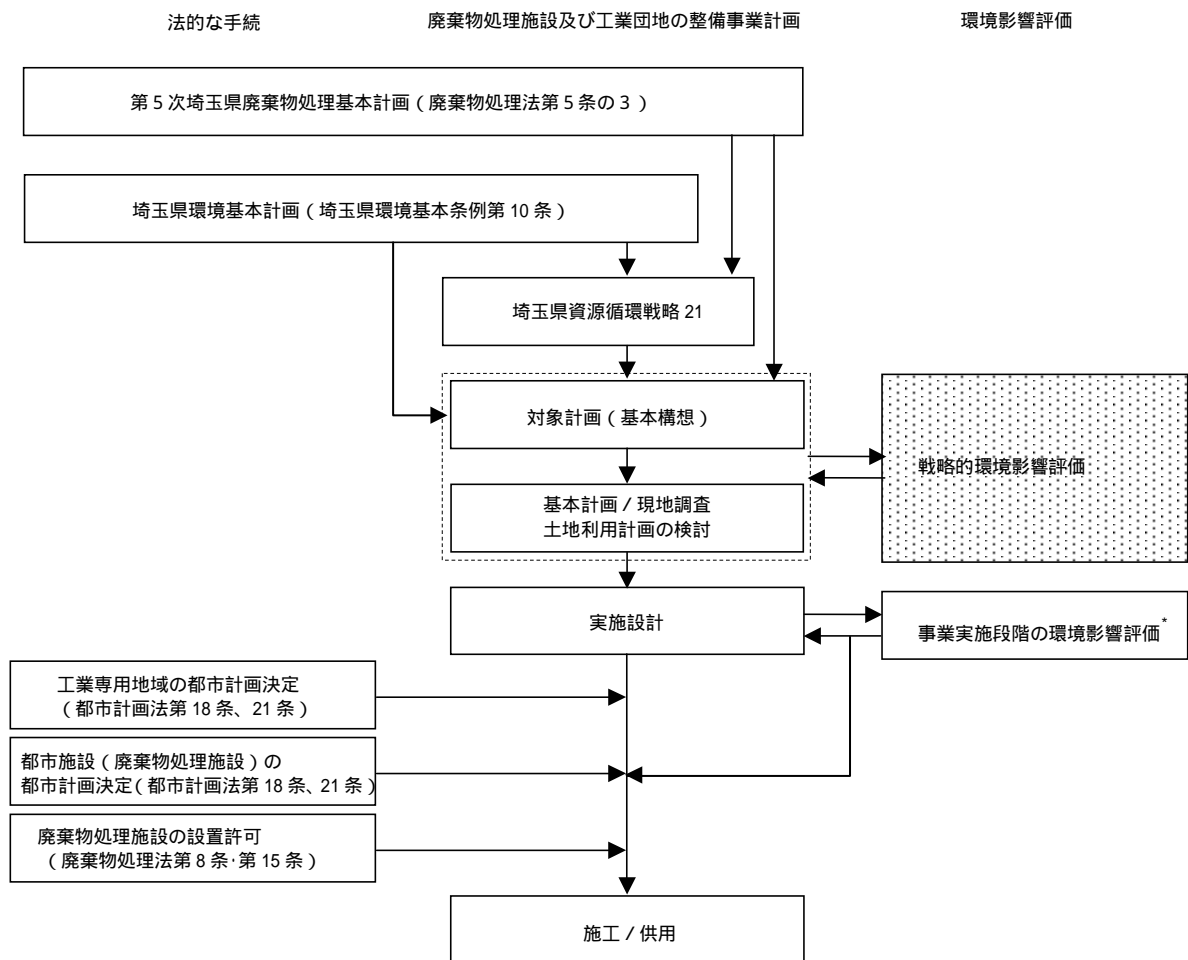


図 2.3.1 事業計画の策定手続と戦略的環境影響評価との関係

2.4 対象計画区域の現状及び現状を推移させた場合の状況

2.4.1 対象計画区域の現状

(1) 対象計画区域の状況

対象計画の範囲は、図 2.4.1~3 に示すように、寄居町南部に位置し、東側は第一期事業、北側と西側は平成倶楽部鉢形城コース（以下、「平成倶楽部ゴルフ場」という。）に隣接している。

対象計画区域内には居住人口はいないが、計画区域の南側の西ノ入地区、五ノ坪地区、木呂子地区には居住人口がいる。

対象計画区域周辺と、南側に隣接する小川町部分は、細かく谷が入り込む山地である。

対象計画区域は北上して荒川に流れ込む深沢川の流域に含まれ、対象計画区域南東の小川町との境界が、南東に流れる兜川（東松山市内で都幾川となる）の流域との境界である。また第一期事業区域からの雨水は塩沢川に放流される計画となっている。

対象計画区域の北側の荒川に近い河岸段丘には、畑・桑畑が混在し、主要地方道熊谷・寄居線、飯能・寄居線、東武東上線男衾駅、鉢形駅等のまわりに市街地が形成されている。

対象計画区域内の状況は図 2.4.3 に示すとおり大部分が山林で、谷底は水田と荒地（放棄水田）になっている。対象計画区域内の谷は鉢形城跡の東側で荒川に流れ込む深沢川の源流のひとつである。

(2) 対象計画区域の交通の状況

対象計画区域への交通は、図 2.4.2 のとおり、関越自動車道花園インターチェンジから国道140号及び254号経由で約8km、関越自動車道嵐山小川インターチェンジから国道254号経由で約9kmの距離にある。

鉄道は、寄居駅に停車する東武東上線、秩父鉄道及びJR八高線のうち、東武東上線が対象計画区域の東側を、JR八高線が西側を通っている。

2.4.2 現状を推移させた場合の状況

(1) 廃棄物の排出量の増加

廃棄物の排出量は、平成 10 年度では経済情勢の影響などで一時低下し、年間 1,440 万トンであったが、将来的には増加傾向にあり、表 2.4.1 に示すように、平成 22 年度には産業廃棄物で 1,268 万トン、一般廃棄物で 297 万トンの排出量を予測している。

廃棄物排出量が今後増加することも加味し、第 1 期事業で資源循環工場等の整備を進めているが、年間約 70 万トン程度の処理能力であり、産業廃棄物発生量の 1/10 にも満たない処理量となっている。本対象計画では年間約 30 万トンを予定しており、第 1 期事業とあわせて約 100 万トンで、全体の 1/10 程度にとどまっている。

表 2.4.1 埼玉県内の廃棄物排出量の推移と予測

| | 平成 5 年度 | 平成 10 年度 | 将来予測 (平成 22 年度) |
|-------|-----------|-----------|--------------------|
| 産業廃棄物 | 1,429 万トン | 1,180 万トン | 1,268 万トン |
| 一般廃棄物 | 234 万トン | 260 万トン | 297 万トン |
| 合計 | 1,663 万トン | 1,440 万トン | 1,565 万トン |

出典)「埼玉県資源循環戦略 21」平成 16 年、埼玉県

(2) 埼玉県外廃棄物の流入に伴う最終処分の県外依存

埼玉県は他都道府県から年間約 310 万トンの産業廃棄物が流入している全国第 1 位の流入県である。一方、中間処理や再資源化が目的で持ち込まれているものも多く、産業廃棄物の売上高で全国 3 位でもある。また、他都道府県への県外流出量も年間約 77 万トンと多い状況にある。

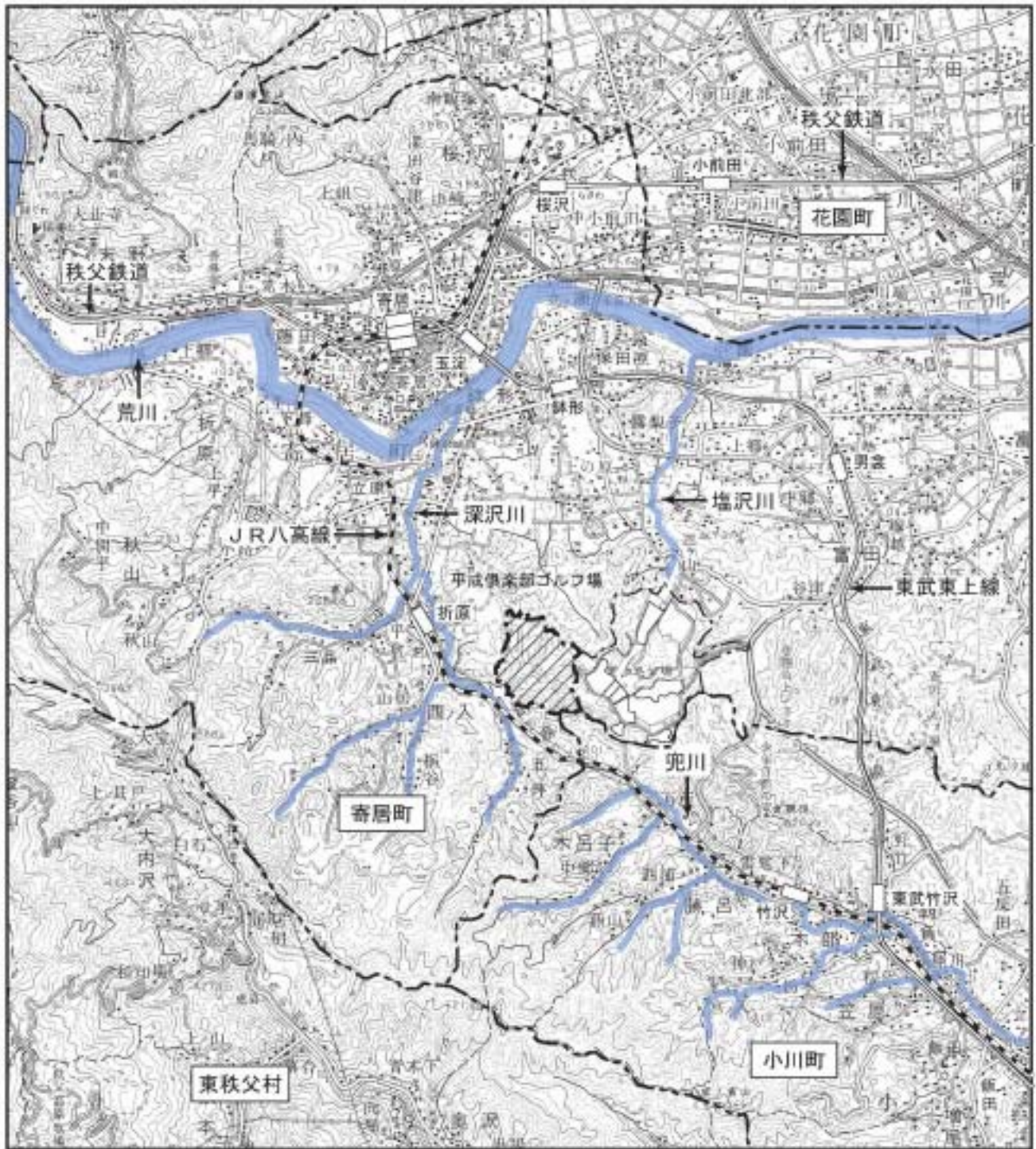
内陸県である埼玉県は、破碎処理施設や焼却施設から排出される産業廃棄物などを最終処分できる処分場は県内に埼玉県環境整備センターだけであり、最終処分場を建設することが難しい立地環境にある。表 2.4.2 に示すように、最終処分量の年間 110.8 万トンのうち、産業廃棄物 71.2 万トン、一般廃棄物 11.3 万トンの合計 82.5 万トン(約 75%)が県外処分されている。一般廃棄物の県外流出量は全国一である。

産業廃棄物の最終処分場は他都道府県でもひっ迫しており、県内最終処分場の残余量も他首都圏と比較して極端に少ないため、県内に新規最終処分場が建設されない状況が続けば、最終処分する廃棄物が県内に滞留する状況も考えられる。



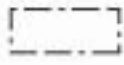




表 2.4.2 埼玉県の最終処分の状況

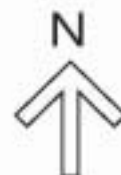
| | 県外処分場 | 県内処分場 | 自己処分場 | 合計 |
|-------|----------|----------|----------|-----------|
| 産業廃棄物 | 71.2 万トン | 6.2 万トン | | 77.4 万トン |
| 一般廃棄物 | 11.3 万トン | 11.1 万トン | 11.0 万トン | 33.4 万トン |
| 合計 | 82.5 万トン | 17.3 万トン | 11.0 万トン | 110.8 万トン |

出典)「埼玉県資源循環戦略 21」平成 16 年、埼玉県



凡例

- | | | | |
|---|--------|---|-----|
|  | 対象計画区域 |  | JR線 |
|  | 第I期事業 |  | 私鉄 |
|  | 町村界 |  | 駅 |
| | |  | 河川 |



S = 1 / 50,000



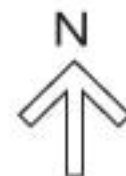
図-2.4.1 対象計画区域の位置

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。



凡 例

- 対象計画区域
- 第Ⅰ期事業
- 町界



S=1/10,000



注) 第Ⅰ期事業区域は、最終処分場と再資源化施設の整備が進められており、大きく土地の改変がなされている。

図-2.4.3 対象計画区域と近隣の土地利用の状況

2.5 対象計画の概要

2.5.1 対象計画区域の概要

(1) 対象計画の位置

対象計画の範囲は、埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢大谷ほかに位置する、第一期事業の西に隣接した県有地約 40.4ha（公簿面積約 32.5ha）である。

(2) 対象計画の背景

対象計画区域では、環境分野で 21 世紀をリードする新たな民間先端技術産業の誘導・集積を推進するため、これまでの取り組みに加え、木くず、ガラス、電池、石膏ボードなど、年間 30 万トンの再資源化困難物のリサイクル施設の中核拠点機能を拡大し、また、県内でひっ迫している最終処分場を確保するものである。

現在、産業廃棄物の年間排出量 1,180 万トンのうち、再資源化されている割合は約 50%にとどまっており、資源循環工場第一期事業における年間 70 万トンに加え、第一期事業において、さらに年間 30 万トンの再資源化工場を整備するものである。埼玉県では、公共関与による事業として、特に再資源化の困難な品目を対象に民間産業を誘導・集積することを検討している。

また、現在の埼玉県内における最終処分場の残余容量は、市町村処分場約 160 万トン、県営処分場約 170 万トンであり、東京都の約 1,900 万トン、神奈川県約 660 万トンなどと比べ、極めて少ない状況にある。また、埼玉県内から発生する最終処分を要する廃棄物の量は、年間 110 万トンにもものぼるが、そのうち、一般廃棄物の 34%（一般廃棄物の県外処理量は全国一）、産業廃棄物の 92%を県外処分場に依存しており、今後とも、県内における安定的な最終処分の受け入れ先を確保することが喫緊の課題である。

埼玉県の政策では、廃棄物の減量化、再利用を優先し、また、資源循環工場の整備などにより、マテリアル、ケミカル、サーマルなどの手法でリサイクルを促進していくものであるが、現在の技術では 100%の再資源化は困難であり、一定量の再生残さは発生する。県内で発生する廃棄物を責任を持って県内で再生処理するためにも、廃棄物の再資源化や適正処理を支える最終処分場を県内で確保することが必要である。

(3) 対象計画の整備方針

1) 再資源化施設の誘致の考え方

再資源化施設においては、第一期事業で寄居町、住民組織などと締結した運営協定に準じ、法令の基準を上回る厳しい環境基準を設定し、これを遵守できる企業を誘導・集積する。

誘導する再資源化施設は、木くず、ガラス、電池、石膏ボードなどの再資源化困難物や、埼玉県内で量的に充足できていない品目などが考えられる。埼玉県の施設整備方針は、必ずしも第一期事業との連携を優先して品目や処理工程を選定するものではなく、現時点で不足している再資源化施設を誘導するものである。

ただし、総合リサイクル施設としての資源循環工場の機能を活用すれば、再生残さのサーマルリサイクル（焼却・発電）、破碎（建設リサイクル）、焼成（焼却灰リサイクル）、発酵（堆肥リサイクル）、最終処分（環境整備センター）などの相互利用が可能である。

また、事業者を選定する場合には、第一期事業で設置した選定委員会を活用し、委員長を筆頭

に学識経験者が中心となった専門家による処理システムや事業性のチェック等を行っていくものとする。

2) 最終処分場の整備にあたっての考え方

最終処分場については、これまで第 期事業で培ってきた技術をベースとして、遮水構造を検討していくものとする。事業者募集段階で現状の遮水構造よりも優れた実績や技術が提案された場合には、学識経験者に技術的アドバイスを頂きながら採否について検討する。

最終処分場から排出される浸出水については、これまでの信頼性、実績を有する第 期事業の浸出水処理施設を活用するものとし、対象計画の下流側（南側）から浸出水のみポンプアップし処理する方向で検討する。対象計画が竣工するまでには、現在の処理施設の増設スペースを活用し、プラントを整備するとともに必要に応じて貯留タンクを設置するものとする。

3) 場内の道路計画、運用の考え方

場内の道路計画については、国道 254 号から折原地区に向かう道路を主要（幹線）道路として整備する。最終処分場及び再資源化施設に搬入する廃棄物運搬車両は将来にわたって、すべて国道 254 号からのみ進入することになる。

これは、第 期事業においても同様に、地元住民が組織する環境問題に関する協議会、寄居町、小川町、立地企業及び埼玉県の間で締結した運営協定書の中で明記されているものである。

なお、跡地利用も含めた自然の復元方法について、折原地区へつながる道路の町道化も含めて地元住民と協議することになる。

2.5.2 対象計画の原案








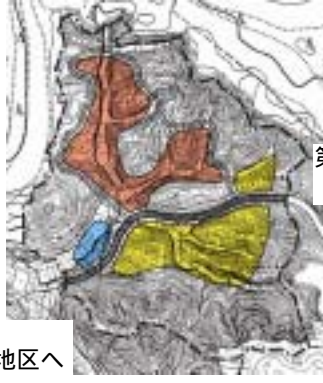
戦略的環境影響評価の実施に当っては、本報告書「2.2 対象計画の目的」を踏まえ、対象計画の原案を立案した。埼玉県戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、対象計画の複数の原案の策定の方針とそれぞれの原案における土地利用イメージ、事業計画上のメリット・デメリット及び環境上のメリット・デメリットについて、表 2.5.1(1)及び(2)に整理した。

それぞれの原案における土地利用面積は、表 2.5.2 のとおりである。

表 2.5.2 対象計画の土地利用計画 (ha)

| | 現況 | A案 | B案 | C案 |
|---------------|------|------|------|------|
| 山林 | 32.7 | 19.2 | 17.0 | 17.5 |
| 荒地（放棄水田等） | 3.6 | 0.8 | 0.8 | 0.6 |
| 水田 | 2.4 | 0.0 | 0.2 | 0.1 |
| 畑 | 1.3 | 0.3 | 0.0 | 0.1 |
| その他（道路・農業施設等） | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 小計 | 40.4 | 20.3 | 18.0 | 18.3 |
| 最終処分場 | - | 7.1 | 7.9 | 7.8 |
| 工業団地用地 | - | 7.4 | 7.0 | 7.0 |
| 道路 | - | 2.0 | 2.1 | 1.3 |
| 防災調整池 | - | 0.7 | 0.7 | 0.7 |
| 盛土法面 | - | 0.6 | 0.7 | 1.1 |
| 切土法面 | - | 1.1 | 1.4 | 1.1 |
| 緑地 | - | 1.2 | 2.6 | 3.1 |
| 小計 | - | 20.1 | 22.4 | 22.1 |
| 合計 | 40.4 | 40.4 | 40.4 | 40.4 |

表 2.5.1 計画原案の策定方針と各原案の特徴(1)

| | | |
|--|---|--|
| <p>すべての原案に共通する基本方針</p> | <p>計画立案の対象とする地域は『埼玉県資源循環戦略21』で位置付けられたように、第 1 期事業の隣地約 40.4ha（公簿面積約 32.5ha）とする。 100 万トン（覆土を含む）程度の最終処分場を確保する。 最終処分場は、敷地南西部の下流側にある谷部を中心に配置する。 工業団地用地は、木くず、ガラス、電池など年間 30 万トンの再資源化困難物のリサイクルを行うために約 7 ha 以上（緩衝緑地 30%を含めると工業団地用地は約 9 ha 以上）の面積を確保する。 将来、国道 254 号から折原地区へ抜ける町道として活用するために、第 1 期事業用地側の構内道路と折原地区へ抜ける道路を結ぶ道路配置とする。 可能な限り、自然の地形を利用した土地利用計画とする。</p> | |
| <p>策定方針</p> | <p>土地利用計画に違いを持たせて複数案を立案する。</p> | |
| <p>各原案の考え方</p> <p>凡例</p> <p> 最終処分場</p> <p> 防災調整池</p> <p> 工業団地用地</p> <p> 道路</p> <p> 管理用道路</p> | <p>A 案</p> <p>工業団地用地を北側に分散配置し、土地の形状を活かし最終処分場を敷地南側に配置</p> <p>概要 工業団地用地面積：7.4ha 最終処分量：88 万トン</p> <p>事業計画上のメリット ・土工量が少なく整備コストが廉価。 ・自然の中の工場整備が可能。</p> <p>事業計画上のデメリット ・供用時の幹線道路が湾曲して使いにくく、供給処理施設のコストが高い。 ・自然地形を利用するため遮水シート等の施工性に劣る。 ・処分場の跡地利用を考えると不整形。 ・工場が分散されて共有施設が集約できない。</p> |  <p>第 1 期事業用地へ</p> <p>将来、折原地区へ</p> |
| | <p>B 案</p> <p>最終処分場を敷地中央に整形した楕円形で配置し、工業団地用地は地形を活かして配置</p> <p>概要 工業団地用地面積：7.0ha 最終処分量：113 万トン</p> <p>事業計画上のメリット ・処分場の跡地利用がまとまっているため利用しやすい。 ・供用時の幹線道路が直線的で管理道路も短く、利用しやすい。 ・広く、整形された最終処分場であるため、遮水シート等の施工性に優れる。</p> <p>事業計画上のデメリット ・土工量が多いため、整備コストが高い。 ・堤体を築造した場合にコスト高。</p> |  <p>第 1 期事業用地へ</p> <p>将来、折原地区へ</p> |
| | <p>C 案</p> <p>土地の形状を活かしながら、最終処分場を敷地北側に、工業団地用地を一体的に配置</p> <p>概要 工業団地用地面積：7.0ha 最終処分量：103 万トン</p> <p>事業計画上のメリット ・B 案より最終処分場の施工性は劣るが、A 案よりも優れている。 ・尾根が残るため、跡地利用のバリエーションが増える。 ・工場がまとまって取れており、共有設備などを集約でき、コストダウンにつながる。</p> <p>事業計画上のデメリット ・計画地南側の敷地境界側に工場が立地するため、近景に工夫する必要がある。</p> |  <p>第 1 期事業用地へ</p> <p>将来、折原地区へ</p> |

戦略的環境影響評価計画書では「100 万 m³」としているが、単位を統一して「トン」表記とした。実質的な廃棄物受入量に変更はない。

注) 配置図については今後、詳細な検討をする中で変更される可能性がある。

表 2.5.1 計画原案の策定方針と各原案の特徴(2)

| | | |
|-----------|---|--|
| 各原案の考え方 | A案 | |
| | 工業団地用地を北側に分散配置し、土地の形状を活かし最終処分場を敷地南側に配置 | |
| | 概要 | 廃棄物発生量：31,541m ³ 発生する騒音レベル：54.8～56.9 dB 発生する振動レベル：32～35 dB 流域面積の変化：-7.11 ha 平均流出係数：0.576 法面の面積（土地の安定性）：1.73ha 残存緑地（谷戸環境）面積：21.5 ha |
| | 環境上のメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生量が3案中最も少なくなる。 ・流域面積の変化が3案中最も小さくなる。 ・法面面積が最も小さく、3案中最も土地の安定性が高くなる。 ・動植物の生息・生育基盤への影響は3案中最も小さくなる。 |
| | 環境上のデメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地が分断され、保全すべき動物種の生息環境の悪化が懸念される。 ・残存緑地が小規模化し、保全すべき植物種の生育環境の悪化が懸念される。 ・主要な眺望点からの可視領域の変化がC案より大きくなる。 |
| | B案 | |
| | 最終処分場を敷地中央に整形した楕円形で配置し、工業団地用地は地形を活かして配置 | |
| | 概要 | 廃棄物発生量：35,137m ³ 発生する騒音レベル：54.8～56.9 dB 発生する振動レベル：32～35 dB 流域面積の変化：-7.93 ha 平均流出係数：0.582 法面の面積（土地の安定性）：2.10ha 残存緑地（谷戸環境）面積：20.6 ha |
| | 環境上のメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地は減少するが、A案C案と比べ湿地に依存する保全すべき動物種の生息環境がよく保全される。 ・残存緑地が小規模化するが、A案C案と比べ湿地に依存する保全すべき植物種の生育環境がよく保全される。 |
| | 環境上のデメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生量はA案よりも多くなる。 ・流域面積の変化はA案よりも大きくなる。 ・法面面積がA案より大きくなり、土地の安定性が下がる。 ・主要な眺望点からの可視領域の変化がC案より大きくなる。 |
| | C案 | |
| | 土地の形状を活かしながら、最終処分場を敷地北側に、工業団地用地を一体的に配置 | |
| 概要 | 廃棄物発生量：34,634m ³ 発生する騒音レベル：54.8～56.9 dB 発生する振動レベル：32～35 dB 流域面積の変化：-7.81 ha 平均流出係数：0.567 法面の面積（土地の安定性）：2.17ha 残存緑地（谷戸環境）面積：21.4 ha | |
| 環境上のメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地は減少するが、A案B案と比べ樹林に依存する保全すべき動物種の生息環境がよく保全される。 ・残存緑地が小規模化するが、A案B案と比べ樹林に依存する保全すべき植物種の生育環境がよく保全される。 ・主要な眺望点からの可視領域の変化が3案中最も小さくなる。 | |
| 環境上のデメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生量はA案よりも多くなる。 ・流域面積の変化はA案よりも大きくなる。 ・法面面積がA案より大きくなり、土地の安定性が下がる。 | |

3 . 計画書についての環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの意見と計画策定者の見解

環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの意見についての計画策定者の見解は、以下に示すとおりである。

3 . 1 計画策定の経緯などについて

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|---|---|
| 1 | <p>処分場は逼迫していると(計画書 p.1~p.2)にありますが、県の最終処分場である三ヶ山の環境整備センターに関しては、オープンから15年を経た今年には、すべての埋立てが終了する予定でしたが、今なお埋立てが全体の二分の一にも満たない状況(廃棄物等の埋立重量271万トンのうち99万トンの廃棄物を受け入れてきている)であるにも関わらず、早くも第2期基本構想において最終処分場を計画することは、必要と思えません。</p> <p>説明では「15年間で、埋め立て重量271万トンのうち99万トンが終了」ということで、172万トンを残し、この時期にさらなる最終処分場の確保をめざす施策を計画するのは誰の目にも疑問であると同時に、埼玉県長期ビジョンのテーマ「環境への負荷の低減が施策展開の基本方向」にも反する施策と言える。</p> | <p>現在の埼玉県内における最終処分場の残余容量は、市町村処分場約160万トン、県営処分場約170万トンであり、東京都の約1,900万トン、神奈川県660万トンなどと比べ、極めて少ない状況にあります。また、埼玉県内から発生する最終処分を要する廃棄物の量は、年間110万トンにものぼりますが、そのうち、一般廃棄物の34%(一般廃棄物の県外処理量は全国一)、産業廃棄物の92%を県外処分場に依存しており、今後とも、県内における安定的な最終処分の受入先を確保することが喫緊の課題となっています。</p> <p>埼玉県の政策では、廃棄物の減量化、再利用を優先し、また、資源循環工場の整備などにより、マテリアル、ケミカル、サーマルなどの手法でリサイクルを促進していくものですが、現在の技術では100%の再資源化は困難であり、一定量の再生残さは発生します。県内で発生する廃棄物は責任を持って県内で再生処理するためにも、廃棄物の再資源化や適正処理を支える最終処分場の場を県内で確保することが必要です。</p> <p>また、第1期事業の実施に当たっては、第1期事業が全面オープンする平成18年度に環境モニタリングを行い、成果や改善点を踏まえた上で、第1期事業の事業計画(事業者募集要項)を策定するスケジュールとしています。</p> |
| 2 | <p>平成18年の「彩の国資源循環工場」稼働後、県内の廃棄物処理の状況を現実的に把握してから計画しても遅くはありません。</p> | |
| 3 | <p>ごみは出るもの、処理するものではなく、発生を抑制して行かなくてはならないことは、第5次埼玉県廃棄物処理基本計画の1)にも掲げられています。</p> <p>リユース・リデュースを積極的に推進することこそ今行政が将来をみて行うべきことです。</p> | |
| 4 | <p>県がかねてより掲げてきた「廃棄物の発生抑制・減量化」が推進中であり、国としてもゼロエミッションを目指しているため、埋め立てはますます必要のない社会になると思われます。</p> <p>戦略的環境影響評価書のP34埼玉県長期ビジョン(平成9年度~22年度)で、1)容器包装廃棄物をはじめとする廃棄物のリサイクル体制の確立、リサイクル関連施設整備の支援・促進、が掲げられています。しかし2)の県営処分場の確保、広域的廃棄物処理体制の確立等の施策を実施する。と言うのは相容れない部分が多々有ると思います。</p> <p>廃棄物の減量化を第一義に考えれば、その施策が進めば適正処理される廃棄物の量そのものが減るわけで、新たな県営処分場及び広域的廃棄物処理体制は本来必要無くなると私は考えます。</p> | |

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|--|---|
| 5 | <p>第2期事業をゼロエミッション構想に基づいた本来の資源循環型リサイクルとし、地球温暖化の一因とならないようにすること。</p> | <p>本対象計画は、埼玉県的主导により、真に豊かな県民生活と活力に満ちた産業・経済活動の実現を目指して、工業団地の用地を造成するものです。ここでは、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を誘導・集積して、民間の有する技術力・経営力と、公共の有する計画性・信頼性を生かした工業団地を建設し、循環型社会の構築に向けた取り組みを行います。工業団地では、これまで処理困難物とされてきた様々な廃棄物を資源としてリサイクルしていくことを考えています。その過程においては、地球温暖化の一因とならないように事業者に対して監視・指導を行うとともに、情報公開に基づく住民監視体制と危機管理体制を設け、開かれた運営システムとしてまいります。</p> |
| 6 | <p>企業から直接回収するなどして、ゴミになる前段階で純粋な物質を分別し処理するなど、環境に負荷を与えないしくみとすること。</p> | <p>処理困難物等を純度高く回収する社会的なシステムは、現在発展途上にあると考えられますが、事業者選定にあたっては、学識経験者を含めた審査委員会の協議・審査を経て、本対象計画に相応しい事業者の選定を行ってまいります。</p> |

3.2 リサイクル施設の内容について

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|--|---|
| 1 | p.37(4)埼玉県ゼロエミッション行動計画における、2)焼却方式から循環型方式への転換とありますが、第1期事業・第2期事業基本計画で埋立を始めることは、循環型社会の実現を先延ばしする結果になります。リサイクルには1回きりの再資源化も含まれているようですが、本事業内容は主にこのタイプに該当すると思います。本気で資源循環に取り組まなければ、今度は資源枯渇問題に直面する事態を招きます。 | 再資源化にはマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルなどの手法があり、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを優先的に行ってまいります。上記2方式によるリサイクルができない場合には、サーマルリサイクルにあたるガス化溶融や焼却処理等を行い、発電や温水供給などで最終処分量を最小限に減量してまいります。しかしながら、現在の技術では100%の再資源化は困難であり、一定量の再生残さは発生しますので、最終処分場の確保することは必要です。 |
| 2 | p.2では、木くず、ガラス、電池などとされていますが、以前地元で行われた説明会では、石膏ボードも含まれていました。発がん物質アスベストを含む石綿が石膏ボードには含まれるので、計画書にも記載してください。 | ご指摘のとおり、報告書「2.5 対象計画の概要」に「石膏ボード」が記載されていませんでしたので追記いたしました。 なお、石膏ボードを再資源化する事業者を選定する際には、学識経験者を含めた審査委員会の協議・審査を経て、本対象計画に相応しい処理技術を有する事業者を選定してまいります。 |
| 3 | これも重要視しなければいけない問題で、アスベストに関する取り扱いですが、本年の10月より全面禁止となります。産業廃棄物に混入して使用されている物が非常に多く、サイディング材・屋根材・床材(Pタイルは20%程度混入)に含まれているので、これらを扱う工場では粉塵の発生・飛散を厳重に阻止しなければなりません。潜伏期間40年で胸膜に特殊なガンを発症し因果関係がはっきりしているため、十分な対策なしで稼働した場合40年後に県に賠償責任が発生することが予想されます。 | 第1期事業では、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県の間で締結した運営協定に基づき、事業者は搬入する廃棄物について、その施設で処理困難な物質の混入を防止するため、受入廃棄物の検査を行うとともに、必要により搬入事業所の中間処理、製造工程等の調査を行い、分別収集の徹底を指導することとしています。また、指導に従わない事業所については、廃棄物の搬入を停止させるものとしています。 さらに、町、県、地元協議会は有害・危険物質の混入の恐れがあると認めるときは、事業者が行う搬入事業所の立入調査に立合うことができます。 資源循環工場では第1期事業においてもアスベストを含む建材は受け入れません。また、万一、少量が混入してもしっかりと粉じん対策を行いますので、環境汚染の心配はないものと考えております。 |

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|--|--|
| 4 | <p>彩の国資源循環工場第 期事業基本構想に私が期待したいのは、廃棄処理のための先端技術産業ではなく環境に配慮した従来の、既存の技術と設備の転用でリサイクルビジネスを育て、地元の雇用機会を創出していきたいと思えます。</p> <p>4.2 対象計画の原案検討の経緯の後半の対象計画の特徴が3点述べられておりますが、先端技術産業にこだわる必要は根拠に乏しい。唯一あるとすれば生ごみの発酵によるメタンガス(天然ガス)生成・発電(既に小川町の有機農業グループが取り組んでいる)と、メタンから水素を取り出すプラントぐらいではないか。</p> | <p>対象計画において造成する工業団地用地へ進出する企業は、従来処理困難物とされてきた物質を再資源化する技術を有している企業を募集してまいります。</p> <p>埼玉県では、民間の有する技術力・経営力と、公共の有する計画性・信頼性を生かした取り組みを行ってまいりますので、御理解のほど、宜しくお願いいたします。</p> <p>また、最終処分場と工業団地における地元雇用の計画については、本報告書「10.2.3 雇用創出効果」において記載しております。第 期事業と同様に、地元雇用の拡大に貢献する事業提案を募集してまいります。</p> |
| 5 | <p>リサイクルという聞こえが良いのですが、中身を知りたいです。</p> | <p>対象計画において誘導する再資源化施設は、木くず、ガラス、電池、石膏ボードなどの再資源化困難物や、埼玉県内で量的に充足できていない品目などが考えられます。今後、埼玉県や寄居町の広報及び説明会、地元の協議会などを通じて、徹底した情報公開のもとに進めてまいります。</p> |
| 6 | <p>期の浸出水処理施設は、県営施設を使用せず単独で設置を義務とする。(県と合同では、処理量が多すぎる。)</p> <p>漏水検知は実績のあるものを採用する。また、県経営の膨大な埋立処分場にも今後は必ず採り入れること。</p> | <p>浸出水の処理については、埼玉県環境整備センターの高度な浸出水処理施設を拡充整備して処理することで、埼玉県環境整備センター公害防止協定に基づいた厳しい基準値を守り、万全の管理を行えるものと考えています。</p> <p>埼玉県環境整備センターの埋立地については、平成元年の埋立開始から現在までシートの破断事故は発生しておりません。周囲には観測井を設置し、定期的に調査を行っています。</p> |
| 7 | <p>いかに手を尽くしたとしても、半世紀後、1世紀後の将来には埋立ての内容物質が土壤に影響を与える可能性は否めません。この2つの川は埼玉県民、東京都民の飲料水に利用される荒川上流に合流し、地下水系も荒川に向かっていていると思われまます。これ以上の土壤・水質汚染の可能性を増やす必然性はありません。</p> | <p>第 期事業の実施にあたっては、地元住民組織、寄居町、小川町、立地企業及び埼玉県の間で運営協定を締結し、環境対策に万全を期します。測定・検査の結果につきましては住民の皆様公表するとともに、住民監視システムの導入など、透明性の高い運営管理を行ってまいります。</p> |
| 8 | <p>第 2 期計画地の地下水系は、現行の塩沢川ではなく、深沢川に向かっていていると思われまます。</p> | <p>また、第 期事業が全面オープンする平成 18 年度に環境モニタリングを行い、成果や改善点を踏まえた上で、第 期事業の事業計画を策定します</p> <p>なお、再資源化施設からの工場排水については、第 期事業と同じくクローズドシステムとし、深沢川にはいっさい放流しません。生活系の排水については浄化槽で処理した後、また、雨水については調整池にいったん貯留した後、深沢川に放流する計画です。以上の対策により深沢川への流入水量の変化も最小限とし、良好な水質を保持します。</p> |

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|----|--|--|
| 9 | 第2期の埋立てに関連する深沢川は、「深沢の四十八釜」という寄居町の名勝でもあり、現在寄居町が観光地として開発中の鉢形城の城下を流れる川でもあります。その上流が埋立て最終分場ということになれば、観光にも影響を与えてしまいます。 | 今後、第1期事業及び本対象計画の内容と意義について、広域から来町する観光客にも理解が得られるよう広報に努めてまいります。同時に、第1期事業及び本対象計画の環境保全措置についても、広報に努め、観光への風評被害が発生しないよう配慮してまいります。 |
| 10 | 「景観資源」については「保全対象となるものが存在しない」とありますが、森林そのものも景観資源と考えられます。この地域は日本特有の里山の景色が現存する場所としても知られています。森は景観のためにも大気や環境保全のためにも里山には無くてはならない存在です。この点についても対象項目に選定する必要があると思います。 | 寄居町周辺の里山の景観が、当該地域の重要な環境資源であることは認識しておりますが、全ての里山景観を保全対象とすることは難しいため、地域の主要な視点場から見た景観が保全されることを重視し、主要な視点場からの眺望の変化について本報告書「11.9 景観」に予測・評価しております。 |
| 11 | 「電波受信状況」についても影響要因および環境項目に選定すべきではないでしょうか。計画書の段階で、事業者の具体的な内容が示されていないので、ここで影響がないと言い切ることはできません。 | 電波受信状況で影響を受けている多くは、建築物によって電波がさえぎられる状態になった場合です。現在、対象計画区域内に立地する企業の建築物の詳細が定まっていないことから予測・評価を行うことはできません。ただし、電波受信状況については、立地企業の建築計画案がある程度想定される「事業実施段階の環境影響評価」の段階で、評価項目選定及び予測・評価を行ってまいります。 |

3.3 公害項目について

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|--|--|
| 1 | <p>「二酸化窒素または窒素化合物」を影響要因及び環境項目に選定してください。</p> | <p>最終処分場に廃棄物を搬入する車両から排出される二酸化窒素または窒素酸化物については、本報告書「11.2 大気」の項目で予測・評価を行っております。</p> <p>ただし、工業団地用地に立地する企業施設の稼働に伴う二酸化窒素または窒素化合物の排出については、立地企業の内容・規模等が検討される事業実施段階の環境影響評価において予測・評価を行ってまいります。</p> |
| 2 | <p>A列の建設機械の稼働」及び「資材運搬等の走行」について</p> <p>・「二酸化窒素または窒素化合物」を影響要因及び環境項目に選定してください。近接する民家から100m以上離れているとありますが、風向により大気は流れてくるので、100mという近さでは、工事による影響は軽微とはいえません。</p> <p>・「振動」「騒音」についても、この地域は交通量も非常に少なく、日常的に清（静）閑な環境ですので、100mという短い距離では振動や騒音は感じられるものと考えられます。現在の第1期における工事の音も1km離れた地点で聞こえることもあることから、近接地にある民家への影響は軽微とはいきませんので、項目に選定してください。</p> <p>「騒音・低周波空気振動」について最も近接している民家が100m離れていることから影響要因と環境項目の選定はしないと記述されています。しかし、第1期では「もっとも近接している民家まで500m」という判断基準で、騒音・低周波空気振動の測定がされています。100mはさらに近いので、測定してしかるべきです。</p> | <p>対象計画に係る予測評価の項目選定にあたっては、隣接する第1期事業の環境影響評価の結果を踏まえて行っております。</p> <p>対象計画の工事では、最終処分場と工業団地用地の整備が含まれておりますが、使用する建設機械の種類等に多少の違いはあるものの、建設機械の排ガス量はほぼ同程度と考えております。</p> <p>第1期事業の事業実施段階の環境影響評価における建設機械の稼働による大気質濃度の予測結果をみると、最大着地濃度は最も近接する工事区域から約50mの地点で出現していますが、その濃度が付加された場合でも、法令の基準を満足する結果となっております。</p> <p>このように第1期事業の予測結果を考慮した結果、本対象計画の戦略的環境影響評価では、対象計画区域から最も近接する住居等まで100m以上離れていることから、影響は軽微であると判断し、項目から除外しております。</p> <p>また、第1期事業の環境影響評価における建設機械の稼働による騒音、振動の予測結果をみると、騒音、振動レベルの最大値は最も近接する工事区域から約100mの地点で出現していますが、その騒音、振動レベルとも建設作業騒音、振動の規制基準を大幅に下回る結果となっております。</p> |
| 3 | <p>第2期計画地から近接住宅まで約100mまたは約200m(p.46)と、あまりにも住宅地に近すぎます。工場稼働による排気・振動・電波の影響、事故時の家屋・農作物への影響など、さまざまな影響を被ることは必至です。</p> <p>特に排気は微量とはいえ有害物質が含まれており、永年の摂取、故障・事故時に大量の暴露による健康被害や排気による土壌・水質汚染など・その危険性は住宅地が近いほど大きくなります。</p> <p>次世代のためにも公害による環境衛生の上で、近距離での第1期事業計画は特に地域住民への影響が心配です。</p> | <p>このように、第1期事業の予測結果を考慮した結果、本計画の戦略的環境影響評価では、工事区域から最も近接する住居等まで100m以上離れていることから、影響は軽微であると判断し、項目から除外しております。</p> <p>ただし、本計画の事業段階における環境影響評価の調査計画書の中で、再度、予測・評価する項目について選定してまいります。</p> |

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|---|---|
| 4 | 産業廃棄物を扱う工場の数が増えるに比例して、その複合汚染の可能性も高まるので、危険の可能性を回避するためにも、これ以上産業廃棄物処理施設を増やすことは、住民・農作物・環境のためにも避けた方が賢明です。 | <p>「彩の国資源循環工場」は、本県独自の安全管理システムや先進的な手法を活用した公共関与による廃棄物再資源化の中核拠点機能として整備しております。</p> <p>企業立地にあたっては、第 期事業が全面オープンする平成 18 年度に環境モニタリングを行い、事業実施段階での環境影響評価を実施して必要な対策を講じます。</p> <p>また、環境対策に万全を期すとともに、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県の間で運営協定を締結し、第 期事業と同様に法令の基準を上回る厳しい基準を遵守するように立地企業に指導し、周辺環境に十分配慮した安全管理システムを構築してまいります。さらに、測定・検査の結果につきましては住民の皆様公表するとともに、住民監視システムなどを導入し、透明性の高い運営管理を行ってまいります。</p> <p>事業実施にあたっては、環境対策に万全を期すとともに、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県による運営協定を締結します。さらに、測定・検査の結果につきましては住民の皆様公表するとともに、住民監視システムの導入など、透明性の高い運営管理を行ってまいります。</p> |
| 5 | さらに一番近い住宅地はこの工場(台地)から少し下がった平地で工場に向かって山に囲まれた谷津地形であり、この工場からの排気は大気より重かった場合、住宅のある平地で停滞することが考えられます。本来、この計画地はリサイクル産業廃棄物処理を行うのに適した場所ではなかったと思います。 | |
| 6 | 計画地周辺は山に囲まれ森林が多く、夜露が降ります。夜露に混ざり排気の有害物質と一緒に落下するので、排気による土壌・水質汚染の可能性が都市部よりも高くなる恐れがあります。 | |
| 7 | <p>周辺住民が最も危惧しているのは廃プラスチックの圧縮及び破碎加工が大量にされる事です。有害化学物質、特にトルエンジイソシアネート及び有機シアン化合物(アクリルニトリル・アセトニトリル・プロピオンニトリル)が発生する確率が高く、連続する空咳・皮膚や目に刺激・中枢神経毒性・特殊な肺炎等を発症する。</p> <p>建物の排気設備に特段の配慮が必要で活性炭フィルターを使用したとしてもダイレクトに大気拡散すれば深刻な健康被害が発生する可能性が有ります。エコ計画のように高温燃焼して完全分解してから大気拡散するのが良いと思われれます。</p> | |

3.4 自然環境について

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|---|--|
| 1 | 自然環境を大切にし、自然の生態を考え、周辺を良く観察し将来にわたり、異変のないよう見守ること。 | 対象計画の実施による環境への影響につきましては、本報告書に述べる環境配慮の方向性を事業計画立案に活かすと同時に、事業実施段階の環境影響評価書において、さらに詳しい調査と予測を行い、環境に与える影響を最小限に抑えるべく、各種環境保全対策を講じてまいります。 |
| 2 | 現在たくさんの動植物が生息している計画地に、これ以上この地の生態系を変化させてしまう必然性はありません。 | |
| 3 | P.27には対象地域周辺の保全すべき動植物が記されていますが、その地に日々暮らす住民に自然環境についての聞き取りをしてこそ、地域に必要な、保全すべき動植物が分かると思います。 | 本報告書作成後、事業計画の立案及び事業にかかる環境影響評価の実施の期間を通じて、既存資料の調査及び聞き取り調査などを実施し、動植物の現況を把握するとともに、事業実施段階の環境影響評価において、より具体的な予測・評価を実施してまいります。 本報告書については、学識経験者で構成される埼玉県戦略的環境影響評価技術委員会にて詳細に審議されることとなります。また事業実施段階の環境影響評価については、今後、学識経験者から構成される埼玉県環境影響評価技術審議会によって内容を詳細に審議していくこととなります。 |
| 4 | 「保全すべき種」の記述のなかで、オオタカを頂点とする生態系についてもこの段階から評価項目に選定する必要があります。オオタカの営巣地から2kmという距離は、決して遠いとは思われません。オオタカのような猛禽類の餌場(テリトリー)は広範囲からなります。その餌場(テリトリー)を第1期からさらに減らしてしまうこととなります。絶滅危惧Ⅱ類オオタカの保護のため、再度、専門家による入念な審議をしてください。 | |
| 5 | 計画地から500mの農地でハヤブサを観察しに観光客が訪れるそうです。地元環境協議会ももちろんですが、より多くの地域住民から周辺の自然環境について聞き取りをしてください。 | 本報告書作成後、事業計画の立案及び事業にかかる環境影響評価の実施の期間を通じて、既存資料の調査及び聞き取り調査などを実施し、動植物の現況を把握するとともに、事業実施段階の環境影響評価において、より具体的な予測・評価を実施してまいります。 今後、学識経験者から構成される審議会等によって内容を詳細に審議していくこととなりますので、その中で専門家からの指導も受けたいと考えております。 |
| 6 | 対象計画区域内には希少植物のモウセンゴケがあると寄居町内の植物に詳しい学校の先生に聞いたことが有ります。再度調査が必要である。 | |
| 7 | 対象計画区域周辺ではナンブアシトコバチが確認されている。この蜂は現在他県では発見されておらず、埼玉県でも三ヶ山とそれに隣接する五ノ坪のみで生息が確認されているものです。 | |

3.5 町道について

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|---|---|
| 1 | p.43の において、現段階では搬入口は国道254からの1つであるにも関わらず、埋立後の将来は町道として活用するということですが、埋立後も産業廃棄物処理施設は稼働を続けるため、一般車が敷地内に自由に入れてしまう構造は、不法に搬入する車を見分けることを困難にします。そのような道路の必要性はないと思われます。 | 道路の位置については、本報告書「2.5 対象計画の概要」に記載しております。 対象区域への搬入路については、この国道254号から第 期事業を通り抜けて折原地区へとつながる主要（幹線）道路となります。最終処分場の埋立が終了した後も、再資源化施設に搬入する廃棄物運搬車両は国道254号からの進入のみとするように運営協定書の中に記載してまいります。 なお、最終処分場が操業している期間につきましては、トラック計量施設近隣に設置している管理ゲート及び国道254号入口のゲートにて廃棄物運搬車両を管理してまいります。また、将来、町道として開放する場合は、その方法等について地元の皆様と協議してまいります。 |
| 2 | 搬入搬出車両が通行する道と町道として活用する道路を具体的に表示してください。 | |

3.6 事業採算性などについて

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | リサイクルという名のもとに、高額な費用を費やすのではないか。 | 内陸県である埼玉県では、宅地化の進展に伴い焼却施設や最終処分場の新規建設が極めて困難となっています。今後も、廃棄物の更なる減量化に努めるとともに、やむを得ず排出された廃棄物は可能な限り再資源化し、貴重な資源として循環利用する環境産業の振興に取り組んでいくことが必要と認識しております。 なお、第 期事業の再資源化施設については、公共資金を投入しない企業立地の方法で進めていることから、採算性の高い事業提案及び企業を採用しております。 第 期事業についても同様に進めてまいります。 |

3.7 その他事業計画等について

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|--|---|
| 1 | 最終処分場の一部地域への集中に反対します。 | <p>「彩の国資源循環工場」は、本県独自の安全管理システムや先進的な手法を活用した公共関与による廃棄物再資源化の中核拠点として整備しております。</p> <p>第 期事業では、事業実施段階での環境影響評価のほか、彩の国資源循環工場事業化検討委員会及び埼玉県廃棄物処理施設専門委員会の審議を経た上で、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県の間で運営協定を締結し、立地企業には法令の基準を上回る厳しい基準を遵守させるとともに、埼玉県による工場稼働前からの継続的な環境調査を行い、環境対策に万全を期しております。</p> <p>第 期事業の実施にあたっては、第 期事業が全面オープンする平成 18 年度に環境モニタリングを行い、その結果を受けて事業実施段階での環境影響評価を行います。</p> <p>また、第 期事業と同様に各種委員会の審議を受け、運営協定を締結することにより、環境対策に万全を期します。</p> <p>なお、第 期事業では運営協定によりストックヤードは建物内と定められており、操業開始とともに、搬入先、販売先などの実績は全て開示することとしております。住民監視体制など、透明性の高い運営を行いますので、不法投棄などの心配はありません。</p> |
| 2 | <p>第 1 期の 9 社によるリサイクル産業廃棄物処理施設稼働に伴う実際の住民・農作物・環境への影響を確かめないうちに第 2 期の計画を始めてしまうのは、時期尚早です。</p> <p>埼玉県の運営による高度な安全性・信頼性の確保の項目ですがこれは現在建設中の第 1 期事業の 9 社からなるリサイクル産業廃棄物処理施設の稼働前であり、こちらの施設の安全性が現地元住民の間でかなり問題になってきつつある。一つは事業形態がすでに時代おくれとも取れる物が有る。RDF の製造が有りますが、現状では貯蔵は認められないと思います。細かな点をご存知だと思いますが。堆肥の製造も販売先が確保されているかどうか。大量に不法投棄されていますが。</p> <p>現在、彩の国資源循環工場建設に伴って、その工場の稼働前の大気汚染等観測点を設置し測定をしています。もちろん稼働中も行い、稼働前と比較して地域に及ぼす影響はどう変化してきたかを見ていくわけですが、それを確かめないうちに第 期の計画を始めていくというのは時期的に早すぎると思う。はっきり何の環境影響が無いということを確認してからでもよいのではないかと思う。</p> | |

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|---|---|
| 3 | <p>透明性の高い運営システムと周辺環境との調和の項では特に情報公開に関して各種測定の中で、第1期事業の9社の件も含めて安全・安心を宣言しているのだから上記、トルエンジイソシアネート及び有機シアン化合物(アクリルニトリノレ・アセトニトリル・プロピオンニトリル)・アスベストの大気浮遊量を測定項目に加えるべきです。尚、測定は瞬間の測定値ではなく連続測定が望ましい。</p> <p>また、ダイオキシンの測定も現在行われておりますがこれも第1期事業の稼働時から連続測定が望ましい。</p> <p>現在の調査を、松葉を環境指標にしたダイオキシンの調査に切り替えてみてはいかがでしょうか。すでに全国で各生協や市民グループそれに一部の自治体も参加して年度毎の詳細なデータが発表されており、年4回のべ4日間大気を採取するダイオキシン調査と比べて、同じ費用で調査地点の数を10倍に増やすことが出来ます。全国の他の地域との比較も容易に出来、埼玉県ダイオキシン類削減推進行動計画とも合致しますので是非ともお願いしたい。</p> <p>色々な、安全確認を常時十分行ってほしい。年に1,2度の安全確認ではしている意味がないと思う。</p> | <p>第1期事業では、事業実施段階での環境影響評価のほか、彩の国資源循環工場事業化検討委員会及び埼玉県廃棄物処理施設専門委員会の審議を経た上で、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県の間で運営協定を締結し、立地企業には法令の基準を上回る厳しい基準を遵守させるとともに、埼玉県による工場稼働前からの継続的な環境調査を行い、環境対策に万全を期しております。</p> <p>さらに、測定・検査の結果につきましては住民の皆様公表するとともに、住民監視システムを導入し、透明性の高い運営管理を行ってまいります。</p> <p>第1期事業の実施にあたっては、今後、本報告書について埼玉県戦略的環境影響評価技術委員会による審議を受け、第1期事業が全面オープンする平成18年度には環境モニタリングを行い、その結果を受けて事業実施段階での環境影響評価を実施し、さらに第1期事業と同様に各種委員会の審議が行われます。</p> <p>このように、施設稼働に至までの専門知識を有する学識経験者の審議により、十分安全な管理システムを構築できると考えております。</p> |
| 4 | <p>第1期基本構想について地域住民に分かりやすい説明と話し合いの機会を何度も設定する必要があると思います。</p> | <p>本対象計画については、戦略的環境影響評価実施要綱に基づく説明会(本報告書8.1.2参照)を今後実施し、住民の皆様からご意見をいただきながら、基本構想を策定してまいります。</p> <p>その後も、環境影響評価条例等の手続きの中で、さらに詳しく関係地域の住民の皆様へ説明してまいります。</p> |
| 5 | <p>企業に丸投げで廃棄物処理施設を運営することのないよう求める。</p> | <p>第1期事業では、契約者及び運営協定により測定・検査の結果が基準を超えた場合、操業停止、施設の運営改善や契約解除・退去も命ずることができるようになっており、本対象計画でも公共関与による事業推進のメリットを生かして、環境影響の防止に努めてまいります。</p> |
| 6 | <p>私が、心配している事は、寄居町秋山にある廃棄物処理施設のことです。汚水を垂れ流し、事実を県も確認しています。また、同じことが発生しないと確約できますか。</p> | <p>測定・検査の結果や搬入先、販売先などの実績は全て開示することとしており、また、住民監視システムを導入し、透明性の高い運営管理を行ってまいります。</p> |
| 7 | <p>リサイクル施設の安全基準を明確にしてほしい。</p> | <p>第1期事業では契約書及び地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県の間で締結した運営協定により廃棄物の受入、公害防止対策、運営管理体制、情報開示・監視体制などを明確にしております。</p> <p>本対象計画についても、専門知識を有する学識経験者に審議をいただきながら、契約書及び運営協定書に明記していきます。</p> |

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|---|---|
| 8 | <p>期の環境アセスは大規模施設のため、期も総合して実施すべきである。</p> | <p>本対象計画では最終処分場の造成・運営と工業団地用地の造成を予測対象としております。</p> <p>第 期事業による環境負荷と合わせた環境影響の予測・評価は、工業団地用地への進出企業が概略明らかになる事業実施段階の環境影響評価において行う予定となっております。</p> <p>また、第 期事業が全面オープンする平成 18 年度に環境モニタリングを行い、成果や改善点を踏まえた上で、第 期事業の事業計画を策定するスケジュールとしております。</p> |

3.8 用語の訂正について

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|---|---|
| 1 | <p>P.57 用語解説中の以下の用語について読み手に正確に伝わる解説をしてください。</p> <p>1.環境への負荷 環境を保全する上で支障の原因となるものや、環境を壊す要素をたくさんかかえている化学物質などの及ばず負の影響のことをいう。この計画書の場合は工場の排水・排ガス、粉じん、車の排気ガスなどにあたる。と言う方が正確だと思います。</p> <p>2.再資源化 「リユース・リサイクルの総称で」については、意味が正確とは言えません。リユースは「再利用」であり、再資源化ではありません。</p> <p>3.PFI 「埼玉県では、『彩の国資源循環工場』の整備が第 1 号である。」では、事実と違っており、9 社すべてが PFI 事業という誤解を与えてしまいます。「埼玉県では、彩の国資源循環工場の『オリックス環境株式会社』によるガス化溶融施設が PFI 方式である。」が正確となります。</p> | <p>いずれも「埼玉県資源循環戦略 21」(平成 16 年、埼玉県)の用語集に従って作成しております。</p> <p>今後、頂いたご指摘内容を踏まえ、修正等を行っていきたいと考えております。</p> |

3.9 第 期事業について

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|--|---|
| 1 | <p>(期事業の)オリックスでは産業廃棄物を1日600トン、一年中休みなく何でも溶融すること。このサーモセレクトは、ダイオキシンや重金属が排ガスからどのような数値で排出されるのか、また施設のどの箇所です検査をするのですか。他の施設についても教えてください。</p> | <p>第 期事業につきましては、技術的な専門委員から構成される埼玉県環境影響評価技術審議会や廃棄物専門委員会により十分に審議され、廃棄物処理の許可を得るとともに事業着手に入っております。</p> <p>環境対策については、排出ガスはもちろん他の項目についても法令の基準を上回る厳しい基準としております。</p> <p>詳細につきましては、埼玉県県政情報センターなどで公開・販売している「彩の国資源循環工場 事業記録」(平成14年11月、埼玉県環境防災部)及び「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」に記載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。</p> |
| 2 | <p>資源循環工場、再資源化施設、リサイクル、工業団地などと称しているが、はっきりと廃棄物処理施設であることを示すべきである。その点について処理費用の面からも説明をすべきである。</p> | <p>彩の国資源循環工場は、都市計画法に基づき、全国で初めて「産業廃棄物処理施設」の都市施設指定をいたしました。埼玉県では、リサイクル工場群である資源循環工場が法律上の廃棄物処理施設であること、また、都市基盤として必要不可欠な都市施設であることを明らかにした上で、計画を推進しています。</p> <p>このような重要な基盤施設を整備する事業者の選定にあたっては、応募した企業の中で最も優良な企業を選定したと認識しております。</p> |

3.10 その他意見、要望など

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|--|--|
| 1 | 今後長期間にはダイオキシンの排出ガスなどの公害問題がどのような形ででてくるか、安全がどこまで保たれるか分からない。 | 埼玉県では、民間の有する技術力・経営力と、公共の有する計画性・信頼性を生かした取り組みを行っております。 |
| 2 | 日本全国のゴミ処理施設で度々起こっている様々な事故、県は本当に最新の技術と先端を取り入れた設備で行うのでしょうか？そうではないと聞いています。期も規模だけ世界一で住民の安全の確認や環境調査、ダイオキシンの発生確認装置などはとてもおそれるそか最新技術を取り入れていないとのことです。 | <p>対象計画地においては、従来処理困難物とされてきた物質を再資源化する技術を有している企業を募集します。</p> <p>また、本報告書については、学識経験者で構成される埼玉県戦略的環境影響評価技術委員会にて詳細に審議されることとなります。事業実施段階の環境影響評価については、今後、学識経験者から構成される埼玉県環境影響評価技術審議会によって内容を詳細に審議していくこととなります。</p> <p>さらに事業者選定段階では、学識経験者を含めた審査委員会の協議・審査を経て、本対象計画に相応しい処理技術を有する事業者を選定してまいります。また、廃棄物処理施設の内容によっては、学識経験者で構成される廃棄物専門委員会により審議されることとなります。</p> <p>このように、施設稼働に至るまでに専門知識を有する学識経験者の審査が幾つも用意されており、十分な指導が行えるものと考えています。</p> <p>事業実施にあたっては、環境対策に万全を期すとともに、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県の間で運営協定を締結し、第1期事業と同様に法令の基準を上回る厳しい基準を遵守するように立地企業に指導してまいります。締結した協定内容に基づき、立地企業及び埼玉県による測定・検査を行い、周辺環境に十分配慮した安全管理システムを構築してまいります。さらに、測定・検査の結果につきましては住民の皆様公表するとともに、住民監視システムの導入など、透明性の高い運営管理を行ってまいります。</p> |
| 3 | 土地を売買したときの県の条件は、その土地を工業団地の資材置場にすることによって地権者と契約を結んだ土地です。どうしてそれが廃棄物最終処分場建設地になったのでしょうか。 | 環境整備センターの隣接県有地は、環境整備センターの供用開始にあたって、寄居町からの要請に基づき、県営工業団地を整備する前提で購入しております。この県営工場団地の整備は、寄居町総合振興計画にも位置づけられ、埼玉県と寄居町で検討を重ねてまいりました。 |
| 4 | 寄居町の人達はあまりに知らないと思います。もっと知らせてください。 | <p>しかしながら、その後の社会経済情勢の変化により、県営工業団地の整備が困難となりましたことに伴い、寄居町の産業の活性化と雇用の増進に寄与する計画として「資源循環工場の拡大整備」について、寄居町、議会、住民代表の方々のご理解をいただきながら検討に着手しております。</p> <p>平成15年10月の資源循環工場起工式において、知事から住民の方々へ拡大整備の検討を正式に表明したところであり、今後、より多くの地域住民の方々へのご説明の機会を設けてまいります。</p> |

| | 提出された意見 | 計画策定者の見解 |
|---|--|--|
| 5 | 全国のゴミ処理の内容を知りたいです。安全基準を含めた方法なども。 | <p>彩の国資源循環工場は、都市計画法に基づき、全国で初めて「産業廃棄物処理施設」の都市施設指定をいたしました。また、透明性の高い住民合意システムの下、民間の有する技術力、経済力と公共の有する計画性、信頼性を生かした全国に先駆けるモデル事業です。</p> <p>運営協定によって廃棄物の受け入れ基準、法令の基準を上回る厳しい排出基準等を採用し、基準を超えた場合、操業停止や退去を命ずることができるようになっており、安全基準についても全国のモデルとなるべき施設と考えています。</p> <p>詳細につきましては、埼玉県や環境省のホームページなどをご参照ください。</p> |
| 6 | これは廃棄物処理施設であり、自然豊かな周辺地域が、都市なみの環境に悪化すると考えられることから、期、期、県より関係町村に交付金を求める。 | <p>事業実施にあたっては、環境対策に万全を期すとともに、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県による運営協定を締結し、法令の基準より厳しい基準を遵守するように立地企業を指導してまいります。さらに、測定・検査の結果につきましては住民の皆様にご公表するとともに、住民監視システムの導入など、透明性の高い運営管理を行ってまいります。</p> <p>また、最終処分場の埋立が終了した際には、跡地利用を検討し、自然環境を復元するなどの対策を講じてまいります。</p> |
| 7 | 埼玉県戦略的アセス構想は住民不在である。東京都との比較をし住民意見を採り入れるための内容を盛り込み、また審議内容も周辺住民の安全を（法律以上の）細かくご審議願いたい。委員の諸先生方に申し上げます。 | <p>埼玉県の戦略的環境影響評価実施要綱では、計画書作成後に縦覧、意見書の募集、報告書作成後に縦覧、説明会、意見書の募集を行うこととなっており、対象計画もこの手続きに準じて進めております。また、報告書作成後には、公聴会開催の機会もございます。</p> |
| 8 | 最終処分場の事業者は既にオリックスと清水建設に確定しているのではないかと？事業化検討委員会は町代表委員以外は改正すべきである。 | <p>事業者選定にあたっては、学識経験者を含めた審査委員会の協議・審査を経て、本対象計画にふさわしい処理技術を有する事業者を選定してまいります。</p> |

4. 計画書についての知事の見解と計画策定者の見解

「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱」第11条第1項の規定に基づき、埼玉県知事より意見が提出された。提出された意見及び計画策定者の見解は、表 4.1 のとおりである。

表 4.1 知事の見解及び計画策定者の見解

| 知事の見解 | | 計画策定者の見解 |
|-----------------------------|---|--|
| 報告書を作成する際には、以下の点について留意すること。 | | |
| 1 対象計画について | | |
| 1 | 循環型社会の進展により、廃棄物の最終処分量の減少が予測されることから、最終処分場の必要性について整理するとともに、段階的な整備についても検討すること。 | <p>現在の埼玉県内における最終処分場の残余容量は、市町村処分場約 160 万トン、県営処分場約 170 万トンであり、東京都の約 1,900 万トン、神奈川県約 660 万トンなどと比べ、極めて少ない状況にあります。また、埼玉県内から発生する最終処分を要する廃棄物の量は、年間 110 万トンにものぼりますが、そのうち、一般廃棄物の 34%、産業廃棄物の 92%を県外処分場に依存しており、今後とも、県内における安定的な最終処分の受入先を確保することが喫緊の課題となっています。</p> <p>埼玉県の政策では、廃棄物の減量化、再利用を優先し、また、資源循環工場の整備などにより、再資源化を促進していくものですが、現在の技術では 100%の再資源化は困難であり、一定量の再生残さは発生します。県内で発生する廃棄物を責任を持って県内で再生処理するためにも、廃棄物の再資源化や適正処理を支える最終処分場を県内で確保することが必要です。</p> <p>また、段階的な整備については、環境整備センターにおいても、13 か所ある処分場予定地を順次造成し、埋め立てを行っており、今回、第 1 期事業で整備する最終処分場もその一環として考えております。</p> |
| 2 | 廃棄物の最終処分量については、現況を推移させた場合（資源循環工場を整備しない場合）に今後発生する量を予想し、資源循環工場の整備によりどの程度その量を削減できるか予測すること。 | <p>現在、第 1 期事業で受け入れている最終処分量を本計画でそのまま受け入れることになるため、最終処分場における増減はないと考えております。一方、資源循環工場で再資源化する量は、第 1 期事業で年間 70 万トン、第 2 期事業で年間約 30 万トンを想定しており、現在、県内で排出する廃棄物年間 1,440 万トンに対して 6.9%の再資源化が可能です。仮に、最終処分量も同率で減少すれば、年間 110 万トンのうち約 7 万 6 千トン減少することとなりますが、依然として年間 100 万トン以上の県内又は県外処分場が必要です。</p> |

| 知事の意見 | | 計画策定者の見解 |
|-------|------------------------------------|---|
| 3 | 隣接して整備する資源循環工場第 期事業との連携について整理すること。 | <p>第 期事業で誘導する再資源化施設は、木くず、ガラス、電池、石膏ボードなどの再資源化困難物や、埼玉県内で量的に充足できていない品目などが考えられます。埼玉県の施設整備方針は、必ずしも第 期事業との連携を優先して品目や処理工程を選定するものではなく、現時点で不足している再資源化施設を誘導するものです。</p> <p>ただし、総合リサイクル施設としての資源循環工場の機能を活用すれば、再生残さのサマールリサイクル(焼却・発電)、破碎(建設リサイクル)、焼成(焼却灰理リサイクル)、発酵(堆肥リサイクル)、最終処分(環境整備センター)などの相互利用が可能です。</p> <p>第 期事業の事業者募集に当たっては、第 期事業の内容を提案者に十分説明し、立地した工場が相互に連携して、効率的な廃棄物リサイクルができるよう、今後とも努力してまいります。</p> |
| 4 | 場内の道路計画について示すこと。 | <p>場内の道路計画については、国道 254 号から折原地区に向かう道路を主要道路として整備してまいります。最終処分場及び再資源化施設に搬入する廃棄物運搬車両は将来にわたって、すべて国道 254 号からのみ進入することとします。</p> <p>なお、跡地利用も含めた自然の復元方法や折原地区へつながる道路の町道化については寄居町や地元住民と協議してまいります。</p> |

| 知事の意見 | | 計画策定者の見解 |
|---------------|--|---|
| 2 複数案の検討にあたって | | |
| 5 | 各案の特徴やメリット・デメリットを整理して、図などにより分かりやすく示すこと。 | <p>複数原案の特徴、メリット・デメリットについては、本報告書「2.5 対象計画の概要」に記載しております。</p> |
| 6 | 最終処分場については段階的な整備のしやすさを評価項目に加えた上で、最終処分場の整備を縮小した場合を含め各案についてまとめること。 | <p>段階的な整備については、環境整備センターにおいても、13 か所ある処分場予定地を順次造成し、埋め立てを行っており、今回、第 期事業で整備する最終処分場もその一環として考えております。</p> <p>また、第 期事業で整備する最終処分場は100万トン前後の大規模な処分場であることから、当然、A 案、B 案、C 案ともに複数に分割して段階的に造成し、埋め立てることになります。ただし、跡地利用のしやすさを考えれば、最終処分場を楕円で整形している B 案及び残存緑地を活用できる C 案が優れております。</p> |

| 知事の意見 | | 計画策定者の見解 |
|-------|---|---|
| 7 | <p>廃棄物処理施設の誘致の考え方とそれにより立地が想定される処理施設の内容を例示し、考えられる汚染物質、環境影響の内容についてまとめること。</p> | <p>対象計画区域内に誘致する再資源化施設の内容は、当初の計画では、木くず、ガラス、電池、石膏ボードなど、年間30万トンの再資源化困難物のリサイクルを行う予定ですが、具体的には今後一般公募により決定することから、本報告書作成時点では未定となっております。</p> <p>進出企業から発生する可能性のある汚染物質、環境影響については、具体的な導入施設が明らかになった時点で、事業実施段階の環境影響評価を行う際に予測・評価してまいります。</p> |
| 8 | <p>動植物について、引き続き既存資料の調査や、聞き取り調査を行い、対象計画による影響を可能な限り把握すること。</p> | <p>本報告書作成後、事業計画の立案及び事業にかかる環境影響評価の実施の期間を通じて、既存資料の調査及び聞き取り調査などを実施するとともに、動植物の現況を把握し、対象計画による影響の回避・緩和に努めてまいります。事業実施段階の環境影響評価において、より具体的な予測・評価を実施してまいります。</p> |
| 9 | <p>自然環境の連続性など、周辺地域における対象計画区域の生態系上の位置づけについて整理すること。</p> | <p>対象計画区域の生態系上の位置づけについては、「利用可能な資源量の確保」、「周辺との生物ネットワーク機能の保持」、「種多様性の確保」などの観点から整理し、本報告書「11.8 動植物の生息・生育基盤」において予測評価の対象としております。</p> |
| 10 | <p>施設配置については、既存資料から地質状況を予想し、とりうる安全性への配慮事項を列挙すること。</p> | <p>三ヶ山処分場及び第一期事業において調査されている地質状況に関する既存資料を踏まえ、施設配置の安全性への配慮事項を本報告書「7.5 環境配慮の方向性」において明らかにしております。</p> |
| 11 | <p>最終処分場の浸出水の処理方法及び漏水対策の方法について記載すること。</p> | <p>報告書作成時点で決定している内容について記載するほか、影響評価から導かれる環境保全のための配慮事項を本報告書「7.5 環境配慮の方向性」に列挙しております。</p> |

5 . 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法

5 . 1 関連する社会経済面の推計の項目の選定

対象計画は、約7haの工業団地用地の造成と100万トン(覆土を含む。)程度の最終処分場を建設・供用するものである。

「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針 別表3」にあげられた「社会経済面の調査・推計に係る社会経済要素の範囲」のうち、本事業により影響・効果が発生すると考えられる項目、および、環境面の影響・効果と関連があると考えられる項目は、表 5.1.1 に示すとおりである。

表 5.1.1 関連する社会経済面の調査・推計項目

| 社会経済要素 | 内容 | 調査・推計項目 |
|---------|---------------|-----------------------------|
| 事業に係る費用 | 事業に係る費用、期間等 | 概算事業費 事業採算性 |
| 事業の効果 | 事業実施による経済的な影響 | 事業目的の達成 経済波及効果 雇用創出効果 |
| 社会的な影響 | 事業実施による社会的な影響 | 地域社会・文化への影響 地域交通への影響 |

資料：埼玉県戦略的環境影響評価技術指針 別表3

5 . 2 関連する社会経済面の調査、推計の手法

関連する社会経済面の調査、推計の手法については、表 5.2.1 に示す手法を用いることとする。

表 5.2.1 関連する社会経済面の調査・推計手法

| 社会経済要素 | 調査・推計項目 | 調査・推計の手法 |
|---------|-------------|---|
| 事業に係る費用 | 概算事業費 | ・ 複数原案ごとの土地利用計画、造成計画に基づいて、造成工事等の初期投資コストについて類似事例等の原単位を利用し、概算事業費を算定する。 |
| | 事業採算性 | ・ 廃棄物の受入料金、工業団地の借地料等を勘案し、第 期事業に基づく原単位を利用して概算の運営費を算定し、上記の初期投資コストと合わせて事業採算性を検討する。 |
| 事業の効果 | 事業目的の達成 | ・ 埼玉県の廃棄物処理状況を把握し、複数原案ごとの目的の達成度を検討する。 |
| | 経済波及効果 | ・ 長期にわたって建設及び運営管理を行うことによる埼玉県への経済波及効果について、第 期事業及び既存資料を参考にして概算を行う。 |
| | 雇用創出効果 | ・ 工事・建設にかかる期間、規模等をもとに、第 期事業及び類似事例等に基づく原単位を利用して算定する。 |
| 社会的な影響 | 地域社会・文化への影響 | ・ 対象計画区域の最終処分場の跡地利用の考え方について複数原案ごとに定性的に整理する。 |
| | 地域交通への影響 | ・ 工事中及び供用時の発生集中交通による地域交通への影響を定性的に検討する。 |

6 . 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法

6 . 1 環境影響要因の把握

6 . 1 . 1 評価項目の選定の考え方

本事業が実施された場合に生じると考えられる環境影響要因のなかから、戦略的環境影響評価の段階で調査・予測・評価の対象とすることが望ましい影響要因と環境項目は、以下の2点に該当する要因、項目と考えた。

戦略的環境影響評価が対象とする意思決定段階で検討することが望ましい項目

本事業計画の複数の原案の検討によって、環境への影響に有意な差が生じると考えられる項目

なお、戦略的環境影響評価が対象とする意思決定段階は、土地利用計画の検討または調整段階と考えた。

6 . 1 . 2 選定した評価項目

計画案の特性及び地域の特性を踏まえ、本事業が実施された場合に生じると考えられる環境影響要因のうち、戦略的環境影響評価の対象とする影響要因及び環境項目を表 6.1.1 のとおり抽出した。

表 6.1.1 調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目及び選定理由(1)

| 環境影響要因 | 選定する環境項目 | | 選定理由 | |
|--------|-------------------------------|-------------|----------------------------------|--|
| 工 事 | 資材運搬等の車両の走行 | 自然とのふれあいの場 | 自然とのふれあいの場 | 資材運搬等の車両がハイキングコース等と同一ルートを走行する可能性が考えられるため。 |
| | 造成等の工事 (工業団地 /廃棄物最終処分場) | 動物 | 保全すべき種 | 第 期事業ではトウキョウサンショウウオの生息状況をすでに調査しており、対象計画内にも生息していることが確認されているため。 また、オオタカなどへの影響が想定されるが、営業地から約2km離れているため、対象計画では検討しない。ただし、事業実施段階の環境影響評価段階では、オオタカの確認位置等について調査を実施することも検討する。 |
| | | 植物 | 保全すべき種、植生及び保全すべき群落 | 造成に伴う土地利用の変化により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の悪化、変化、消失が懸念されるため。 |
| | | 動植物の生息・生育基盤 | 動植物の生息・生育基盤 | 造成に伴う土地利用の変化により、動植物の生息・生育基盤の悪化、変化、消失が懸念されるため。 |
| | 廃棄物等 | 廃棄物、残土 | 造成等の工事により、廃棄物、残土の発生量があると考えられるため。 | |

表 6.1.1 調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目及び選定理由(2)

| 環境影響要因 | | 選定する環境項目 | | 選定理由 |
|----------------|---|-----------------|---|--|
| 存在・ 供用 | 造成地・ 施設が存在 (廃棄物 最終処分場) (工業団地) | 水象 | 河川等の流量、 流速及び水位、 地下水の水位及び水脈 | 造成地・施設が存在や配置により、深沢川への流入水量が減少するなど地域の水象が変化する可能性があるため。 |
| | | 地象 | 土地の安定性 | 造成に伴って地形が改変されることから、切土法面、盛土法面の安定性が損なわれる可能性があるため。 |
| | 造成地の存在 (工業団地) | 動物 | 保全すべき種 | 第一期事業ではトウキョウサンショウウオの生息状況をすでに調査しており、対象計画内にも生息していることが確認されているため。また、オオタカなどへの影響が想定されるが、営業地から約2km離れているため、対象計画では検討しない。ただし、事業実施段階の環境影響評価段階では、オオタカの確認位置等について調査を実施することも検討する。 |
| | | 植物 | 保全すべき種、植生 及び保全すべき群落 | 造成に伴う土地利用の変化により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の悪化、変化、消失が懸念されるため。 |
| | | 動植物の生息 ・生育基盤 | 動植物の生息 ・生育基盤 | 造成に伴う土地利用の変化により、動植物の生息・生育基盤の悪化、変化、消失が懸念されるため。 |
| | | 景観 | 眺望景観 | 造成地の規模・配置により、景観への影響が異なる可能性があるため。 |
| | 施設の稼働 (廃棄物 最終処分場) | 地盤 | 土壌に係る有害項目 | 最終処分場の稼働に伴う土壌への影響の可能性があるのであるため。 |
| | 自動車等 の走行 (廃棄物 最終処分場) | 大気質 | 二酸化窒素又は 窒素酸化物、 浮遊粒子状物質、 炭化水素 | 供用時の発生集中交通により、現況に比較して大気質への影響が負荷されると考えられるため。 |
| | | 騒音・ 低周波空気振動 | 騒音 | 供用時の発生集中交通により、現況に比較して騒音への影響が負荷されると考えられるため。 |
| | | 振動 | 振動 | 供用時の発生集中交通により、現況に比較して振動への影響が負荷されると考えられるため。 |
| 自然との ふれあいの場 | | 自然とのふれあいの場 | 供用時の発生集中交通により、対象計画区域周辺のハイキングコースの利用に影響が発生する可能性があるため。 | |

6.2 調査、予測、評価の手法

6.2.1 調査、予測の手法

表 6.1.1 において選定した環境面の選定項目の調査、予測の手法は、表 6.2.1 のとおりとする。

調査は、原則として既存資料に基づくものとし、必要に応じて現地踏査やヒアリング調査で補足することとする。

予測は、まず、保全対象等、地域の環境の現況を把握し、次に、保全対象等がどの程度環境影響を受ける可能性があるかを整理する。

表 6.2.1 環境面の選定項目の調査及び予測の手法（1）

| 環境項目 | | 影響要因 | | 調査手法 | 予測手法 |
|-----------------|--|-----------|-------------------|---|---|
| 物質循環 | 廃棄物等 (廃棄物、残土) | 工事 | 造成等の 工事 | 調査事項 ・廃棄物、残土の発生量 調査の範囲 ・対象計画区域の造成区域 調査方法 ・対象計画による | 造成等の工事により排出される廃棄物(伐採樹木等)・残土の量を、複数原案ごとの造成計画案により推計する。 |
| 大気環境 | 大気質 (二酸化窒素又は窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素) 騒音 振動 | 存在 ・供用 | 自動車等の 走行 | 調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車交通に伴う影響発生原単位 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料による | 自動車交通により発生する大気汚染、騒音、振動の程度を、原単位等をもとに推計する。 |
| 水環境 | 水象 (河川等の流量、流速及び水位、地下水の水位及び水脈) | 存在 ・供用 | 造成地・ 施設の 存在 | 調査事項 ・造成・施設による流域界、浸透面の変化 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・対象計画及び既存資料による | 複数原案ごとの排水計画案、造成計画案により、流域面積の変化、地表面の浸透率の変化を推計する。 |
| 土壌・ 地盤 環境 | 地盤 (土壌に係る 有害項目) | 存在 ・供用 | 施設の 稼働 | 調査事項 ・最終処分場からの漏水の可能性 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・対象計画及び既存資料による | 複数原案ごとの造成計画により、最終処分場からの漏水の影響について環境保全措置等を記載することで比較、整理する。 |
| | 地象 (土地の安定性、 地形及び地質) | 存在 ・供用 | 造成地・ 施設の 存在 | 調査事項 ・急傾斜地・地すべり地の有無 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・対象計画及び既存資料による | 複数原案ごとに、地形改変の規模、切土法面・盛土法面の安定性の変化の程度を予測する |

表 6.2.1 環境面の選定項目の調査及び予測の手法（2）

| 環境項目 | | 影響要因 | | 調査手法 | 予測手法 |
|--------------------|--------------------------------------|-------------|---------------------|--|--|
| 自然環境 | 動物 (保全すべき種) | 工事 | 造成等の 工事 | 調査事項 ・保全すべき動物種の現況 ・保全すべき動物種の生息環境の現況 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・原則として既存資料により、必要に応じて 現地踏査及びヒアリングを行う | 保全すべき動物種及び その生息環境を把握し、 これらの保全対象がど の程度環境影響を受け る可能性があるかを、現 況と計画との比較によ り整理する。 |
| | | 存在 ・供用 | 造成地の 存在 | 同上 | 同上 |
| | 植物 (保全すべき種、 植生及び 保全すべき群落) | 工事 | 造成等の 工事 | 調査事項 ・保全すべき植物種の現況 ・保全すべき植物種の生育環境の現況 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・原則として既存資料により、必要に応じて 現地踏査及びヒアリングを行う | 保全すべき植物種及び その生育環境を把握し、 これらの保全対象がど の程度環境影響を受け る可能性があるかを、現 況と計画との比較によ り整理する。 |
| | | 存在 ・供用 | 造成地の 存在 | 同上 | 同上 |
| | 動植物の生息 ・生育基盤 (動植物の生息 ・生育基盤) | 工事 | 造成等の 工事 | 調査事項 ・動植物の生息・生育環境のタイプ、分布 及び量の現況 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・原則として既存資料により、必要に応じて 現地踏査及びヒアリングを行う | 対象計画区域内の動植 物の生息・生育基盤がど の程度環境影響を受け る可能性があるかを、現 況と計画との比較によ り整理する。 |
| | | 存在 ・供用 | 造成地の 存在 | 同上 | 同上 |
| 人と 自然との ふれあい | 景観 (眺望景観) | 存在 ・供用 | 造成地の 存在 | 調査事項 ・対象計画区域内を眺望できる公園、ハイ キングコース等の眺望点の有無 ・上記眺望点からの眺望景観の現況 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料及び現地踏査による | 対象計画区域内を眺望 できる公園、ハイキング コース等から対象計画 区域内を眺望した際の 景観の変化の程度を、現 況との比較により予測 する。 |
| | | 工事 | 資材運搬 等の車両 の走行 | 調査事項 ・ハイキングコース等の分布 ・歩道の整備状況 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料及び現地踏査による | 自動車交通の発生によ り、現在行われているハ イキング等の自然との ふれあい活動が受ける 影響の程度を、現況との 比較により予測する。 |
| | 存在 ・供用 | 自動車等の 走行 | 同上 | 同上 | |

6.2.2 評価の手法

評価項目ごとに、対象計画を実施した場合の環境の現況への影響を整理し、環境配慮に係る課題の抽出を行うことで評価とする。また、各評価項目について定量的に比較を行うことを基本とし、比較が困難な場合は絶対評価あるいは定性的な評価を行う。

7. 対象計画の原案の評価

7.1 複数原案の比較

(1) 廃棄物の県内処理

現在、第 期事業で受け入れている最終処分量を本計画でそのまま受け入れることになるため、最終処分場における増減はない。

一方、本対象計画の工業団地用地に将来誘致する再資源化施設において、年間約 30 万トンの受入を行うことを計画しており、平成 22 年度の予測値である産業廃棄物 1,268 万トン、一般廃棄物 297 万トンの排出量のうち、第 期事業とあわせて約 100 万トンが処理（リサイクル）され、年間約 1～2%の処分量削減が見込まれる。

(2) 対象計画区域の土地利用

対象計画を実施した場合、原案により面積と配置に相違があるものの、対象計画区域には、最終処分場、工業団地用地、防災調整池が整備され、また、第 期事業区域からつながる道路が整備される。造成を受けずに山林や谷の湿地として残存する面積は、全体の 45～50%である。

また、最終処分場の埋立開始から約 10 年後に埋め立てが終了した後は、7.1～7.9ha の平坦地がつくられることになり、その用途については、埼玉県と地元自治体・住民等との協議により決定される。

7.2 社会経済面の調査、推計、評価の結果

社会経済面の調査、推計、評価の結果は表 7.2.1 および表 7.2.2 に示すとおりである。評価は、評価の視点に基づき最もよい効果を挙げる案の値を 1.00 と置き、その±10%の範囲内であれば同等と判断し、3案間の相対比較から優劣（あるいは優れている）を判断した。なお、定性的なものは3案の相対比較のみで行った。

表 7.2.1 社会経済面（事業に係る費用・事業の効果）の調査、推計、評価の結果

| | 詳細 | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|---------------------------------------|--------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 【概算事業費】(千円) | 10.1.1 | 概算事業費が小さいこと | 5,660,000 | 6,980,000 | 5,930,000 |
| 相対的比率 | | | 1.00 | 1.23 | 1.05 |
| 評価 | | | | | |
| 【事業採算性】 概略の事業採算性(億円) | 10.1.2 | 事業採算性が高いこと | 134.7 | 168.3 | 159.5 |
| 相対的比率 | | | 0.80 | 1.00 | 0.95 |
| 評価 | | | | | |
| 【事業目的の達成】 1)公共最終処分場の県内確保 | 10.2.1 | 最終処分場として確保する容量が大きいこと | 88万トン | 113万トン | 103万トン |
| 相対的比率 | | | 0.78 | 1.00 | 0.91 |
| 評価 | | | | | |
| 2)再資源化困難物のリサイクル推進のための民間先端技術産業の誘導・集積 | | 工業団地用地として確保する面積が大きいこと | 7.4ha | 7.0ha | 7.0ha |
| 相対的比率 | | | 1.00 | 0.95 | 0.95 |
| 評価 | | | | | |
| 3)工業団地用地の配置 | | 工業団地用地がまとめて配置されていること | | | |
| 評価 | | | | | |
| 【経済波及効果】 相対的比率 | 10.2.2 | 経済波及効果が大きいこと(概算事業費に比例する) | 0.81 | 1.00 | 0.85 |
| 評価 | | | | | |
| 【雇用創出効果】 1)造成・建設工事時に期待される雇用創出効果(人) | 10.2.3 | 雇用人員数が大きいこと(土工量に比例する) | 17,200 | 26,445 | 18,705 |
| 相対的比率 | | | 0.65 | 1.00 | 0.70 |
| 評価 | | | | | |
| 2)最終処分場運営・管理時に期待される雇用創出効果 | | 雇用人員数が大きいこと(埋立処分量に比例する) | 88 | 113 | 103 |
| 相対的比率 | | | 0.78 | 1.00 | 0.91 |
| 評価 | | | | | |

注) : 他案に比べて優れている : 他案と同じまたはほとんど差がない : 他案に比べて劣っている

表 7.2.2 社会経済面（社会的な効果）の調査、推計、評価の結果

| | 詳細 | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|------------------------------------|--------|------------------------------|----|----|----|
| 【地域社会・文化への影響】 1)地域社会の意見の反映 | 10.3.1 | 地域社会の意見が十分に反映されること | | | |
| 2)地域の観光への影響 | | 観光への影響が発生しないこと | | | |
| 3)地域資源を用いた公園整備 | | 地域資源を活用した公園緑地の整備を図ること | | | |
| 4)地元雇用の拡大 | | 地元雇用が大きいこと | | | |
| 5)地元のイメージアップを図る | | 地元のイメージアップの努力を行うこと | | | |
| 6)埋め立て跡地の公園化あるいは自然再生 | | 埋め立て跡地において公共的価値のある再利用が行われること | | | |
| 【地域交通への影響】 1)国道 254 号の通学路等の安全確保 | 10.3.2 | 通学路の安全が確保されること | | | |
| 2)国道 254 号のトラック滞留防止 | | トラックの滞留が発生しないこと | | | |

注) : 他案に比べて優れている : 他案と同じまたはほとんど差がない : 他案に比べて劣っている

7.3 環境面の調査、予測、評価の結果

環境面の調査、推計、評価の結果は表 7.3.1 に示すとおりである。評価は、評価の視点に基づき最もよい効果を挙げる案の値を 1.00 と置き、その±10%の範囲内であれば同等と判断し、3案間の相対比較から優劣（あるいは優れている）を判断した。なお、定性的なものは3案の相対比較のみで行った。

表 7.3.1 環境面の調査、予測、評価の結果

| 項目 | 詳細 | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|----------------------------|------|-----------------------------|-------------|--------|--------|
| 高木の伐採木材量 (m ³) | 11.1 | 廃棄物発生量が小さいこと | 31,541 | 35,137 | 34,634 |
| 相対的比率 | | | 1.00 | 1.11 | 1.10 |
| 評価 | | | | | |
| 発生する大気汚染物質の量 (g/日・km) | 11.2 | 発生量が小さいこと | | | |
| 評価 | | | | | |
| 発生する騒音のレベル (dB) | | | 54.8 ~ 56.9 | | |
| 評価 | | | | | |
| 発生する振動のレベル (dB) | 11.2 | 騒音レベルが小さいこと | 32 ~ 35 | | |
| 評価 | | | | | |
| 発生する振動のレベル (dB) | | | 32 ~ 35 | | |
| 評価 | | | | | |
| 水象 | 11.3 | 流域面積の変化が小さいこと | | | |
| 1)流域面積の変化(ha) | | | -7.11 | -7.93 | -7.81 |
| 相対的比率 | | | 1.00 | 1.12 | 1.10 |
| 評価 | | | | | |
| 2)平均流出係数 | | | 0.576 | 0.582 | 0.567 |
| 相対的比率 | 1.02 | 1.03 | 1.00 | | |
| 評価 | | | | | |
| 漏水事故発生とそれによる地下水汚染発生の可能性の評価 | 11.4 | 漏水と地下水汚染の発生可能性が低いこと | | | |
| 法面の面積(ha) | 11.5 | 土地の安定性が高いこと (法面面積が小さいこと) | 1.73 | 2.10 | 2.17 |
| 相対的比率 | | | 1.00 | 1.21 | 1.25 |
| 評価 | | | | | |

| 項目 | 詳細 | 評価の視点 | A 案 | B 案 | C 案 |
|-------------------|-------|--|-----|-----|-----|
| 保全すべき動物種に対する影響 | 11.6 | <ul style="list-style-type: none"> ・谷戸全体の残存緑地面積が大きいこと ・一体となった環境が保全されること ・対象動物が依存する環境が可能な限り保全されること ・造成地による緑地の分断が小さいこと | | | |
| 保全すべき植物種に対する影響 | 11.7 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象植物（群落）が生育する（成立する）環境が可能な限り保全されること ・深い樹林が維持され、林縁環境等が増加すること ・雨水浸透面が確保されること | | | |
| 動植物の生息・生育基盤に対する影響 | 11.8 | <ul style="list-style-type: none"> ・動植物が利用可能な資源量が維持されること ・種多様性が維持されること ・市街地との緩衝機能が維持されること ・周辺との生物ネットワーク機能が維持されること ・二次的な影響が回避されること | | | |
| 主要な眺望点からの景観の変化の評価 | 11.9 | 主要な眺望点からの可視領域の変化が小さいこと | | | |
| 自然とのふれあい活動への影響の評価 | 11.10 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の危険性が増さないこと ・発生交通による騒音・振動・臭気が自然とのふれあい活動を阻害しないこと | | | |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

7.4 環境面と社会経済面の背反する関係

環境面と社会経済面の間で生じる背反関係については、表 7.4.1 に示すとおりである。

各評価項目の総合評価において明確な背反関係がみられるのは、環境面における「廃棄物発生量」、「土地の安定性」、「流域面積の変化」と社会経済面における「事業採算性」、「公共最終処分場の県内確保容量」、「雇用創出効果」である。斜面樹林地の改変面積が大きくなるほど、これらの環境面での評価は下がり、その反面、社会経済面での評価は高くなる。

なお、その他の評価項目については、明確な背反性はみられない。

表 7.4.1 環境面と社会経済面の間で生じる背反関係

| | 環境面 | 背反する社会経済面 |
|-----------|--|--|
| 工事中 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生量 (造成等の工事により発生する伐採樹木量) | <ul style="list-style-type: none"> ・事業採算性 ・公共最終処分場の県内確保容量 ・雇用創出効果 |
| 存在 ・供用 | <ul style="list-style-type: none"> ・流域面積の変化 (造成地・施設の存在による深沢川の流域面積) ・土地の安定性 (造成地の存在により出現する法面面積) | |

7.5 環境配慮の方向性

本対象計画は、複数原案の差が、主に最終処分場と工業団地用地の配置の差であり、将来の土地利用及び採用する技術的手法には差を設けていないことから、環境配慮の方向性は、特定の原案について述べるのではなく、いずれの案でも配慮・検討を行うべき項目を以下に挙げる。

なお、環境への配慮については、本戦略的環境影響評価の手続きに基づく検討のほか、より詳細な影響の調査・予測・評価を行い具体的な環境保全対策を立案するため、事業実施段階の環境影響評価を実施する。

7.5.1 社会的な影響

廃棄物の受入時間と小学生・中学生の下校時間が重なるため、特に運転手の注意を喚起することが重要である。

なお、工業団地用地に民間企業施設が立地した際には、小学生・中学生の登下校時間と工業団地の発生集中交通量の通行時間が重なるため、さらにきめ細かい交通安全対策を行う必要がある。

7.5.2 廃棄物等

伐採木材は、チップ化するなどして、対象計画区域内及び第一期事業の緑地等で再利用を図る。伐根についても、同様に再利用を図る。

7.5.3 大気質、騒音、振動

自動車交通に伴う大気質、騒音、振動に係る環境影響に関しては、以下に挙げる点に配慮する。

- ・廃棄物の搬入にあたり車両の走行が集中しないように計画的な運行計画の立案に努める。
- ・車両整備を適切に実施し、騒音・振動の発生を抑制する。
- ・空ぶかしなどの不良運転による不必要な騒音発生を抑制する。
- ・実行可能な範囲で、最新の排出ガス適合車を採用するよう指導する。

7.5.4 水象

供用時の雨水の平均流出係数が現況より大きくなる点について、防災調整池を適切に設計し、深沢川の流況の変化を最小化するように配慮する。

7.5.5 地盤

対象計画区域内の土壌と地下水の汚染を防止するため、以下のような環境配慮を行う。

ア．最終処分場設計時の環境配慮

対象計画区域内の地質の透水性について、現地調査を実施する。特に、北西部の御荷鉾（みかぼ）緑色岩類と角閃岩の透水性と、れき岩中の破碎帯の位置・分布について確認し、調査結果を踏まえて、最終処分場の位置・形状や、採用する遮水工法の選択を行う。

イ．最終処分場供用時の環境配慮

地域住民、地元自治体等との協議に基づき、第一期事業と同等の環境調査を継続して実施して、土壌汚染の発生の有無を継続して監視する。

万一影響が確認された場合には、原因解明・解決までの期間、最終処分場への受入を一時停止する等の対策をとる。

7.5.6 地象

工事中および供用時の地盤の安定を確保するため、法面については、第 期事業における施工実績を勘案し、地質、土質の特性を十分に調査・把握した上で詳細な造成計画を立案し、適切な対策を講じる。さらに、排水工、緑化工等を適切に計画し、崩壊・土砂流出を回避する。

7.5.7 動物

保全すべき動物種について、現在得られている確認情報は限定的であり、事業実施段階の環境影響評価では追加調査を行い、生息の有無及び生息環境の利用状況について詳細な把握を行う。

なお、調査の結果に基づき、樹林、乾性草地、湿性草地といった環境をセットで持った谷戸環境の量と質に考慮しながら、適切な環境配慮を検討する。

工事中と最終処分場の供用時、及び工業団地用地への企業の立地にあたり、特に配慮すべき点を以下に挙げる。

ア．工事中の配慮

- ・作業機械及び工事用車両の低騒音・低振動化に配慮する。
- ・保全すべき動物種が騒音や人の立ち入りの影響を最も受けやすい繁殖・育雛時期を考慮した工事計画を検討する。
- ・なお、必要に応じて工事期間中、騒音・振動と保全すべき動物種両方の監視を同時に実施し、種の反応にあわせて工事の進捗に配慮する。
- ・谷戸環境の重要な要素である湿性環境の改変を最小化するため、工事中の濁水等の流入は、沈砂池等の設置により最大限抑制を図るとともに、コンクリートや化学物質（地盤改良材等）の混入を阻止する。
- ・供用後については、繁殖環境、採餌環境並びに移動環境をいずれも保全できるように、樹林と乾性草地、湿性草地が、可能な限り隣接した状態で存在するように配慮する。
- ・なお、残存させることが困難な場合は、防災調整池や取り付け道路沿道を利用したビオトープ創出などにより、生息環境と分断される移動経路をできる限り補完し、生息環境の保全を試みる。
- ・道路等には必要に応じてトンネル等の動物の移動施設や道路への侵入防止柵などを導入し、自動車の交通による動物の移動障害を緩和する。

イ．供用時の配慮

- ・工業団地用地は、立地する施設の供用までの間に表土流出などがないように、郷土種を用いた、草地環境の早期復元を心がける。
- ・最終処分場の埋め立て終了後の跡地は、周辺の緑地と一体となった緑地の創出を検討し、長期的な視点で生態系の保全計画を実施する。
- ・工業団地用地では、郷土種を用いた緑地整備や夜間照明を必要最小限とするなど、生息環境のかく乱に配慮する。

7.5.8 植物

環境影響を低減するためには、樹林、乾性草地、湿性草地といった環境をセットで持った谷戸環境を、現況に近い状態・規模で保全する必要がある。

また、残存させた樹林や草地の質を維持するため、過去に行われてきた林床管理作業⁶や更新作業、水田の攪乱などを引き続き実施していく方策について検討する。

工事中と最終処分場の供用時、及び工業団地用地への企業の立地にあたり、特に配慮すべき点を以下に挙げる。

ア．工事中の配慮

- ・谷戸環境の重要な要素である湿性環境の改変を最小化するため、工事中の濁水等の流入は、沈砂池等の設置により最大限抑制を図るとともに、コンクリートや化学物質（地盤改良材等）の混入を阻止する。
- ・供用後については、樹林と乾性草地、湿性草地が、可能な限り隣接した状態で存在するように配慮する。
- ・なお、残存させることが困難な場合は、防災調整池や取り付け道路沿道を利用したピオトップ創出などにより、生育環境をできる限り保全する。

イ．供用時の配慮

- ・工業団地用地は、立地する施設の供用までの間に表土流出などがないように、郷土種を用いた、草地環境の早期復元を心がける。
- ・最終処分場の埋め立て終了後の跡地は、周辺の緑地と一体となった緑地の創出を検討し、長期的な視点で生態系の保全計画を実施する。
- ・工業団地用地では、郷土種を用いた緑地整備や夜間照明を必要最小限とするなど、生育環境のかく乱に配慮する。

7.5.9 動植物の生息・生育基盤

動植物の生息・生育基盤に係る環境配慮については、樹林と農地が一体となった良好な谷戸環境を持続させることを目指して、表 7.5.1 に示す内容について検討する。

表 7.5.1 動植物の生息・生育基盤に係る環境配慮の方向性

| 目的 | 環境配慮の方向性 |
|-------------------|---|
| 利用可能な資源量の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境と湿性草地環境が一体となった谷戸としての保全 ・緑地面積の確保 ・樹林管理の継続 |
| 種多様性の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の低騒音・低振動化 ・消失する湿性草地環境、草地環境を中心とした多様な自然環境の復元創出 ・周辺との生物ネットワーク機能の保全 |
| 市街地との緩衝機能の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の低騒音・低振動化 ・市街地環境と樹林環境との間に畑地・草地的環境を保全・創出 ・現況地形を活かし、尾根線を壊さない土地利用 |
| 周辺との生物ネットワーク機能の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物ネットワークに配慮した残存緑地の配置 ・道路や住宅地等により既存のネットワークが分断される部分においては、生物移動を補助するためのエコロード施設¹、並木、生垣植栽等の設置促進 ・近自然工法を用いた人工水路による深沢川水系との生物ネットワークの維持 |

7.5.10 景観

現在主として山林である対象計画区域の景観の変化をできる限り穏やかなものとするために、事業計画の立案に当たっては、以下の点に配慮する。

- ・可能な限り法面を小さくし、法面上には周囲の樹林と調和する緑化を行う。
- ・残存する樹林が良好な景観を保つよう、樹林の状態の監視と計画的な管理を行う。
- ・工業団地用地に立地する企業に対しては、緑の多い地域に調和する建物の色彩、形状、配置とするよう指導・協議を行う。

7.5.11 自然とのふれあいの場

対象計画区域周辺のハイキングコースなど、自然とのふれあいの場への影響を回避・最小化するため、以下の点に配慮する。

- ・廃棄物の搬入にあたり車両の走行が集中しないように計画的な運行計画の立案に努める。
- ・車両整備を適切に実施し、騒音・振動の発生を抑制する。
- ・空ぶかしなどの不良運転による不必要な騒音発生を抑制する。
- ・実行可能な範囲で、最新の排出ガス適合車を採用するよう指導する。
- ・ハイキングコース付近では特に、歩行者の安全確保に配慮するよう指導する。

7.6 総括

本章において述べた各案の評価、長所・短所等をまとめると表 7.6.1 のとおりである。

表 7.6.1 対象計画の原案の評価 総括

| | A案 | B案 | C案 |
|---|----|----|----|
| 1. 社会経済面の項目 | | | |
| 1-1 事業に係る費用 | | | |
| 概算事業費 | | | |
| 事業採算性 | | | |
| 1-2 事業の効果 | | | |
| 公共最終処分場の県内確保 | | | |
| 民間先端技術産業の誘導・集積 | | | |
| 工業団地用地の配置 | | | |
| 経済波及効果 | | | |
| 雇用創出効果（造成・建設工事） | | | |
| ”（最終処分場運営・管理） | | | |
| 1-3 社会的な影響 | | | |
| 地域社会への影響 | | | |
| 地域交通への影響 | | | |
| 2. 環境面の項目 | | | |
| 廃棄物等 | | | |
| 大気質 | | | |
| 騒音、振動 | | | |
| 水象（流域面積） | | | |
| （流出係数） | | | |
| 地盤 | | | |
| 地象 | | | |
| 動物 | | | |
| 植物 | | | |
| 動植物の生息・生育基盤 | | | |
| 景観 | | | |
| 自然とのふれあいの場 | | | |
| ：他の案に比べて優れている ：他の案と同じまたはほとんど差がない ：他の案と比べて劣っている | | | |
| 3. 評価 | | | |
| 3-1 各複数原案の長所・短所 | | | |
| <p>A案は、他の案と比較した場合、廃棄物、流域面積の変化、土地の安定性の項目について優れているが、事業採算性、公共最終処分場の県内確保、最終処分場運営・管理時の雇用創出効果の評価は劣る。動物、植物の総合評価ではB案、C案と同等と評価するが、動植物の生息・生育基盤においては、B案、C案よりも優れていると考える。</p> <p>B案は、他の案と比較した場合、経済波及効果、造成・建設工事時の雇用創出効果の項目について優れているが、概算事業費について劣る。動物、植物では、総合評価ではA案、C案と同等と評価するが、評価対象区域内の特に湿地性環境に関してはB案が最もよく保全されると考えられる。動植物の生息・生育基盤の評価では、A案よりも劣ると考える。</p> <p>C案は、他の案と比較した場合、景観の評価において優れている。また、動物、植物の評価では、総合評価ではA案、B案と同等と評価するが、対象区域内の特に樹林環境に関してはC案が最もよく保全されると考えられる。動植物の生息・生育基盤の評価では、A案より劣ると考える。</p> | | | |
| 3-2 環境面と社会経済面の背反する関係 | | | |
| <p>環境面における「廃棄物発生量（造成等の工事により発生する伐採樹木量）」、「流域面積の変化（造成地・施設存在による深沢川の流域面積）」、「土地の安定性（造成地存在により出現する法面面積）」と社会経済面における「事業採算性」、「公共最終処分場の県内確保容量」、「雇用促進効果」は背反する関係にあると考える。</p> | | | |
| 3-3 環境配慮の方向性のまとめ | | | |
| <p>複数原案による環境影響には質的な差はないため、いずれの複数原案においても同様の環境配慮の検討が必要である。</p> | | | |

8. 本報告書に係る手続きの実施計画

8.1 報告書の周知・説明

8.1.1 インターネットホームページへの掲載

埼玉県環境防災部環境推進課のインターネットホームページにおいて、戦略的環境影響評価報告書を公開する。ホームページアドレスは、表 8.1.1 に示すとおりである。

表 8.1.1 報告書を公開するインターネットホームページ

| | 所在 | アドレス |
|-----|--------------------------------|---|
| 埼玉県 | 埼玉県環境防災部環境推進課 「戦略的環境アセスメント」 | http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BB00/asesu/saitamaSEA/index.html |

8.1.2 説明会の開催

戦略的環境影響評価報告書に係る説明会を、報告書縦覧期間中に1回開催する。

日時：平成17年1月30日 日曜日 14時30分～16時

会場：寄居町役場6階会議室

住所：埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

電話番号：048-581-2121

(問合せ先：埼玉県環境防災部資源循環推進課 048-830-3103)



出典：2004 Alps Mapping K.K.、Yahoo Japan Corporation

図 8.1.1 会場案内図

8.1.3 その他の手法による周知

広報誌において、縦覧場所、縦覧期間等の情報を、関係町村である寄居町、小川町、花園町、東秩父村に周知する。

8.2 報告書に関する意見聴取

戦略的環境影響評価報告書に対する意見は、縦覧期間中に、郵送、ファックス、電子メール、直接持参などで受け付ける。窓口及び提出要領は、表 8.2.1 の内容を予定する。

表 8.2.1 報告書に対する意見の受付窓口及び提出要領

| | |
|--------|---|
| 住所・宛先 | 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県環境防災部 資源循環推進課 |
| ファックス | 048-830-4791 |
| 電子メール | a3100@pref.saitama.lg.jp |
| 意見提出要領 | <ul style="list-style-type: none">・意見書には、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。・意見書の提出対象である報告書の名称（彩の国資源循環工場第 期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書）を併記する。 |

9. 調査等の受託者の氏名及び住所

名称： 株式会社 日建設計

代表者の氏名：代表取締役社長 中村光男

主たる事業所の所在地： 東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 3 号

10 . 社会経済面の調査、推計、評価の詳細

10 . 1 事業に係る費用

10 . 1 . 1 概算事業費

(1) 調査内容

概算事業費については、表 10.1.1 に示すように、既存の土地利用計画及び事業計画案に基づいて原単位を算出するなどの方法により、複数原案それぞれについて算定した。

表 10.1.1 概算事業費に係る調査内容

| | |
|------|------------------------------|
| 調査項目 | ・造成工、最終処分場築造工、インフラ工事に係る費用の総額 |
| 調査方法 | 事業計画を参照した。 |

(2) 調査結果

概算事業費の算出結果は、表 10.1.2 に示すとおりである。

表 10.1.2 概算事業費の調査結果

| | A 案 | B 案 | C 案 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 概算事業費（千円） | 5,660,000 | 6,980,000 | 5,930,000 |

(3) 評価

概算事業費はA案が最小で、約 56 億 6 千万円である。C 案も A 案とほぼ同じで約 59 億 3 千万円である。

B 案の概算事業費は、A 案よりも約 20%、13 億円程度多くなると推計される。

表 10.1.3 概算事業費の評価

| | A 案 | B 案 | C 案 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 概算事業費（千円） | 5,660,000 | 6,980,000 | 5,930,000 |
| 相対的比率 | 1.00 | 1.23 | 1.05 |
| 概算事業費の差 | | 1,320,000 | 270,000 |
| 相対評価 | | | |

注) : 他の案に比べて優れている
 : 他の案と同じまたはほとんど差がない
 : 他の案と比べて劣っている

10.1.2 事業採算性

(1) 調査内容

事業採算性については、表 10.1.4 に示すように、支出費用の大部分を占めている初期投資コスト(10.1.1の概算事業費)及び埋立作業を行うための概算運営費を算定し、合わせて主要な収入源である借地料及び廃棄物受入料を勘案することで、複数原案それぞれについて検討を行った。金利や現在価値等の詳細な項目については検討しないものとした。

表 10.1.4 事業採算性に係る調査内容

| | |
|------|---|
| 調査項目 | 【主な支出項目】 <ul style="list-style-type: none">・ 造成工、最終処分場築造工、インフラ工事に係る費用の総額・ 埋立作業を行うための作業員、重機の調達費等を含めた運営費の総額 【主な収入項目】 <ul style="list-style-type: none">・ 事業期間中の再資源化施設の借地料の総額・ 最終処分場の操業から終了までの廃棄物受入料金の総額 |
| 調査方法 | 第 期事業を参考に算定した。 |

(2) 調査結果

事業採算性の算出結果は、表 10.1.5 に示すとおりである。ただし、算定した事業期間は施設稼働後の15年間とした。

表 10.1.5 事業採算性の調査結果 単位:(億円)

| | A 案 | B 案 | C 案 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 【主な支出の総計】 | 73.1 | 90.8 | 78.6 |
| 初期投資(概算事業費) | 56.6 | 69.8 | 59.3 |
| 運営費 | 16.5 | 21.0 | 19.3 |
| 【主な収入の総計】 | 207.8 | 259.1 | 238.1 |
| 借地料収入 | 23.0 | 21.8 | 21.8 |
| 廃棄物受入料による収入 | 184.8 | 237.3 | 216.3 |
| 【収入 支出 = 概略の事業採算性】 | 134.7 | 168.3 | 159.5 |

(3) 評価

事業採算性はB案が最も優れているが、C案と大きな差は見られない。A案は、他の案に比べて劣っている。

表 10.1.6 事業採算性の評価

| | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 概略の事業採算性(億円) | 事業採算性 | 134.7 | 168.3 | 159.5 |
| 相対的比率 | が高いこと | 0.80 | 1.00 | 0.95 |
| 事業採算性の差(億円) | | 33.6 | | 8.8 |
| 評価 | | | | |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

10.2 事業の効果

10.2.1 事業目的の達成

(1) 調査内容

調査内容は、表 10.2.1 に示す2項目とした。

表 10.2.1 事業目的の達成に係る調査内容

| | |
|------|---------------------------------|
| 調査項目 | ・事業目的の整理 ・事業目的に係る対象計画実施による効果 |
| 調査方法 | 事業計画を参照した。 |

(2) 調査結果

本戦略的環境影響評価の対象計画である「造成事業」及び「最終処分場建設・運営事業」の事業目的は、表 10.2.2 のように整理される。

表 10.2.2 事業目的の達成に係る調査結果

| 事業目的 | 対象計画実施による効果 | | |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|
| | A案 | B案 | C案 |
| 公共最終処分場の県内確保 自ら最終処分場を確保することが困難な市町村、中小企業等の廃棄物の処分を補完するため、公共最終処分場を長期的・安定的に確保する。(戦略21 p.41) | 処分量： 88万トン | 処分量： 113万トン | 処分量： 103万トン |
| 再資源化困難物のリサイクル推進のための民間先端技術産業の誘導・集積を図る。 | 工業団地用地 面積：7.4ha | 工業団地用地 面積：7.0ha | 工業団地用地 面積：7.0ha |
| 工業団地用地の配置 まとめて配置した方がインフラ等の整備効率が良い。 | 北側に分散配置 | 北側に まとめて配置 | 南側に まとめて配置 |

(3) 評価

最終処分場の確保、工業団地用地の配置についてはB、C案に比べてA案がやや劣るが、再資源化困難物のリサイクル推進のため民間先端技術産業の誘導・集積の面では全案同じである。

表 10.2.3 事業目的の達成に係る評価

| 事業目的 | 評価の視点 | 対象計画実施による効果 | | |
|-----------------------------------|-----------------------|-------------|--------|--------|
| | | A案 | B案 | C案 |
| 公共最終処分場の県内確保 | 最終処分場として確保する容量が大きいこと | 88万トン | 113万トン | 103万トン |
| 相対的比率 | | 0.78 | 1.00 | 0.91 |
| 評価 | | | | |
| 再資源化困難物のリサイクル推進のための民間先端技術産業の誘導・集積 | 工業団地用地として確保する面積が大きいこと | 7.4ha | 7.0ha | 7.0ha |
| 相対的比率 | | 1.00 | 0.95 | 0.95 |
| 評価 | | | | |
| 工業団地用地の配置 | 工業団地用地がまとめて配置されていること | | | |
| 評価 | | | | |

注) : 他案に比べて優れている : 他案と同じまたはほとんど差がない
 : 他案と比べて劣っている

10.2.2 経済波及効果

(1) 調査内容

経済波及効果を詳細に検討することは現時点では困難である。そこで、経済波及効果が概算事業費の大きさにほぼ比例すると想定した。

(2) 調査結果

概算事業費の算出結果は、表 10.1.2 に示すとおりである。

(3) 評価

概算事業費はB案が最大、A案が最小で、C案もA案とほぼ同じであることから、B案を実施した場合の経済波及効果が最も大きいと推定される。

表 10.2.4 経済波及効果の評価

| | A案 | B案 | C案 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 概算事業費(千円) | 5,660,000 | 6,980,000 | 5,930,000 |
| 相対的比率 | 0.81 | 1.00 | 0.85 |
| 相対評価 | | | |

注) : 他案に比べて優れている
 : 他案と同じまたはほとんど差がない
 : 他案と比べて劣っている

【参考】工業団地用地に立地する民間企業施設の評価額の推計

推計方法

工業団地用地に企業が立地した場合の施設の評価額の推計方法を表 10.2.5 に示す。

表 10.2.5 工業団地用地に立地する民間企業施設の推計方法

| 推計項目 | 推計方法 |
|------------------------------------|---|
| 【参考】 ・工業団地用地に立地する民間企業施設の 評価額 | 第 期事業における評価額を分子とし、工業団地用地面積を分母として、面積あたりの評価額原単位を算定する。 |

推計結果

工業団地用地に企業が立地した場合の施設評価額原単位は表 10.2.6、評価額合計の推計結果は表 10.2.7 のとおりである。

表 10.2.6 工業団地用地に立地する民間企業施設の評価額原単位

| | |
|----------------------|------------|
| 第 期事業資源循環工場における施設評価額 | 450 億円 |
| 第 期事業の資源循環工場用地面積 | 14.76ha |
| 面積あたり施設評価額原単位 | 30.5 億円/ha |

資料：埼玉県

表 10.2.7 工業団地用地に立地する民間企業施設の推計結果

| | A 案 | B 案 | C 案 |
|-----------------|------------|-------|-------|
| 工業団地用地面積 (ha) | 7.4 | 7.0 | 7.0 |
| 原単位 | 30.5 億円/ha | | |
| 期待される施設評価額 (億円) | 225.7 | 213.5 | 213.5 |

評価

工業団地用地に立地する民間企業施設の評価額については、3つの複数原案いずれでも大きな差はないが、A案が他の2案よりも若干大きい。

表 10.2.8 工業団地用地に立地する民間企業施設の評価

| | 評価の視点 | A 案 | B 案 | C 案 |
|-----------------|-------------|-------|-------|-------|
| 期待される施設評価額 (億円) | 施設評価額が大きいこと | 225.7 | 213.5 | 213.5 |
| 差額 (億円) | | | -12.2 | -12.2 |
| 相対的比率 | | 1.00 | 0.95 | 0.95 |
| 評価 | | | | |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

10.2.3 雇用創出効果

(1) 調査内容

調査内容は、表 10.2.9 に示す項目とした。

なお、本戦略的環境影響評価の評価対象は、対象計画区域内の造成工事と最終処分場及び関連施設の建設工事であるが、参考として、対象計画区域内の工業団地用地に企業が立地した場合の企業による雇用創出効果についても推計し、本節末尾にまとめて示した。

表 10.2.9 雇用創出効果に係る調査内容

| | |
|------|--|
| 調査項目 | ・造成・建設工事中の雇用創出効果 ・最終処分場運営・管理時の雇用創出効果 【参考】 ・工業団地用地に立地する民間企業施設による雇用創出効果 |
| 調査方法 | 事業計画を参照した。 |

推計方法は、表 10.2.10 に示す項目とした。

表 10.2.10 雇用創出効果に係る推計方法

| 推計項目 | 推計方法 |
|---------------------|---|
| ・造成・建設工事中の雇用創出効果 | 第 期事業における土工量を分母とし、雇人員数を分子として、雇人員数原単位を算定する。 |
| ・最終処分場運営・管理時の雇用創出効果 | 第 期事業における廃棄物埋立業務は民間企業に委託されていることから、具体的な雇人員数を算出する代わりに、複数原案ごとの埋立処分量の比に応じた雇人員が発生すると想定して、埋立処分量の比を算出する。 |

(2) 調査結果

1) 造成・建設工事中の雇用創出効果

最終処分場及び工業団地用地の造成・建設工事中の雇用創出の原単位を、表 10.2.11 のように算出した。

表 10.2.11 造成・建設工事中の雇用創出効果に係る原単位

| | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 第 期事業における土工量 (切土(盛土換算) 盛土の合計) | 1,519,584m ³ |
| 第 期事業建設時の雇人員数 | 延べ約 32,610 人 |
| 土工量あたり雇人員数原単位 | 21.5 人/1,000m ³ |

出典：「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」平成 15 年 8 月、埼玉県埼玉県環境整備センター資料

複数原案ごとの雇用創出人員数を、原単位に基づき表 10.2.12 のように算出した。

表 10.2.12 造成・建設工事時の雇用創出効果に係る調査結果

| | A 案 | B 案 | C 案 |
|----------------------------|----------------------------|--------|--------|
| 土工量 (1,000m ³) | 800 | 1,230 | 870 |
| 原単位 | 21.5 人/1,000m ³ | | |
| 期待される雇用創出効果 (人) | 17,200 | 26,445 | 18,705 |

2) 最終処分場運営・管理時の雇用創出効果

複数原案ごとの最終処分場の埋立処分量は、表 10.2.13 のように計画されている。

表 10.2.13 最終処分場運営・管理時の雇用創出効果に係る調査結果

| | A 案 | B 案 | C 案 |
|---------------|------|------|------|
| 埋立処分計画量 (万トン) | 88 | 113 | 103 |
| 相対的比率 | 0.78 | 1.00 | 0.91 |

(3) 評価

最終処分場及び工業団地用地の造成・建設工事時の雇用創出効果は、表 10.2.14 のとおり、A 案、C 案に比較して、B 案の雇用が際立って大きい。

最終処分場の運営・管理時の雇用創出効果についても、B 案が最も大きく、A 案が最も小さい。

表 10.2.14 雇用創出効果に係る評価

| | 評価の視点 | A 案 | B 案 | C 案 |
|-------------------------------|-----------------------------|--------|--------|--------|
| 造成・建設工事時に期待される雇用創出効果 (人) | 雇用人員数が大きいこと | 17,200 | 26,445 | 18,705 |
| 相対的比率 | | 0.65 | 1.00 | 0.70 |
| 評価 | | | | |
| 最終処分場運営・管理時に期待される雇用促進効果 (万トン) | 雇用人員数が大きいこと (埋立処分量に比例する) | 88 | 113 | 103 |
| 相対的比率 | | 0.78 | 1.00 | 0.91 |
| 評価 | | | | |

注) : 他案に比べて優れている : 他案と同じまたはほとんど差がない
 : 他案と比べて劣っている

【参考】工業団地用地に立地する民間企業施設による雇用創出効果の推計

推計方法

工業団地用地に企業施設が立地した場合の雇用創出効果の推計方法を表 10.2.15 に示す。

表 10.2.15 工業団地用地に立地する民間企業施設による雇用創出効果の推計方法

| 推計項目 | 推計方法 |
|-------------------------------------|---|
| 【参考】 ・工業団地用地に立地する民間企業施設による雇用創出効果 | 第 期事業における工業団地用地面積を分母とし、雇用計画人員数を分子として、雇用人員数原単位を算定する。 |

推計結果

工業団地用地に企業が立地した場合の雇用原単位は表 10.2.16、雇用の推計結果は表 10.2.17 のとおりである。

表 10.2.16 工業団地用地に立地する民間企業施設による雇用創出効果の原単位

| | |
|---------------------------|--------------|
| 第 期事業資源循環工場における雇用計画（全体計画） | うち地元雇用人数 |
| 260 人 | 195 人（75.0%） |
| 第 期事業の資源循環工場用地面積 | |
| 14.76ha | |
| 面積あたり雇用人員数原単位 | うち地元雇用人数 |
| 17.62 人/ha | 13.22 人/ha |

資料：彩の国資源循環工場雇用計画調査結果

表 10.2.17 工業団地用地に立地する民間企業施設による雇用創出効果の推計結果

| | A 案 | B 案 | C 案 |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------|
| 工業団地用地面積（ha） | 7.4 | 7.0 | 7.0 |
| 原単位（人/ha） | 17.62 人/ha （うち地元雇用人数 13.22 人/ha） | | |
| 期待される雇用創出効果 （うち地元雇用人数）（人） | 130 (98) | 123 (93) | 123 (93) |

評価

工業団地用地に企業が立地した場合の民間企業による雇用創出効果については、3つの複数原案いずれでも大きな差はないが、A案が他の2案よりも若干大きい。

表 10.2.18 工業団地用地に立地する民間企業施設による雇用創出効果の評価

| | 評価の視点 | A 案 | B 案 | C 案 |
|------------------------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 期待される雇用創出効果 （うち地元雇用人数）（人） | 雇用人数が大きいこと | 130 (98) | 123 (93) | 123 (93) |
| 相対的比率 | | 1.00 | 0.95 | 0.95 |
| 評価 | | | | |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

10.3 社会的な影響

10.3.1 地域社会・文化への影響

(1) 調査内容

工事中、供用時、及び埋め立て終了後の跡地利用の3時点について、地域住民等の意見、関心事を取りまとめることにより、地元で懸案となっている地域社会・文化への影響の可能性を整理する。

参照する資料は、1)「彩の国資源循環工場「整備運営計画」に関する意見及び対応策」(平成15年、埼玉県環境防災部)、2)「彩の国資源循環工場「整備運営計画案」に関する意見及び対応策」(平成14年、埼玉県環境防災部)、3)「彩の国資源循環工場「募集要項案」に関する意見及び対応策」(平成13年、埼玉県環境防災部)、4)「彩の国資源循環工場「基本構想案」に関する意見及び対応策」(平成13年、埼玉県環境防災部)、及び、5)対象計画に係る戦略的環境影響評価計画書に対する意見書とした。

(2) 調査結果

資料では、地域社会・文化への影響の意見等と分類できる意見として、以下のような意見が提出されている。

表 10.3.1 地域社会・文化への影響に係る意見等

| | 地域社会への影響についての意見等 | 地域文化への影響についての意見等 |
|--------------|---|--|
| 全般 | <ul style="list-style-type: none"> 工業団地予定地の土地利用については、多くの住民の声を聞き、慎重に進めること | <ul style="list-style-type: none"> 観光資源である鉢形城址、名勝である「深沢四十八釜」の上流に位置する施設ができることで、地域の観光への影響が懸念される。 ハヤブサを見に来る観光客への影響が懸念される。 |
| 工事中 | - | - |
| 供用時 | <ul style="list-style-type: none"> 地元雇用を拡大すること 地元のイメージアップを図るため、資源循環型の研究施設を建設又は誘致すること | <ul style="list-style-type: none"> 公園の整備にあたっては長瀬の「ロウバイ」のように観光客を呼び込むような特徴ある整備を行うこと |
| 埋め立て終了後の跡地利用 | <ul style="list-style-type: none"> 埋め立て跡地を全面的に公園化すること 埋め立てが終了したら、元の自然に復元すること 公園・緑地部分でもっと県民が楽しめる要素を入れること。 | - |

(3) 評価

影響の内容及び程度は、表 10.3.2 に示すように、複数原案のいずれによらず、共通であると考えられる。

表 10.3.2 地域社会・文化への影響に係る評価

| 地域社会・文化への影響 | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|--|------------------------------|------|------|------|
| ・工業団地予定地の土地利用については、多くの住民の声を聞き、慎重に進めること | 地域社会の意見が十分に反映されること | | | |
| ・観光資源である鉢形城址、名勝である「深沢四十八釜」の上流に位置する施設ができることで、地域の観光への影響が懸念される。 ・ハヤブサを見に来る観光客への影響が懸念される。 | 観光への影響が発生しないこと | | | |
| ・公園の整備にあたっては長瀬の「ロウバイ」のように観光客を呼び込むような特徴ある整備を行うこと | 地域資源を活用した公園緑地の整備を図ること | | | |
| ・供用時に地元雇用を拡大すること | 地元雇用が大きいこと (表 10.2.14) | 0.78 | 1.00 | 0.91 |
| ・地元のイメージアップを図るため、資源循環型の研究施設を建設又は誘致すること | 地元のイメージアップの努力を行うこと | | | |
| ・埋め立て跡地を全面的に公園化すること ・埋め立てが終了したら、元の自然に復元すること ・公園・緑地部分でもっと県民が楽しめる要素を入れること。 | 埋め立て跡地において公共的価値のある再利用が行われること | | | |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

なお、観光資源への影響については、現時点で詳細な影響予測を実施することは困難であることから、今後、第 期事業、及び本対象計画の内容と意義について、広域から来町する観光客にも理解が得られるよう広報に努める必要がある。また、第 期事業、及び本対象計画の環境保全措置についても、同様に広報に努める必要がある。

10.3.2 地域交通への影響

(1) 調査内容

工事中、供用時、及び埋め立て終了後の跡地利用の3時点について、地域住民等の意見、関心事を取りまとめることにより、地元で懸案となっている地域交通への影響の可能性を整理する。

参照する資料は、1)「彩の国資源循環工場「整備運営計画」に関する意見及び対応策」(平成15年、埼玉県環境防災部)、2)「彩の国資源循環工場「整備運営計画案」に関する意見及び対応策」(平成14年、埼玉県環境防災部)、3)「彩の国資源循環工場「募集要項案」に関する意見及び対応策」(平成13年、埼玉県環境防災部)、4)「彩の国資源循環工場「基本構想案」に関する

意見及び対応策」(平成 13 年、埼玉県環境防災部) 及び、5)対象計画に係る戦略的環境影響評価計画書に対する意見書とした。

また、埼玉県による対象計画区域周辺における地域交通基盤整備状況についても調査した。

(2) 調査結果

これまでに、通学路等の安全確保と、トラックの滞留防止についての意見が出されている。

表 10.3.3 地域交通への影響に係る懸念等

| |
|---|
| ・国道 254 号の通学路等の安全確保のため、通学時間帯の車両通行禁止、歩道の整備等の措置を講じること |
| ・国道 254 号にトラックが滞留しないよう対策を講じること |

上記意見が出されたことから、対象計画の工事中及び供用時の車両通行ルートと、周辺小学校・中学校の通学路の重ね合わせを行った。

また、小学生・中学生の通学時間と廃棄物の受入時間を比較すると、表 10.3.4 のとおりである。

表 10.3.4 小学生・中学生の通学時間及び廃棄物の受入時間

| | | |
|-------------------------|------------|--|
| 小学生の通学時間 | 登校時間 | 7:30-8:05 |
| | 下校時間 | 低学年 14:00- 高学年 16:00- |
| 中学生の通学時間 | 登校時間 | 7:00-8:15 |
| | 下校時間 | 15:30- (夏季 18:00-19:15) (冬季 16:30-18:00) |
| 最終処分場受入時間 | 9:00-16:00 | |
| 【参考】第 期事業 資源循環工場受入時間 | 7:00-18:00 | |

なお、埼玉県では、搬入・搬出車両通行ルートである国道 254 号については、表 10.3.5 に示すように地域交通対策を実施・検討している。なお、図 10.3.1 に示す区間については、歩道の整備が完了している。

表 10.3.5 対象計画区域周辺において埼玉県が実施・検討している地域交通対策等

| |
|---|
| ・国道 254 号について、国道 140 号から小川町境までの区間の歩道整備を平成 13 年 9 月までに完了した。 |
| ・周辺道路の渋滞防止のため、第 期事業において場内(第 期事業区域)に大型車両 60 台分の共用駐車場を設置している。また、主な進入経路を左折入場、左折退場とし、入退場の順番待ちによる滞留を防止する方法などを検討する。 |

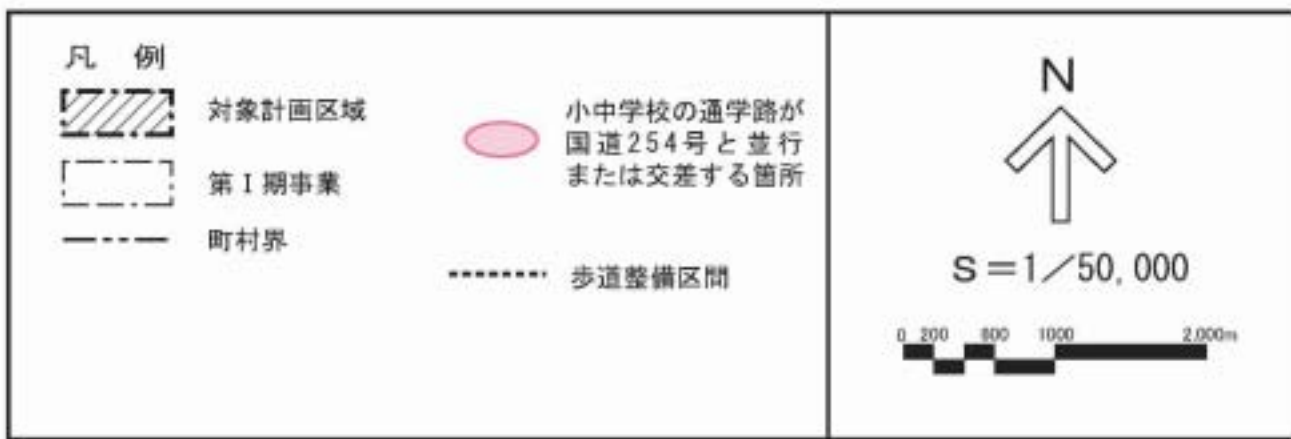
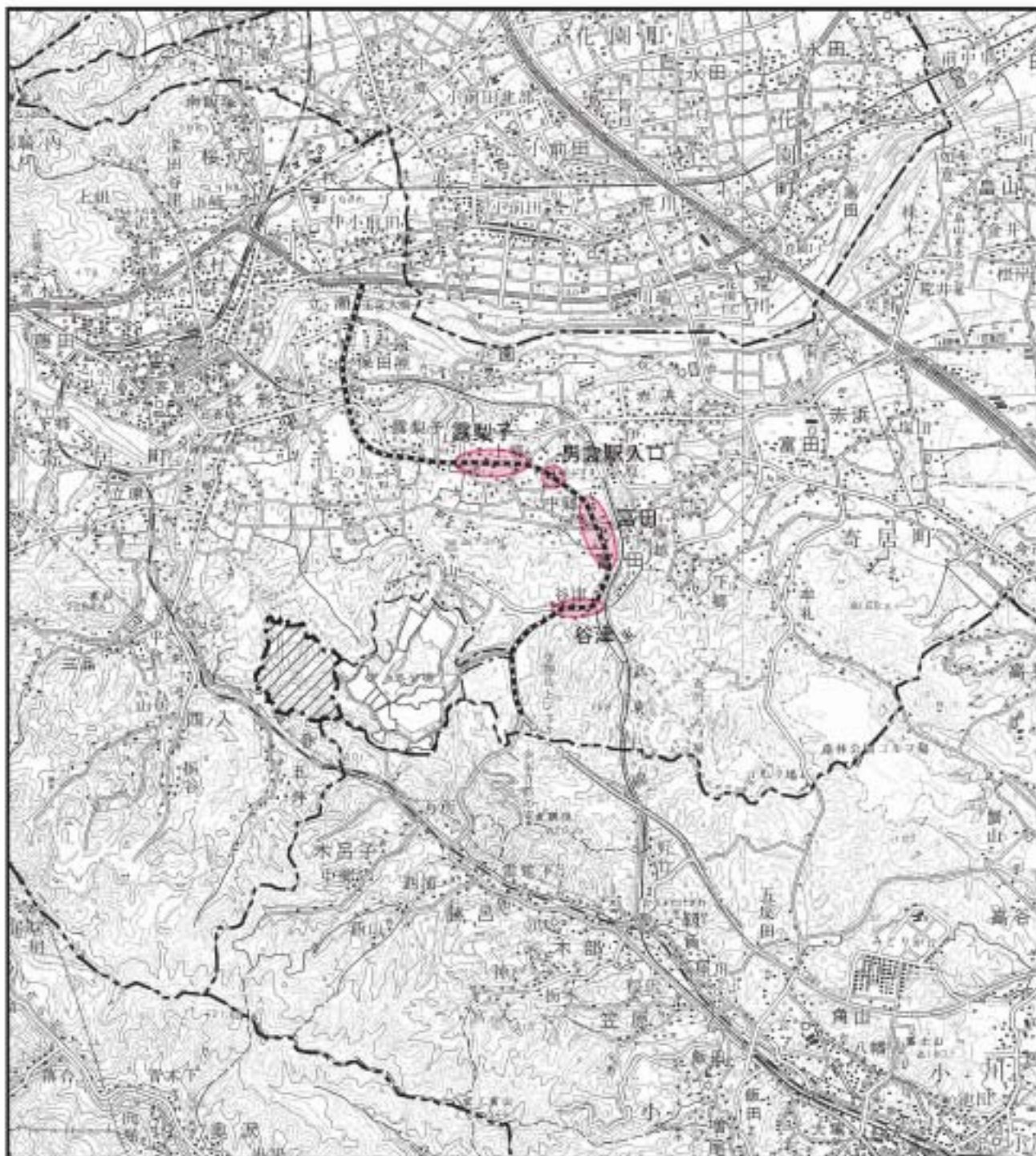


図-10.3.1 周辺小中学校の通学路が国道254号と並行または交差する箇所

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

(3) 評価

通学路と国道 254 号を重ねあわせると、露梨子、男衾駅入口、富田、谷津の 4 か所で、車両通行ルートを小中学生が横断する可能性が高いが、この 4 か所には信号機と歩道が設置されている。

最終処分場供用時の搬入・搬出車両台数は、本報告書「11.2 大気質、騒音、振動」において詳しく予測しているが、対象計画区域から寄居町方面に向かう台数は、表 10.3.6 のように予測されている。複数原案ごとに発生交通量の差はなく、現況の交通量に対する負荷率の差は小さいと考えられる。

表 10.3.6 複数原案ごとの搬入・搬出車両台数の予測（寄居町方面）

| | A 案 | B 案 | C 案 |
|--------------------|-----|-----|-----|
| 搬入・搬出車両延べ予測台数（台/日） | 62 | | |

以上の予測結果から、地域交通に対する影響の内容及び程度は、表 10.3.7 に示すように、複数原案のいずれも差がないと評価できる。

表 10.3.7 地域交通への影響についての複数原案の評価

| | 評価の視点 | A 案 | B 案 | C 案 |
|---|-----------------|-----|-----|-----|
| ・国道 254 号の通学路等の安全確保のため、通学時間帯の車両通行禁止、歩道の整備等の措置を講じること | 通学路の安全が確保されること | | | |
| ・国道 254 号にトラックが滞留しないよう対策を講じること | トラックの滞留が発生しないこと | | | |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

(4) 環境配慮の方向性

廃棄物の受入時間と小学生・中学生の下校時間が重なるため、特に運転手の注意を喚起することが重要である。

なお、工業団地用地に民間企業施設が立地した際には、表 10.3.4 の第 期事業資源循環工場受入時間にあるように、小学生・中学生の登下校時間と工業団地の発生集中交通量の通行時間が重なるため、さらにきめ細かい交通安全対策を行う必要がある。

11. 環境面の調査、予測、評価の詳細

11.1 廃棄物等

11.1.1 調査

(1) 調査内容

本対象計画では、造成工事における切土量と盛土量をバランスさせ、残土を発生させないことを基本方針としている。

そこで、本対象計画から発生する主な廃棄物は、現在対象計画区域内に生育している樹木が伐採されて発生する伐採木材であることから、高木の生育本数と1本当りの木材量の原単位について調査した。

(2) 調査結果

第 期事業の造成に当って伐採木材量の推計が行われており、そこで採用されている原単位は表 11.1.1 に示すとおりである。対象計画地における樹木の生育状況も第 期事業と同様と設定し、表 11.1.1 の原単位を予測に使用することとした。

表 11.1.1 高木の伐採木材量原単位

| | |
|----------|---|
| 生育本数 | 1本 / 4 m ² (推定) |
| 1本当りの木材量 | 直径 20cm × 高さ 20m (推定) = 0.628m ³ |

資料：「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」平成 15 年 8 月、埼玉県

11.1.2 予測

(1) 予測内容

工事期間に対象計画区域から発生する伐採木材量を予測する。

(2) 予測結果

対象計画の複数原案ごとに造成面積が異なることから、それぞれの造成区域内に生育している高木本数を推計し、これに1本あたりの体積を掛け合わせることで、発生木材量を算出した。予測結果は表 11.1.2 に示すとおりである。

本事業の実施にあたっては、これら伐採木材や伐根はチップ化し、公園・緑地の整備で利用する計画である。

表 11.1.2 高木の伐採木材量

| | A 案 | B 案 | C 案 |
|---------------------------------|---------|---------|---------|
| A. 高木林の伐採面積 (m ²) | 200,900 | 223,800 | 220,600 |
| B. 生育本数 (本) | 50,225 | 55,950 | 55,150 |
| C. 1 本当たりの木材量 (m ³) | 0.628 | | |
| D. 高木の伐採木材量 (m ³) | 31,541 | 35,137 | 34,634 |

注) B = A / 4

11.1.3 評価

(1) 評価内容

廃棄物の発生量について、複数原案を比較して評価する。

(2) 評価結果

伐採木材量は、造成面積が最も小さいA案が最小で、伐採木材量は約 32,000m³である。

B案、C案とA案との差は、10%程度で、伐採木材量の差は 3,000~3,600m³である。

表 11.1.3 高木の伐採木材量の相対比較

| | 評価の視点 | A 案 | B 案 | C 案 |
|----------------------------|------------------|--------|--------|--------|
| 高木の伐採木材量 (m ³) | | 31,541 | 35,137 | 34,634 |
| 相対的比率 | 廃棄物発生量が 少ないこと | 1.00 | 1.11 | 1.10 |
| 排出量の差 (m ³) | | | 3,596 | 3,093 |
| 相対評価 | | | | |

注) ○ : 他の案に比べて優れている △ : 他の案と同じまたはほとんど差がない
 × : 他の案と比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

伐採木材は、チップ化するなどして、対象計画区域内及び第 Ⅱ 期事業の緑地等で再利用を図る。
 伐根についても、同様に再利用を図る。

11.2 大気質、騒音、振動

11.2.1 調査

(1) 調査内容

対象計画区域内の造成工事と、最終処分場の供用に係る自動車交通の発生量と、自動車交通に伴う影響発生の原単位について、表 11.2.1 に示す既存資料によって調査した。

表 11.2.1 大気質、騒音、振動に係る調査に利用した資料

| | 資料名 | 発行者 | 発行年 | 抽出内容 |
|---|---------------------------------|------------|---------|--|
| 1 | 平成 15 年度環境省委託業務報告書 総量削減計画進行管理調査 | 埼玉県 | 平成 16 年 | ・窒素酸化物の排出係数 ・粒子状物質の排出係数 |
| 2 | 東京都内自動車排出ガス算出及び将来予測調査委託報告書 | 東京都 | 平成 12 年 | ・炭化水素の排出係数 |
| 3 | 道路環境影響評価の技術手法 | (財)道路環境研究所 | 平成 12 年 | ・自動車走行騒音のパワーレベル算定式 ・道路交通騒音の予測式 ・道路交通振動の予測式 |
| 4 | 彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書 | 埼玉県 | 平成 15 年 | ・国道 254 号の道路幅員 |

(2) 調査結果

1) 工事中の発生交通量

対象計画区域の工事は土地造成が中心であるが、場内で切土量と盛土量をバランスさせ、場外からの搬入や場外への搬出は行わない計画である。したがって、発生する交通は、工事開始・終了時の重機の搬入搬出が主であり、その間は、工程に応じた出入りがあるが、発生交通量としては少ないと予想される。

2) 最終処分場の供用時の発生交通量

本対象計画の廃棄物最終処分場関連の自動車交通の発生量は、類似施設である第 期事業の最終処分場（埼玉県環境整備センター）への搬入車両台数の実績によると、表 11.2.2 に示すとおりである。

表 11.2.2 第 期事業の最終処分場（埼玉県環境整備センター）への搬入車両台数

単位：台

| | 時間帯 | 総台数 | 寄居方面 | 小川方面 |
|-----|------|-----|------|------|
| 入場 | 8時台 | 1 | 0 | 1 |
| | 9時台 | 16 | 7 | 9 |
| | 10時台 | 17 | 5 | 13 |
| | 11時台 | 15 | 5 | 10 |
| | 12時台 | 1 | 1 | 0 |
| | 13時台 | 17 | 7 | 10 |
| | 14時台 | 12 | 4 | 8 |
| | 15時台 | 5 | 2 | 3 |
| | 小計 | 84 | 31 | 54 |
| 出場 | 8時台 | 0 | 0 | 0 |
| | 9時台 | 16 | 8 | 9 |
| | 10時台 | 14 | 4 | 10 |
| | 11時台 | 19 | 5 | 14 |
| | 12時台 | 0 | 0 | 0 |
| | 13時台 | 16 | 7 | 9 |
| | 14時台 | 11 | 4 | 7 |
| | 15時台 | 8 | 3 | 5 |
| | 小計 | 84 | 31 | 54 |
| 合 計 | | 168 | 62 | 108 |

資料：実績による

3) 自動車交通に伴う影響発生 の原単位

ア．大気質に係る自動車交通に伴う影響発生 の原単位（自動車の排出係数）

自動車の窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び炭化水素の排出係数は、表—11.2.3 に示すとおりである。

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数は、「平成 15 年度環境省委託業務報告書 総量削減計画進行管理調査」（平成 16 年 3 月、埼玉県）に示される平成 14 年度の排出係数を用いた。

炭化水素の排出係数については、上記報告書で排出係数が整理されていないため、「東京都内自動車排出ガス算出及び将来予測調査委託報告書」（平成 12 年 3 月、東京都）に示される値を用いた。

また、排出係数の設定に用いる自動車の走行速度は、本対象計画の廃棄物最終処分場関連の車両が走行するルートである国道 254 号の規制速度とし、50km/時と設定した。

表 11.2.3 自動車の排出係数

| 車種 | | 車種別排出係数 (g/km・台) | | |
|-----|------|------------------|----------------------------------|--------|
| | | 窒素酸化物 | 浮遊粒子状物質 (粒子状物質) ^{注)} | 炭化水素 |
| | | 50km/h | 50km/h | 50km/h |
| 小型車 | 軽乗用 | 0.175 | 0.001 | 0.049 |
| | 乗用 | 0.136 | 0.006 | 0.052 |
| | 軽貨物 | 0.391 | 0.001 | 0.817 |
| | 小型貨物 | 0.546 | 0.045 | 0.207 |
| | 貨客 | 0.546 | 0.045 | 0.110 |
| 大型車 | バス | 3.237 | 0.414 | 0.708 |
| | 普通貨物 | 2.698 | 0.322 | 0.501 |
| | 特種 | 1.783 | 0.152 | 0.420 |

注) 浮遊粒子状物質の排出係数は、資料に示される粒子状物質の値より設定した。

資料: 「平成 15 年度環境省委託業務報告書 総量削減計画進行管理調査」(平成 16 年 3 月、埼玉県)

「東京都内自動車排出ガス量算出及び将来予測調査委託報告書」(平成 12 年 3 月、東京都)

イ．騒音に係る自動車交通に伴う影響発生の原単位 (自動車走行騒音のパワーレベル)

自動車走行騒音のパワーレベルは、表 11.2.4 に示すとおりである。

自動車走行騒音のパワーレベルは、「道路環境影響評価の技術手法」(平成 12 年 11 月、(財)道路環境研究所)に基づき、日本音響学会提案の道路交通騒音の予測モデルに示される一般道路の非定常区間 (走行速度 10km/時 ~ 60km/時) のパワーレベル算定式を用いて、小型車・大型車の 2 車種区分のパワーレベルを算定した。

また、自動車走行騒音のパワーレベルの算定に用いる自動車の走行速度は、本対象計画の廃棄物最終処分場関連の車両が走行するルートである国道 254 号の規制速度とし 50km/時と設定した。

表 11.2.4 自動車走行騒音のパワーレベル

| 車種分類 | 自動車走行騒音の パワーレベル (L _w) 算定式 | 走行速度 (V) | 自動車走行騒音の パワーレベル |
|------|--|-------------|--------------------|
| 小型車 | $L_w = 82.3 + 10 \log_{10} V$ | 50km/時 | 99dB |
| 大型車 | $L_w = 88.8 + 10 \log_{10} V$ | 50km/時 | 106dB |

資料: 「道路環境影響評価の技術手法」(平成 12 年 11 月、(財)道路環境研究所)

ウ．振動に係る自動車交通に伴う影響発生の原単位

振動に係る自動車交通に伴う影響発生の原単位は、既存資料において、特に整理されていない。その理由は、自動車交通に伴う振動については、車両の大きさ、走行速度のほかに、路面平坦性、地盤条件等の因子が影響を及ぼすので自動車 1 台当たりの走行振動が設定できないためである。

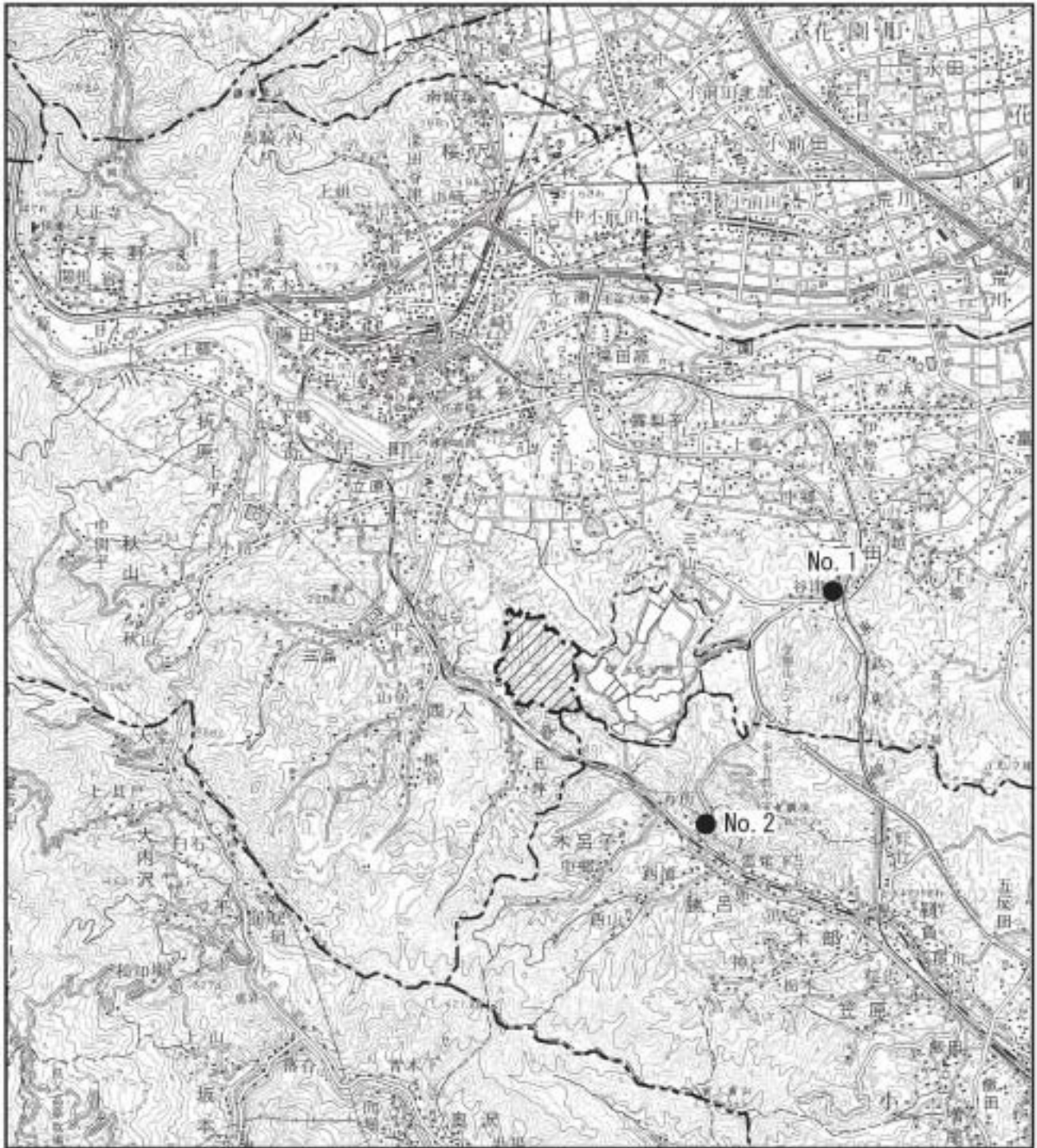
11.2.2 予測

(1) 予測内容




最終処分場の供用時に係る自動車交通により発生する大気汚染、騒音、振動の程度を、表 11.2.5 の原単位等をもとに予測する。

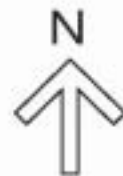
表 11.2.5 自動車交通に伴う大気質、騒音、振動に係る予測内容

| | |
|------|--|
| 予測項目 | 自動車交通により発生する大気汚染（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素）騒音、振動の程度 |
| 予測時期 | 供用後 |
| 予測方法 | <p>自動車交通により発生する大気汚染（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素）騒音、振動の程度を、原単位等を基に推計した。</p> <p>ア．自動車交通により発生する大気汚染物質の排出量 以下の式により算定した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>大気汚染物質排出量（g/日・km） = 最終処分場への搬入車両台数（台/日）× 普通貨物の排出係数（g/km・台）^{注）}</p> </div> <p>注）普通貨物の排出係数は表 11.2.3 参照</p> <p>イ．自動車交通により発生する騒音 「道路環境影響評価の技術手法」（平成 12 年 11 月、（財）道路環境研究所）に示される日本音響学会提案の道路交通騒音の予測モデルを用いて道路端における騒音を推計した。</p> <p>ウ．自動車交通により発生する振動 「道路環境影響評価の技術手法」（平成 12 年 11 月、（財）道路環境研究所）に示される道路交通振動の予測式を用いて道路端における振動を推計した。</p> |
| 予測条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予測地点 本事業の最終処分場への搬入車両の走行ルートである国道 254 号上の 2 地点とした（図 11.2.1 参照）。 ・ 各案の最終処分場への搬入車両台数 第一期事業の最終処分場（埼玉県環境整備センター）への搬入車両台数の実績（表 11.2.2 参照）に基づき表 11.2.6 に示すとおり設定した。 なお、搬入車両台数は、各案とも同様とした。 ・ 道路条件 表 11.2.7 に示すとおりとした。 |



凡例

-  対象計画区域
-  第1期事業
-  町村界
-  予測地点



S = 1/50,000



図-11.2.1 大気質、騒音、振動予測地点

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

表 11.2.6 各案の最終処分場への搬入車両台数（各案共通）

単位：台

| | 時間帯 | 1 地点（寄居方面） | | | 2 地点（小川方面） | | |
|----|------|------------|-----|-----|------------|-----|-----|
| | | A 案 | B 案 | C 案 | A 案 | B 案 | C 案 |
| 入場 | 8時台 | 0 | | | 1 | | |
| | 9時台 | 7 | | | 9 | | |
| | 10時台 | 5 | | | 13 | | |
| | 11時台 | 5 | | | 10 | | |
| | 12時台 | 1 | | | 0 | | |
| | 13時台 | 7 | | | 10 | | |
| | 14時台 | 4 | | | 8 | | |
| | 15時台 | 2 | | | 3 | | |
| | 小計 | 31 | | | 54 | | |
| 出場 | 8時台 | 0 | | | 0 | | |
| | 9時台 | 8 | | | 9 | | |
| | 10時台 | 4 | | | 10 | | |
| | 11時台 | 5 | | | 14 | | |
| | 12時台 | 0 | | | 0 | | |
| | 13時台 | 7 | | | 9 | | |
| | 14時台 | 4 | | | 7 | | |
| | 15時台 | 3 | | | 5 | | |
| | 小計 | 31 | | | 54 | | |
| 合計 | 62 | | | 108 | | | |

注) 台数は、第一期事業の最終処分場（埼玉県環境整備センター）への搬入車両台数の実績と同様として設定した。

表 11.2.7 予測に用いた道路条件

| 予測地点 | 道路構造 | 車線数 | 車道幅員 | 道路幅員 |
|------------------------|------|-----|-------|-------|
| 1 地点 国道 254 号谷津集会所前 | 平坦 | 2 | 6.48m | 8.63m |
| 2 地点 国道 254 号木呂子 | 平坦 | 2 | 6.22m | 8.67m |

資料：「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」
平成 15 年 12 月、埼玉県

(2) 予測結果

新たに付加される自動車交通に伴う大気質、騒音、振動に係る予測結果は、表 11.2.8 に示すとおりである。

表 11.2.8 新たに付加される自動車交通に伴う大気質、騒音、振動に係る予測結果

| 予測項目 | 予測地点 | 予測物質 | A 案 | B 案 | C 案 |
|-------------------------------------|------|---------|-----|-----|-----|
| 新たに付加される自動車交通に伴う大気汚染物質の排出量 (g/日・km) | 1 地点 | 窒素酸化物 | 167 | | |
| | | 浮遊粒子状物質 | 20 | | |
| | | 炭化水素 | 31 | | |
| | 2 地点 | 窒素酸化物 | 291 | | |
| | | 浮遊粒子状物質 | 35 | | |
| | | 炭化水素 | 54 | | |
| | 合 計 | 窒素酸化物 | 458 | | |
| | | 浮遊粒子状物質 | 55 | | |
| | | 炭化水素 | 85 | | |
| 新たに付加される自動車交通に伴う騒音レベル (dB) | 1 地点 | 54.8 | | | |
| | 2 地点 | 56.9 | | | |
| 新たに付加される自動車交通に伴う振動レベル (dB) | 1 地点 | 32 | | | |
| | 2 地点 | 35 | | | |

11.2.3 評価

(1) 評価内容

自動車交通に伴う大気質、騒音、振動に係る評価内容は、表 11.2.9 に示すとおりである。

表 11.2.9 自動車交通に伴う大気質、騒音、振動に係る評価内容

| 評価項目 | 自動車交通に伴う大気質、騒音、振動 |
|------|--|
| 評価方法 | A ~ C 案の 3 案の比較により評価する。 環境配慮の方向性について整理する。 |

(2) 評価結果

自動車交通に伴う大気質、騒音、振動に係る評価結果は、表 11.2.10 に示すとおりである。

表 11.2.10 自動車交通に伴う大気質、騒音、振動に係る評価結果

| 評価項目 | 評価の視点 | | A案 | B案 | C案 |
|--|--------------------------|---------|------|----|----|
| 新たに付加される自動車交通に伴う大気汚染物質の排出量の程度 (g/日・km) | 自動車交通による大気汚染物質の排出量が小さいこと | 窒素酸化物 | 458 | | |
| | | 浮遊粒子状物質 | 55 | | |
| | | 炭化水素 | 85 | | |
| | | 評価 | | | |
| 新たに付加される自動車交通に伴う騒音レベルの程度 (dB) | 自動車交通から発生する騒音レベルが小さいこと | 1 地点 | 54.8 | | |
| | | 2 地点 | 56.9 | | |
| | | 評価 | | | |
| 新たに付加される自動車交通に伴う振動レベルの程度 (dB) | 自動車交通から発生する振動レベルが小さいこと | 1 地点 | 32 | | |
| | | 2 地点 | 35 | | |
| | | 評価 | | | |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

自動車交通に伴う大気質、騒音、振動に係る環境配慮の方向性は、以下に示すとおりである。

- ・ 廃棄物の搬入にあたり車両の走行が集中しないように計画的な運行計画の立案に努める。
- ・ 車両整備を適切に実施し、騒音・振動の発生を抑制する。
- ・ 空ぶかしなどの不良運転による不必要な騒音発生を抑制する。
- ・ 実行可能な範囲で、最新の排出ガス適合車を採用するよう指導する。

11.3 水象

11.3.1 調査

(1) 調査内容

造成・施設による流域界、浸透面の変化、及び用途別・工種別の流出係数について調査した。調査の範囲は、対象計画区域とした。調査方法は、対象計画及び表 11.3.1 に示す既存資料によった。

表 11.3.1 水象に係る調査に利用した資料

| 資料名 | 発行者 | 発行年 | 抽出内容 |
|--------------------|-----|-------------|--------------------------------|
| 都市計画法に基づく開発許可制度の解説 | 埼玉県 | 平成 15 年 6 月 | ・用途別総合流出係数標準値 ・工種別基礎流出係数標準値 |

(2) 調査結果

1) 流域界の変化

雨水排水について、造成工事による流域界の変化は発生せず、対象計画区域への降雨は、防災調整池を経て、現況どおり全て深沢川に流入する計画となっている。

ただし、対象計画区域面積の 17.6%～19.6%にあたる最終処分場への降雨は、浸出水処理施設に集め、水質の処理を行って塩沢川下流へ放流する。

2) 用途別・工種別の流出係数標準値

用途別・工種別の流出係数調査結果は、表 11.3.2,3 に示すとおりである。

表 11.3.2 用途別総合流出係数標準値

| 用途別 | 総合流出係数 |
|--|--------|
| 敷地内に間地が非常に少ない商業用地域及びこれに類似する住宅地域 | 0.80 |
| 浸透面がある野外作業場などの間地を若干持つ工業用地域及び庭が若干ある住宅地域 | 0.65 |
| 中高層住宅団地及び戸建て住宅の多い地域 | 0.50 |
| 庭園を多く持つ戸建て住宅地及び畑地等が比較的多く残る郊外地域 | 0.35 |

表 11.3.3 工種別基礎流出係数標準値

| 工種別 | 流出係数 | 工種別 | 流出係数 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 屋根 | 0.85～0.95 | 間地（空地） | 0.10～0.30 |
| 道路 | 0.80～0.90 | 芝・樹木の多い公園 | 0.05～0.25 |
| その他の不透水面 | 0.75～0.85 | 勾配のゆるい山地 | 0.20～0.40 |
| 水面 | 1.00 | 勾配の急な山地 | 0.40～0.60 |

注) 原則として中間値を用いるものとする。

ただし、実験により開発計画の実状に合わせた具体的な数値が確認できる場合は、上表の範囲内で当該数値を用いることができる。

11.3.2 予測

(1) 予測内容

最終処分場の浸出水は、ポンプアップされ第一期事業の水処理施設に搬送されるため、対象計画区域内に存在する深沢川の流域面積に変化が生じる。また、土地利用の変化により地表面の雨水流出係数に変化が生じる。このため、複数原案ごとの排水計画案、造成計画案により、流域面積の変化、地表面の浸透率の変化を予測する。

(2) 予測結果

複数原案ごとの土地利用面積に流出係数を掛け合わせ、最終処分場を除く対象計画区域の面積で割ることにより、平均の流出係数を算出した。参考として、現況の平均流出係数も同様に算出した。

算出結果は表 11.3.4 に示すとおりである。

表 11.3.4 対象計画区域の土地利用面積と平均流出係数

| 用途別土地利用 | 採用する流出係数 | 用途別面積 (ha) | | | (参考) 現況 |
|---------------|------------------------|------------|-------|-------|------------|
| | | A案 | B案 | C案 | |
| 山林 | 0.50 (勾配の急な山地) | 19.7 | 18.8 | 20.1 | 32.7 |
| 荒地(放棄水田等) | 0.80 (その他の不透水面) | 1.2 | 1.3 | 1.0 | 3.6 |
| 水田 | 0.80 (その他の不透水面) | 0.2 | 0.4 | 0.2 | 2.4 |
| 畑 | 0.20 (間地(空地)) | 0.3 | 0.0 | 0.1 | 1.3 |
| その他(道路・農業施設等) | 0.85 (道路) | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.4 |
| 盛土法面 | 0.50 (勾配の急な山地) | 0.6 | 0.7 | 1.1 | |
| 切土法面 | 0.50 (勾配の急な山地) | 1.1 | 1.4 | 1.1 | |
| 工業団地用地 | 0.65 (間地を若干持つ工業用地域) | 7.4 | 7.0 | 7.0 | |
| 最終処分場 | (流域外) | 7.1 | 7.9 | 7.8 | |
| 道路 | 0.85 (道路) | 2.0 | 2.1 | 1.3 | |
| 防災調整池 | 1.00 (水面) | 0.7 | 0.7 | 0.7 | |
| 合計 | | 40.4 | 40.4 | 40.4 | 40.4 |
| 平均流出係数 | | 0.576 | 0.582 | 0.567 | 0.538 |

注) 平均流出係数 = ((用途別土地利用の流出係数 × 用途別面積)) / (対象計画区域面積 - 最終処分場面積) と算出した。

11.3.3 評価

(1) 評価内容

流域面積の変化の程度と、流出係数の平均値を複数原案相互に比較して評価する。

(2) 評価結果

深沢川の流域面積の変化については、複数原案のうち、A案が比較的優れている。

また、平均流出係数については、現況より雨水浸透が小さくなると予測されるものの、複数原案の間にはほとんど差がない。

表 11.3.5 対象計画区域の平均流出係数の変化の評価

| | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 | (参考) 現況 |
|-----------------|---------------|-------|-------|-------|------------|
| 深沢川の流域面積の変化(ha) | 流域面積の変化が小さいこと | -7.11 | -7.93 | -7.81 | |
| 相対的比率 | | 1.00 | 1.12 | 1.10 | |
| 評価 | | | | | |
| 平均流出係数 | 流出係数が現況に近いこと | 0.576 | 0.582 | 0.567 | 0.538 |
| 相対的比率 | | 1.02 | 1.03 | 1.00 | |
| 評価 | | | | | |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

供用時の雨水の平均流出係数が現況より大きくなる点について、防災調整池を適切に設計し、深沢川の流況の変化を最小化する。

11.4 地盤

11.4.1 調査

(1) 調査内容

最終処分場からの漏水の可能性を予測するため、対象計画において採用を検討している遮水工法と、同様の工法を採用し既に埋立を実施している最終処分場における遮水実績について調査した。また、漏水事故の際の深層地下水への影響の可能性を検討するため、対象計画区域内の地質の透水性を調査した。

(2) 調査結果

1) 遮水工法

対象計画における遮水工法の検討にあたっては、現在、埼玉県環境整備センター（第 期事業）で採用されている工法と同じものとして検討した。

最終処分場内に降る雨や流入する地表水は、廃棄物層に浸透して下方に向かうことから、この浸出水が地下にしみこまないようにするため、図 11.4.1 に示すように、厚さ 1.5mm の合成ゴム製遮水シートを 2 重に敷設している。さらに、この遮水シートを保護するために、厚さ 10-20mm の保護マット（不織布）で遮水シートを 3 重に挟む計画として検討した。

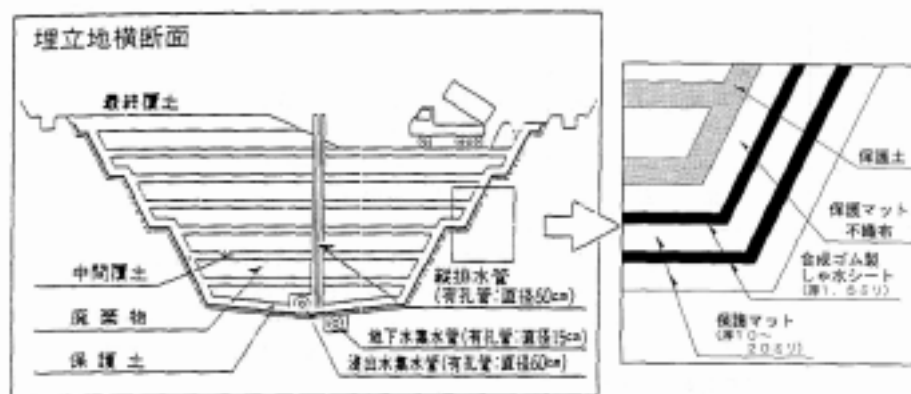


図 11.4.1 対象計画における遮水工法

2) 他事例における実績

第 期事業における埋立地では、本対象計画で採用を検討しているのと同様の工法を採用して、表 11.4.1 に示すように最終処分を進めている。

最も早く埋立が開始されたのは、2号埋立地で、既に平成元年の埋め立て開始から約 16年、13万トンの埋立を行って埋立を完了してからも約 12年が経過しているが、これまでに遮水シート破損の事故は発生していない。その他の埋立地についても、周辺の観測井などにおける水質調査の結果、浸出水が地下に浸透した事故は、これまで報告されていない。

表 11.4.1 対象計画と同様の工法を採用している最終処分場の埋立実績

| | 面積(m ²) | 廃棄物重量(トン) | 埋立開始日 | 埋立完了日 |
|-----------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 1号埋立地 | 28,400 | 353,000 | H 9.10.16 | H13. 8.23 |
| 2号埋立地 | 14,000 | 130,000 | H 1. 2. 1 | H 4. 7. 7 |
| 5号埋立地 | 6,900 | 39,000 | H 8.12. 6 | H 9.10.20 |
| 6号埋立地 | 6,100 | 32,000 | H 4. 7. 8 | H 5.10.12 |
| 7 - 1号埋立地 | 8,100 | 64,999 | H 5. 9. 1 | H 7. 3.15 |
| 7 - 2号埋立地 | 13,000 | 87,212 | H 7. 2.13 | H 9. 3.31 |

3) 地質の透水性

対象計画区域の表層地質は、大きく北部のれき岩（堆積岩）と南部の花崗岩（火成岩）からなり、北西部には御荷銚（みかぼ）緑色岩類と角閃岩（いずれも変成岩）から構成されている。

これらのうち、れき岩と花崗岩は第一期事業区域と同じ地質であり、「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」（平成 15 年 8 月、埼玉県）によると、れき岩層の破碎帯を除いて、いずれの地質も難透水層とされている。

11.4.2 予測

(1) 予測内容

最終処分場からの漏水の影響発生の可能性について予測する。

(2) 予測結果

1) 工法の安定性

先行して同様の工法を採用し埋立処分を行った第一期事業において浸出水漏水の事故が発生していないことから、本対象計画においても、施工時及び供用時に同様の配慮・モニタリングを行うことにより、同程度の遮水効果が期待される。

2) 最終処分場用地の地質の透水性

対象計画区域の大部分を占めるれき岩と花崗岩については、第一期事業区域内で、れき岩層の破碎帯を除き難透水層であることが確認されていることから、対象計画区域においても、浸出水の漏水事故が発生した場合、深層地下水への浸透が起きる可能性は低いと予想される。

ただし、対象計画区域北西部の御荷銚（みかぼ）緑色岩類と角閃岩の透水性と、れき岩中の破碎帯の位置・分布については、今後より具体的に事業計画を立案する際に、調査を行う必要がある。

11.4.3 評価

(1) 評価内容

複数原案の土地利用計画を比較して、評価する。

(2) 評価結果

複数原案の最終処分場では、現在のところいずれも同じ遮水工法を採用することとしている。また、最終処分場の配置は、いずれの案でもれき岩と花崗岩にまたがる配置となる。このことから、現時点では、漏水と地下水汚染の発生可能性の差については、いずれの案でも差がないと考えられる。

表 11.4.2 対象計画区域の漏水と地下水汚染の発生可能性の評価

| | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|----------------------------|---------------------|----|----|----|
| 漏水事故発生とそれによる地下水汚染発生の可能性の評価 | 漏水と地下水汚染の発生可能性が低いこと | | | |

注) : 他案に比べて優れている : 他案と同じまたはほとんど差がない
: 他案と比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

1) 最終処分場設計時の環境配慮

対象計画区域内の地質の透水性について現地調査を実施し、調査結果を踏まえて、最終処分場の位置・形状や、採用する遮水工法の選択を行う。

2) 最終処分場供用時の環境配慮

地域住民、地元自治体等との協議に基づき、以下に挙げるような、第一期事業と同等の環境調査を継続して実施して、土壌汚染の発生の有無を継続して監視する。万一影響が確認された場合には、原因解明・解決までの期間、最終処分場への受入を一時停止する等の対策をとる。

表 11.4.3 浸出水による汚染防止のための環境調査例（第一期事業）

| 項目 | 内容 | 頻度・箇所数等 |
|--------------|---|--------------------|
| 埋立地土壌 | 埋立地周辺の土壌を採取し、汚染物質の有無を確認する。 | 年1回、3箇所 |
| 埋立地地下水 | 遮水シート下部の地下水を集水し汚染物質の有無を確認する。 | 月1回、1箇所 年1回、7箇所 |
| 浸出水処理施設周辺地下水 | 第一期事業区域内の浸出水処理施設周辺の地下水を集水し汚染物質の有無を確認する。 | 年1回、3箇所 |
| 観測井等の水質 | 対象計画区域内の観測井と周辺民家の井戸について汚染物質の有無を確認する。 | 年1回、10箇所 |

11.5 地象

11.5.1 調査

(1) 調査内容

対象計画区域内に「急傾斜地崩壊危険区域」は存在しない。そこで、地盤災害の発生可能性に関係する造成法面の規模について、対象計画から明らかにした。

(2) 調査結果

法面の設計基準（勾配、排水等）は、いずれの複数原案でも共通の仕様を採用し、盛土法面の最大勾配は1:2.0、切土法面の最大勾配は1:1.0で計画することとした。

11.5.2 予測

(1) 予測内容

複数原案ごとに、地形改変の規模、切土法面・盛土法面の規模を予測する。

(2) 予測結果

複数原案ごとの法面面積の合計は、表 11.5.1 に示すとおりである。

表 11.5.1 複数原案の法面面積(ha)

| | A案 | B案 | C案 |
|------|------|------|------|
| 盛土法面 | 0.64 | 0.67 | 1.06 |
| 切土法面 | 1.09 | 1.43 | 1.11 |
| 合計 | 1.73 | 2.10 | 2.17 |

11.5.3 評価

(1) 評価内容

法面面積の合計について、複数原案を比較して評価する。

(2) 評価結果

表 11.5.2 に示すように、切土法面・盛土法面の合計面積はA案がもっとも小さくなる。B案、C案の間にはほとんど差がない。このことから、現時点では、A案において土地の安定性が最も高いと評価される。

表 11.5.2 対象計画区域の法面面積の評価

| | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|------------|------------|------|------|------|
| 法面の面積 (ha) | | 1.73 | 2.10 | 2.17 |
| 相対的比率 | 法面面積が小さいこと | 1.00 | 1.21 | 1.25 |
| 評価 | | | | |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

法面については、第 期事業における施工実績を勘察し、地質、土質の特性を十分に調査・把握した上で詳細な造成計画を立案し、適切な対策を講じる。さらに、排水工、緑化工等を適切に計画し、崩壊・土砂流出を回避する。

11.6 動物（保全すべき種）

11.6.1 調査

(1) 調査内容

調査の内容は表 11.6.1 に示した。調査に用いた資料は表 11.6.2 に示すとおりである。

表 11.6.1 動物に係る調査内容

| | |
|------|---|
| 調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全すべき動物種の現況 ・ 保全すべき動物種の生息環境の現況 |
| 調査方法 | <p>調査は、文献調査及び現地踏査により実施した。</p> <p>文献調査では、表 11.6.2 に示す既存資料に基づいて、対象計画区域とその周辺における保全すべき動物種の現況及び保全すべき動物種の生息環境の現況を把握した。</p> <p>現地踏査では、文献調査の結果を踏まえ、保全すべき動物種の生息環境の現況について概要の把握を行うとともに、その保全上、必要と思われる情報の収集を行った。</p> |
| 調査範囲 | <p>対象計画区域及びその周辺とした。</p> <p>[現地踏査] 調査日：平成 16 年 9 月 6 日（1 回）</p> |

表 11.6.2 動物種に係る調査に利用した資料

| | 資料名 | 発行者 | 発行年 | 抽出内容 |
|---|-----------------------------------|-----|---------|-----------------------|
| 1 | 埼玉県オオタカ営巣地登録情報 | 埼玉県 | 平成 15 年 | オオタカ営巣地 |
| 2 | 環境省レッドリスト | 環境省 | 平成 9 年 | 国内の絶滅危惧種 |
| 3 | 改訂埼玉県レッドデータブック*動物編 2002 | 埼玉県 | 平成 14 年 | 県内の絶滅危惧種 |
| 4 | 彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書 | 埼玉県 | 平成 15 年 | 地域の生物相 |
| 5 | 猛禽類保護の進め方 | 環境省 | 1997 年 | オオタカの生態、 保全対策 |
| 6 | オオタカとの共生を目指して - 埼玉県オオタカ等保護指針 - | 埼玉県 | 平成 11 年 | |
| 7 | 埼玉県都市計画基礎調査 寄居町土地利用現況図 | 埼玉県 | 平成 12 年 | 対象計画区域及び その周辺の土地利用 |
| 8 | 自然環境情報 GIS 第二版 11 埼玉県 | 環境省 | 平成 11 年 | 生息環境 |

(2) 調査結果

1) 保全すべき動物種の現況

対象計画区域及びその周辺で生息情報が得られている保全すべき動物種は、表 11.6.3 に示すとおりである。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種に指定されるオオタカ等のほか、表 11.6.2 の資料 2 及び資料 3 に指定される動物種として、良好な里山樹林に特徴的なオオムラサキ、良好な水辺環境に特徴的なトウキョウサンショウオ等の確認情報がある（表 11.6.2 の資料 4 による）。

なお、住民から対象計画区域周辺でハヤブサ、ナンブアシトコバチの生息にかかる情報提供があるが、詳細な生息情報等は未確認である。ハヤブサは、表 11.6.2 の資料3で台地・丘陵帯の越冬鳥として絶滅危惧 類に該当する。ナンブアシトコバチは表 11.6.2 の資料3の台地・丘陵帯での絶滅危惧 A類に該当する。

表 11.6.3 対象計画区域及びその周辺で生息情報のある保全すべき動物種

| | 種名 | 指定状況 ^{注)} | | | 種名 | 指定状況 ^{注)} | |
|-----|----------|--------------------|---------|-----|--------------|--------------------|-----|
| | | 環境省 | 埼玉県 | | | 環境省 | 埼玉県 |
| 哺乳類 | ホンドカヤネズミ | | NT1,NT2 | 鳥類 | センダイムシクイ | | CR |
| | ホンドキツネ | | NT2 | | キビタキ | | VU |
| | ホンドテン | | VU | | オオルリ | | CR |
| | ニホンイノシシ | | VU | | エナガ | | CR |
| 鳥類 | ミサゴ | NT | | | ヤマガラ | | NT2 |
| | ハチクマ | | EN | | ミヤマホオジロ | | NT1 |
| | トビ | | DD | | ベニマシコ | | NT2 |
| | オオタカ | VU | VU, NT2 | 両生類 | トウキョウサンショウウオ | | VU |
| | ハイタカ | NT | | 昆虫類 | オオムラサキ | NT | NT1 |
| | ノスリ | | NT2 | | ナンブアシトコバチ | | CR |
| | サシバ | | EN | | サラサヤンマ | | NT2 |
| | ハヤブサ | VU | VU | | アヤヘリハネナガウンカ | | NT1 |
| | フクロウ | | VU | | ハルゼミ | | NT1 |
| | サンショウクイ | | CR | | ウシカメムシ | | NT1 |
| | クロツグミ | | VU | | ナカボシカメムシ | | NT1 |
| | ヤブサメ | | VU | | ゲンジボタル | | VU |

注) 選定基準は以下の文献による。

(1)環境省(1998・1999・2000・2002)

・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 哺乳類」
 ・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 鳥類」
 ・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 爬虫類両生類」
 ・「無脊椎動物(昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等)のレッドリストの見直しについて」
 ・「汽水・淡水魚類のレッドリストの見直しについて」
 掲載種

VU(絶滅危惧 類): 絶滅の危機が増大している種

NT(準絶滅危惧): 存在基盤が脆弱な種

(2)埼玉県(2002)

・「改訂埼玉県レッドデータブック動物編2002」掲載種
 5地帯区分のうちの「台地・丘陵帯」から抽出した。
 : 繁殖鳥での選定
 : 越冬鳥での選定

CR(絶滅危惧 A類): ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

EN(絶滅危惧 B類): A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU(絶滅危惧 類): 次のいずれかに該当する種

1. 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している
2. 大部分の生息地で生育条件が明らかに悪化している
3. 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている
4. 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している

NT1(準絶滅危惧): 環境条件の変化によって容易に絶滅危惧に移行しうる属性を本来有しているもの

NT2(準絶滅危惧): 生育状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの

DD(情報不足): 評価するだけの情報が不足している種

(2) 保全すべき動物種の生息環境の現況

1) 生息環境の現況

対象計画区域及び周辺の生息環境について現地踏査で確認した結果は、図 11.6.1 に示すとおりである。

表 11.6.2 の資料 8 によれば、計画地周辺は秩父山地の北東縁に位置し、樹林（アカマツ林、コナラ林、ヒノキ植林）と畑地（桑畑）、水田（水田雑草群落）等となっており、いわゆる里山として、薪炭林、水田、桑畑等の一体的な利用がなされてきた地域と考えられる。面積としては、樹林が最も多く、次いで湿性草地環境、畑など乾性草地環境は現況でもわずかである。北西に位置するまとまった市街地からは約 1.5km 離れており、動物種が生息するには比較的よい環境が残されてきたといえる。対象計画区域の北側はゴルフ場として利用されているほか、対象計画区域東側の隣接する地区では、彩の国資源循環工場整備事業の第一期事業の造成工事が進められている。現在、対象計画区域内は、管理停止により水田及び桑畑は放棄され、放棄水田雑草やクズの繁茂が著しく、生息環境としての里山環境は徐々に変化している。

2) 生息環境の利用可能性

各保全すべき動物種の生活史上の利用形態を考慮した、対象計画区域及びその周辺における生息環境の利用可能性及び移動特性については、表 11.6.4 に示すとおりである。

ホンドキツネ、ホンドテン、ニホンイノシシ、トビなどは、移動能力も大きく計画区域内外を繁殖、採餌、移動経路などとして広く利用している可能性がある。

樹林性の猛禽であるオオタカ、ハイタカ、フクロウなどは、主に樹林で営巣、採餌を行うが、隣接する草地などの開放空間で採餌を行うことも多い。対象計画区域周辺では、北側のゴルフ場周辺などはよい狩場となっている可能性がある。

一方、サシバ、ミサゴなどはカエル、ヘビ、あるいは魚類など水辺の生物を主な餌としているため、対象計画区域内のような樹林環境と隣接する閉鎖的な湿性草地環境を利用していると考えられる。

特定の環境への依存度が高い種としては、「樹林環境」におけるハチクマ、サンショウクイ、クロツグミなどの鳥類、「特定の食餌植物」を持つオオムラサキ、ハルゼミなどの昆虫類が挙げられる。「湿性草地環境」では、ヨシ原など湿性の高径草本群落に特異的に巣をつくるホンドカヤネズミ、関東地方では谷戸の谷頭部の湧水周辺など、地理的にも環境的にも局所的な依存がみられるトウキョウサンショウオ、ゲンジボタルなどが利用している可能性が高い。これらのうち、特に昆虫類や両生類は移動能力が低く、たとえ依存環境だけが存在しても、基盤環境である谷戸環境が悪化すれば、地域的な絶滅のおそれもある。

なお、対象計画区域内ではオオタカ等の猛禽類の営巣地は確認されていない。資料 1 によれば、直近のオオタカの営巣地は対象計画区域から 2 km 程度離れており、対象計画区域が営巣中心域に含まれている可能性は低いと考えられる。

また、トウキョウサンショウオは、資料 4 において対象計画区域の東部～南西部の複数の谷戸で産卵が確認されている。

表 11.6.4 対象計画区域周辺における保全すべき動物種の環境利用可能性と移動特性

| | | 環境利用特性 | | | 移動能力 |
|-----|--------------|---------------------------------------|----------------|----------------------|------|
| | | 樹林 | 乾性草地 | 湿性草地 | |
| | | アカマツ林 (Pi) コナラ林 (Qu) ヒノキ植林 (Ch) | 畑地(桑畑) シバ草地 | 水田 放棄水田 (水路含む) | |
| ほ乳類 | ホンドカヤネズミ | | | 繁殖、採餌、移動 | 小 |
| | ホンドキツネ | 繁殖、採餌、移動 | 繁殖、採餌、移動 | 繁殖、採餌、移動 | 大 |
| | ホンドテン | 繁殖、採餌、移動 | 繁殖、採餌、移動 | 繁殖、採餌、移動 | 大 |
| | ニホンイノシシ | 繁殖、採餌、移動 | 繁殖、採餌、移動 | 繁殖、採餌、移動 | 大 |
| 鳥類 | ミサゴ | | | 採餌? | 大 |
| | ハチクマ | 繁殖 (Pi)、採餌 | | | 大 |
| | トビ | 繁殖、採餌 | 採餌 | 採餌 | 大 |
| | オオタカ | 繁殖 (Pi)、採餌 | 採餌 | | 大 |
| | ハイタカ | 繁殖 (Pi)、採餌 | 採餌 | | 大 |
| | ノスリ | 繁殖 (Pi) | 採餌 | | 大 |
| | サシバ | 繁殖 (Pi) | | 採餌 | 大 |
| | ハヤブサ | 採餌? | | 採餌? | 大 |
| | フクロウ | 繁殖、採餌 | 採餌 | | 大 |
| | サンショウクイ | 繁殖、採餌 | | | 大 |
| | クロツグミ | 繁殖 (Pi)、採餌 | | | 大 |
| | ヤブサメ | 繁殖、採餌 | | | 大 |
| | センダイムシクイ | 繁殖 (Qu)、採餌 | | | 大 |
| | キビタキ | 繁殖 (Qu)、採餌 | | | 大 |
| | オオルリ | 繁殖、採餌 | | 採餌 | 大 |
| | エナガ | 繁殖、採餌 | | | 大 |
| | ヤマガラ | 採餌 | | | 大 |
| | ミヤマホオジロ | 採餌 | 採餌 | | 大 |
| | ベニマシコ | 採餌 | | 採餌 | 大 |
| 両生類 | トウキョウサンショウウオ | 採餌、移動 | | 繁殖、採餌、移動 | 小 |
| 昆虫類 | オオムラサキ | 繁殖、採餌、移動 (Qu) | | | 小 |
| | ナンブアシブトコバチ | 繁殖、採餌、移動? | | | 小 |
| | サラサヤンマ | | | 繁殖、採餌、移動 | 小 |
| | アヤヘリハネナガウンカ | 繁殖、採餌、移動? | | | 小 |
| | ハルゼミ | 繁殖、採餌 (Pi) 移動 | | | 小 |
| | ウシカメムシ | 繁殖、採餌、移動 | | | 小 |
| | ナカボシカメムシ | 繁殖、採餌、移動 | | | 小 |
| | ゲンジボタル | | | 繁殖、採餌、移動 | 小 |

注) 1) 環境利用特性は、以下のとおり記載した。

繁殖：営巣地として利用可能性が高い環境

採餌：餌をとる場所としての利用可能性が高い環境

移動：他地域への移動、あるいは天敵からの目隠しとして利用可能性が高い環境

2) 特定の樹林環境への依存が高いと思われる場合はアカマツ林(Pi)、コナラ林(Qu)、ヒノキ林(Ch)を付記した。

3) 種あるいは埼玉県内での生息情報が不明の場合は「？」を付記した。

4) 移動特性は、通常的环境中で一度に数 km 以上の移動が見込めるものは「大」、数百 m 程度またはそれ以下しか見込めない場合は「小」と記載した。

(図-11.6.1 保全すべき動物種の生息環境)

11.6.2 予測

(1) 予測内容

保全すべき動物種に係る予測内容は、表 11.6.5 に示すとおりである。

表 11.6.5 保全すべき動物種に係る予測内容

| | |
|------|------------------------|
| 予測項目 | 保全すべき動物種の生息環境・生息基盤の変化 |
| 予測時期 | 工事中及び供用時 |
| 予測方法 | 現況と計画との比較により、定性的に予測を行う |

(2) 予測結果

図 11.6.1 及び表 2.5.1 を比較検討した結果、各複数原案における環境類型の変化量は、表 11.6.6 に示すとおりである。

表 11.6.6 保全すべき動物種の生息環境の変化の予測

| 面積 (ha) | 【参考】 現況 | A案 | B案 | C案 |
|----------------|------------|--|---|--|
| 谷戸環境 | 40.4 | 21.5 | 20.6 | 21.4 |
| 樹林環境 | 32.7 | 19.7 | 18.8 | 20.1 |
| 乾性草地環境 | 1.3 | 0.3 | 0.0 | 0.1 |
| 湿性草地環境 | 6.0 | 1.4 | 1.7 | 1.2 |
| その他 | 0.4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 各案の 特徴 | | 生息地分散型 | 湿性草地重点型 | 樹林重点型 |
| 残存緑地の規模・タイプ・配置 | | <ul style="list-style-type: none"> 残存緑地面積は比較的大きい。 ただし、残存緑地は分散化する。 湿性草地環境は谷戸の複数の谷頭部が保全されるが、個々の位置は分散化する。 個々の生息環境の面積は小さくなり、質の低下が大きくなる。 | <ul style="list-style-type: none"> 残存緑地面積は小さい。 ただし、対象計画区域南側の谷戸環境を一体として保全する。 樹林と湿性草地が一体となった谷戸環境の質の低下は緩和される。 | <ul style="list-style-type: none"> 残存緑地面積は比較的大きい。 特に、対象計画区域北側の樹林地はまとまって保全する。 湿性草地環境は谷戸の複数の谷頭部以外で保全されるが、個々の位置は分散化する。 樹林と湿性草地がセットとなった谷戸環境としての、質の低下が大きくなる。 |
| 工業団地用地の配置 | | <ul style="list-style-type: none"> 北側に分散配置 分散化により、移動力の大きい種にとって計画区域内の北側のゴルフ場から南側の山地部への地上での移動阻害は緩和される。 樹林、湿性草地等は分散化され、移動能力の小さい種は徐々に個体数を減少させ、将来的に種の存続が危ぶまれる。 | <ul style="list-style-type: none"> 主に北側にまとめて配置 移動力の大きい種にとって計画区域内の北側のゴルフ場から南側の山地部への地上での移動は阻害されるが周縁部に緑地が続くので影響は小さい。 対象計画区域南部の谷戸環境がまとまって保全されるため、湿性草地などの移動能力が小さい種の存続は可能。 | <ul style="list-style-type: none"> 主に南側にまとめて配置 移動力の大きい種にとって計画区域内の北側のゴルフ場から南側の山地部への地上での移動は阻害されるが周縁部に緑地が続くので影響は小さい。 対象計画区域北部の樹林環境がまとまって保全されるため、樹林における移動能力が小さい種の存続は可能。 |

注) 上記の面積は、残存緑地面積と計画緑地面積を足し合わせた数値を用いている。

表中の面積数値は小数点以下第二位以下で四捨五入したもの。

谷戸環境の内訳における「その他」は、既存のあぜ道等。

1) 工事中の影響予測

工事中は、最終処分場及び工業団地の造成工事に伴い、地形の改変、樹林伐採、湿性草地消失等により、保全すべき動物種の生息環境の改変による影響が生じる。造成工事により、対象計画区域内の谷戸環境は全体として半分程度に減少する。このため、対象計画区域内に生息できる保全すべき動物種の個体数は総じて半数以下に減少すると予測される。

2) 最終処分場供用時の影響予測

ア．A案

A案は、残存緑地面積は他の案に比較して大きく、樹林環境、乾性草地環境、湿性草地環境がそれぞれ保全されるため、環境としては多様である。

しかし、保全される湿性草地環境は主に谷戸の谷頭部に分散する。さらに工業団地用地が分散配置されるため樹林が細分化されるなど、一つ一つの緑地面積は小型である。

このため、特に谷戸全体や、樹林と湿性草地などをセットで利用する種（トウキョウサンショウウオ、サシバ等）については影響が大きく、さらに個々の環境タイプの質も大きく低下すると予測される。

イ．B案

B案は、残存緑地面積が小さく、特に乾性草地が少なくなる。

一方で、最終処分場及び工業団地用地を対象計画区域の北側に集中させることで、トウキョウサンショウウオの産卵が確認されている南側の谷戸の樹林環境と湿性草地環境を谷頭部から一体的に保全する。

このため、特に湿性草地環境あるいは樹林と湿性草地の一体的な環境に依存する、ホンドカヤネズミ、サシバ、ミサゴ、トウキョウサンショウウオ、ゲンジボタルなどが、個体数は減るものの生息環境の質の低下は複数原案のうち最小化となると予測される。

ウ．C案

C案は、A案同様に残存緑地面積が大きく、特に樹林環境がまとまって保全される。

しかし、乾性草地環境、湿性草地環境は減少かつ細分化される。

そこで、谷戸全体を利用する種、樹林環境や樹林と乾性草地を利用する種の個体数の減少は比較的小さいと予測されるが、湿性草地環境を利用する種については影響が大きく種の存続可能性が低下すると予測する。

3) 工業団地の造成地の存在による影響予測

供用後は、工業団地の造成地の存在に伴い、残存緑地を利用する保全すべき動物種の生息環境の改変による影響が生じる。

A案は、工業団地用地の北側での分散化により、移動能力が高い種については対象計画区域の南北への地上での移動障害が緩和されると予測する。ただし、個々の生息環境は小さくなるため移動能力が小さい種については、徐々に個体数が減少し、種の存続が危うくなる。B案、C案は、北側と南側にまとまった工業団地用地を配置するため、移動力の大きい種の南北への地上での移動障害が起きると予測されるが、周縁部には尾根筋の緑地が残るため影響は小さいと考える。一方、まとまった谷戸環境と樹林環境を保全するため、それぞれの生息環境に依存する種の個体数は減少するものの、A案と比較すると、種の存続可能性は高くなると予測される。

11.6.3 評価

(1) 評価内容

保全すべき動物種に係る評価内容は、表 11.6.7 に示すとおりである。

表 11.6.7 保全すべき動物種に係る評価内容

| | |
|------|--|
| 評価項目 | 保全すべき動物種に対する影響 |
| 評価方法 | 環境影響について複数案を、現況及び相対的な比較により評価する。 環境配慮の方向性について整理する。 |

(2) 評価結果

保全すべき動物種に係る複数案の比較評価結果は、表 11.6.8 に示すとおりである。

表 11.6.8 保全すべき動物種に係る複数案の比較評価

| 評価対象 | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|---------------|--------------------------|---|---|---|
| 工事中 | | | | |
| 谷戸全体を広く利用する種 | 谷戸全体の残存緑地面積が大きいこと | | | |
| 樹林と乾性草地を利用する種 | 一体となった環境が保全されること | | | |
| 樹林と湿性草地を利用する種 | 一体となった環境が保全されること | | | |
| 主に樹林環境に依存する種 | 対象動物が依存する環境が可能な限り保全されること | | | |
| 主に湿性草地に依存する種 | | | | |
| 供用時 | | | | |
| 移動力の大きい動物種 | 造成地による緑地の分断が小さいこと | | | |
| 移動力の小さい動物種 | | | | |
| 総合評価 | | ・残存緑地は多いが、各生息環境が断片的に残る。 ・造成地は北側に分散するため、移動力の大きな種の対象計画区域南側への移動経路が確保される。 ・造成地による細かな分断が多く、移動力の小さい種への影響は大きい。 | ・残存緑地は少ないが、南東部の谷戸が一体的に保全される。 ・造成地は北側にまとまるため、対象計画区域南側への移動経路が確保される。 ・まとまった緑地が存在するため、移動力の小さい種への影響は小さい。 | ・残存緑地は多いが、まとまりのある環境は樹林環境に偏る。 ・造成地は南側にまとまるため、対象計画区域南側への移動が阻害される。 ・まとまった緑地が存在するため、移動力の小さい種への影響は小さい。 |

注) : 他案に比べて優れている : 他案と同じまたはほとんど差がない
: 他案に比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

保全すべき動物種について、現在得られている確認情報は限定的であり、事業実施段階の環境影響評価では追加調査を行い、生息の有無及び生息環境の利用状況について詳細な把握を行う。

なお、調査の結果に基づき、樹林、乾性草地、湿性草地といった環境をセットで持った谷戸環境の量と質に考慮しながら、適切な環境配慮を検討する。

ア．工事中の配慮

- ・作業機械及び工事用車両の低騒音・低振動化に配慮する。
- ・保全すべき動物種が騒音や人の立ち入りの影響を最も受けやすい繁殖・育雛時期を考慮した工事計画を検討する。
- ・なお、必要に応じて工事期間中、騒音・振動と保全すべき動物種両方の監視を同時に実施し、種の反応にあわせて工事の進捗に配慮する。
- ・谷戸環境の重要な要素である湿性環境の改変を最小化するため、工事中の濁水等の流入は、沈砂池等の設置により最大限抑制を図るとともに、コンクリートや化学物質（地盤改良材等）の混入を阻止する。
- ・供用後については、繁殖環境、採餌環境並びに移動環境をいずれも保全できるように、樹林と乾性草地、湿性草地が、可能な限り隣接した状態で存在するように配慮する。
- ・なお、残存させることが困難な場合は、防災調整池や取り付け道路沿道を利用したビオトープ創出などにより、生息環境と分断される移動経路をできる限り補完し、生息環境の保全を試みる。
- ・道路等には必要に応じてトンネル等の動物の移動施設や道路への侵入防止柵などを導入し、自動車の交通による動物の移動阻害を緩和する。

イ．供用時の配慮

- ・工業団地用地は、立地する施設の供用までの間に表土流出などがないように、郷土種を用いた、草地環境の早期復元を心がける。
- ・工業団地用地では、郷土種を用いた緑地整備や夜間照明を必要最小限とするなど、生息環境のかく乱に配慮する。
- ・最終処分場の埋め立て終了後の跡地は、周辺の緑地と一体となった緑地の創出を検討し、長期的な視点で生態系の保全計画を実施する。

11.7 植物（保全すべき種、群落など）

11.7.1 調査

(1) 調査内容

調査の内容は表 11.7.1 に、調査に用いた資料は表 11.7.2 に示すとおりである。

表 11.7.1 植物に係る調査内容

| | |
|------|---|
| 調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全すべき植物種の現況 ・ 保全すべき植物種の生育環境の現況 |
| 調査方法 | <p>調査は、文献調査及び現地踏査により実施した。</p> <p>文献調査では、表 11.7.2 に示す既存資料に基づいて、対象計画区域及びその周辺における保全すべき植物群落の現況を把握した。</p> <p>現地踏査では、文献調査の結果を踏まえ、保全すべき植物種、群落等の現況について把握を行った。</p> |
| 調査範囲 | <p>対象計画区域及びその周辺とした。</p> <p>なお、現地踏査は影響の種類（造成等の工事、造成地の存在）を考慮し、対象計画区域内で実施した。</p> <p>[現地踏査] 調査日：平成 16 年 9 月 6 日（1 回）</p> |

表 11.7.2 植物に係る調査に利用した資料

| | 資料名 | 発行者 | 発行年 | 抽出内容 |
|---|-------------------------|----------------------|---------|-------------------|
| 1 | 自然環境情報 GIS 第二版 | 環境省 | 平成 11 年 | 対象計画区域及びその周辺の現存植生 |
| 2 | 埼玉県都市計画基礎調査 寄居町土地利用現況図 | 埼玉県 | 平成 12 年 | 対象計画区域及びその周辺の土地利用 |
| 3 | 植物群落レッドデータ・ブック | NACS-J、 WWF JAPAN | 平成 8 年 | 保全すべき植物群落 |
| 4 | 第 2 回自然環境保全基礎調査 | 環境省 | 昭和 55 年 | 特定植物群落 |
| 5 | 彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書 | 埼玉県 | 平成 15 年 | 地域の生物相 |
| 6 | 寄居町緑の基本計画 | 寄居町 | 平成 12 年 | 緑地のネットワーク |
| 7 | 埼玉県保全状況マップ | 埼玉県 | 平成 9 年 | 県の天然記念物等 |
| 8 | 埼玉県レッドデータブック植物編 | 埼玉県 | 平成 10 年 | 県内の絶滅危惧種 |
| 9 | 環境省レッドリスト 植物 | 環境省 | 平成 12 年 | 国内の絶滅危惧種 |

(2) 調査結果

1) 保全すべき植物種の現況

対象計画区域周辺において生育情報が得られている保全すべき植物種及び植物群落は、表 11.7.3 に示すとおりである。

表 11.7.2 の資料 5 によると、対象計画区域周辺では、環境省のレッドリスト（表 11.7.2 の資料 9）指定種に該当するノハナショウブや、埼玉県レッドデータブック（表 11.7.2 の資料 8）

指定種に該当するアケボノソウなどが確認されている。また、住民より埼玉県レッドデータブック（表 11.7.2 の資料 8）指定種に該当するモウセンゴケの生育情報がある。

また、対象計画区域の北側には埼玉県の天然記念物に指定される「モウセンゴケとミミカキグサの自生地」が存在する（表 11.7.2 の資料 6、資料 7）。

なお、植物群落レッドデータ・ブック（表 11.7.2 の資料 3）に指定される「緊急に保護を必要とされる群落」等及び特定植物群落（表 11.7.2 の資料 4）に該当する植物群落は対象計画区域内には分布していない。

表 11.7.3 対象計画区域及びその周辺で確認されている保全すべき植物種及び群落

| 種名 | 選定基準 ^{注)} | |
|------------------|--------------------|----------|
| | 環境省 | 埼玉県 |
| キキョウ | VU | EN |
| ノハナショウブ | VU | |
| ミゾコウジュ | NT | VU |
| アケボノソウ | | EN |
| サイハイラン | | VU |
| ミヤマウズラ | | VU |
| シュンラン | | VU |
| モウセンゴケ | | CR |
| ミミカキグサとモウセンゴケ自生地 | | 県指定天然記念物 |

注) 選定基準は以下の文献による。

(1) 環境省：「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 8 植物（維管束植物）」（環境庁、2000）に記載されている種

VU（絶滅危惧 類）：絶滅の危機が増大している種

NT（準絶滅危惧）：存在基盤が脆弱な種

(2) 県：「さいたまレッドデータブック - 埼玉県希少野生生物調査報告書植物編 -」（埼玉県、1998）に記載されている種

表中の記号は以下のカテゴリーを示す。

CR（絶滅危惧 A 類）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

EN（絶滅危惧 B 類）：近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU（絶滅危惧 類）：絶滅の危機が増大している種

NT（準絶滅危惧）：存在基盤が脆弱な種

(3) 県：「埼玉県文化財保護条例」（埼玉県）に基づく県指定史跡名勝天然記念物

2) 保全すべき植物種の生育環境の現況

対象計画区域及びその周辺の現存植生は、図 11.7.1 に示すとおりである。

対象計画区域は、里山の二次林にあたるアカマツ林（アカマツ - ヤマツツジ群落）、コナラ林（クリ - コナラ群落）、ヒノキ植林の森林植生、農用地である桑畑、水田雑草群落、さらには水田が放棄された放棄水田雑草群落等から構成されている。現況は里山管理が停止され、水田雑草群落は放棄水田雑草群落へと移行し、乾燥立地への遷移が進みつつある。

対象計画区域周辺において生育情報が得られている保全すべき植物種及び植物群落の生育環境は表 11.7.4 に示すとおりである。

(図 11.7.1 現存植生図)

表 11.7.4 対象計画区域及びその周辺で確認されている保全すべき植物種の生育環境

| 種名（群落名） | 生育環境 | |
|---|---|------------------------|
| サイハイラン ミヤマウズラ シュンラン | 比較的明るい林床のある樹林環境 サイハイランは谷頭に近いやや湿った斜面に見られることも多い。 | アカマツ林 コナラ林 ヒノキ植林 |
| キキョウ | 明るい林縁環境からやや乾いた草地 | 上記の林縁 畑地周辺 |
| ノハナショウブ ミゾコウジュ アケボノソウ モウセンゴケ （モウセンゴケ群落） | 日当たりのよい湿性草地環境 ノハナショウブは酸性土壌の湿原を好むとされている。 ミゾコウジュ、アケボノソウは適度な攪乱のある水田の周辺などに多い。 モウセンゴケは貧栄養湿原に生育しやすいとされている。 | 水田 放棄水田雑草 群落 |

11.7.2 予測

(1) 予測内容

保全すべき植物種に係る予測内容は、表 11.7.5 に示すとおりである。

表 11.7.5 保全すべき植物種に係る予測内容

| | |
|------|------------------------|
| 予測項目 | 保全すべき植物種の生育環境の変化 |
| 予測時期 | 工事中及び供用時 |
| 予測方法 | 現況と計画との比較により、定性的に予測を行う |

(2) 予測結果

図 11.7.1 及び表 2.5.1 を比較検討した結果、工事中及び供用時に保全すべき植物種の生育環境の変化について予測する。各環境類型の工事による変化量は、表 11.7.6 に示すとおりである。

1) 工事中の影響予測

工事中は、最終処分場及び工業団地の造成工事に伴い、地形の改変、樹林伐採、湿性草地消失等により、保全すべき植物種の生息環境の改変による影響が生じる。造成工事により、対象計画区域内の谷戸環境は全体として半分程度に減少する。このため、対象計画区域内に生息できる保全すべき植物種の個体数は総じて半数以下に減少すると予測される。

ア．A案

A案は、残存緑地面積は大きく、樹林環境、乾性草地環境、湿性草地環境がそれぞれ保全されるため、環境としては多様といえるが、湿性草地環境は主に谷戸の谷頭部に分散して保全される、さらに工業団地用地が分散配置されるため樹林が細分化されるなど、一つ一つの面積は小型化する。このため、個々の生息環境の質は低下し、依存する種の個体数も減少すると予測される。

イ．B案

B案は、残存緑地面積は小さく、乾性草地も少なくなるが、最終処分場及び工業団地用地を対象計画区域の北側に集中させることで、南側の谷戸の樹林環境と湿性草地環境を谷頭部から一体的に保全する。このため、特に湿性草地環境あるいは谷頭部の環境に依存する、サイハイラン、ノハナショウブ、ミゾコウジュ、アケボノソウ、モウセンゴケ（群落）などは、個体数は減るものの、生息環境の質の低下は最小となると予測される。

ウ．C案

C案は、A案同様に残存緑地面積は大きく、樹林環境をまとめて保全するものの、乾性草地環境、湿性草地環境は減少かつ細分化される。樹林環境に依存する、シュンランやミヤマウズラ、その林縁に生育するキキョウの個体数の減少は緩和されるが、湿性草地環境を利用する種については影響が大きく、種の存続可能性が低下すると予測される。

2) 供用時の影響予測

供用後は、工業団地の造成地の存在に伴い、残存緑地を利用する保全すべき植物の生息環境の改変による影響が生じる。

ア．A案

A案は、工業団地用地の北側での分散化により、残存緑地は断片化し、奥行きが少ない樹林となる。一方、林縁環境及び造成裸地は増加し、キキョウにとっては一時的に好ましい環境が増えると予測されるが、その後はマント群落やその他草本種等に置き換わってしまうと考えられる。また、残存する湿性草地環境については、集水域の樹林は保全される。

イ．B案・C案

B案、C案は、北側と南側にまとめた工業団地用地を配置するため、樹林環境も比較的まとめて残存し、奥行きのある状態で保全される。一方、林縁環境及び造成裸地は増加し、キキョウにとっては一時的に好ましい環境が増えると予測されるが、その後はマント群落やその他草本種等に置き換わってしまうと考えられる。また、残存する湿性草地環境については、B案では集水域の樹林は保全されるがC案は集水域まで保全される湿性草地は少ない。

なお、いずれの案においても樹林の林床管理、適切な更新作業が停止されると、樹林性の種についても個体数は減少する可能性がある。また、乾性草地に生育するキキョウは、造成裸地の増加に伴い供用後一時的に個体数が増える可能性はあるが、その後徐々に減るものと予測される。

一方、湿性草地に生育するアケボノソウ、ノハナショウブ、ミゾコウジュ、モウセンゴケは、湿性環境が大幅に減少するため、徐々に個体数が減少していくと予測される。特に、モウセンゴケは貧栄養湿地に特異的に発生することが知られており、湧水の枯渇、周辺からの栄養分の流入、人為的な耕作管理の停止により、他の種との競争に勝てず、被陰され、その生育個体数は徐々に減少していくと考えられる。

表 11.7.6 保全すべき植物種の生育環境の変化の予測（工事中・供用時）

| 複数原案 保全対象 | | A案 | B案 | C案 | 【参考】現況 |
|--------------|---|--|--|--|--------|
| 樹林環境 | サイハイラン、 ミヤマウズラ、 シュンラン | 19.7ha | 18.8ha | 20.1ha | 32.7ha |
| 乾性草地 | キキョウ | 0.3ha | 0.0ha | 0.1ha | 1.3ha |
| 湿性草地 | ノハナショウブ ミゾコウジュ アケボノソウ モウセンゴケ モウセンゴケ群 落 | 1.4ha | 1.7ha | 1.2ha | 6.0ha |
| その他 | | 0.1ha | 0.1ha | 0.0ha | 0.4ha |
| 合計 | | 21.5ha | 20.6ha | 21.4ha | 40.4ha |
| 緑地の配置の特徴 | | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地は大きいですが、各生育環境は減少する。 ・湿性草地は谷頭部周辺に断片的に保全される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地は少ないものの、まとまった樹林と一体となった谷戸の湿性草地環境が保全される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地は多く、まとまった樹林として保全される。 ・湿性草地は少ない。 | |
| 工業団地用地の配置の特徴 | | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は分断され、林縁環境が増加する。 ・造成裸地及び林縁環境は一時的に増えるが、移入種やマント群落に移行する。 ・残存する湿性草地を維持する湧水の集水域は確保されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は比較的まとまって残り、深い樹林が維持される。 ・林縁環境は一時的に増えるが、移入種が入りやすくなる。 ・残存する湿性草地を維持する湧水の集水域は確保されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は比較的まとまって残り、深い樹林が維持される。 ・林縁環境は一時的に増えるが、移入種が入りやすくなる。 ・湿性草地の集水域は減少する。 | |

11.7.3 評価

(1) 評価内容

保全すべき植物種に係る評価内容は、表 11.7.7 に示すとおりである。

表 11.7.7 保全すべき植物種に係る評価内容

| 評価項目 | 保全すべき植物種に対する影響 |
|------|--|
| 評価方法 | 環境影響について複数案比較により評価する。 環境配慮の方向性について整理する。 |

(2) 評価結果

保全すべき植物種に係る複数案の比較評価結果は、表 11.7.8 に示すとおりである。

表 11.7.8 保全すべき植物種に係る複数案の比較評価

| 評価対象 | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|--------------|------------------------------------|---|--|--|
| 工事中 | | | | |
| 主に樹林環境に生育する種 | 対象植物(群落)が生育する(成立する)環境が可能な限り保全されること | | | |
| 主に乾性草地に生育する種 | | | | |
| 主に湿性草地に生育する種 | | | | |
| 供用時 | | | | |
| 主に樹林環境に生育する種 | 深い樹林が維持され、林縁環境等が増加すること | | | |
| 主に乾性草地に生育する種 | | | | |
| 主に湿性草地に生育する種 | 雨水浸透面が確保されること | | | |
| 総合評価 | | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地は大きいですが、各生育環境は減少する。 ・湿性草地は谷頭部周辺に断片的に保全される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地は少ないものの、まとまった樹林と一体となった谷戸の湿性草地環境が保全される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地は多く、まとまった樹林として保全される。 ・湿性草地は少ない。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は分断され、林縁環境が増加する。 ・林縁環境は一時的に増えるが、移入種が入りやすくなる。 ・残存する湿性草地を維持する湧水の浸透面は確保されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は比較的まとまって残り、深い樹林が維持される。 ・林縁環境は一時的に増えるが、移入種が入りやすくなる。 ・残存する湿性草地を維持する湧水の浸透面は確保されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は比較的まとまって残り、深い樹林が維持される。 ・林縁環境は一時的に増えるが、移入種が入りやすくなる。 ・湿性草地の浸透面は減少する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林も草地も里山の管理が停止すると質は低下する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林も草地も里山の管理が停止すると質は低下する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林も草地も里山の管理が停止すると質は低下する。 |

注) : 他案に比べて優れている : 他案と同じまたはほとんど差がない
: 他案と比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

環境影響を低減するためには、樹林、乾性草地、湿性草地といった環境をセットで持った谷戸環境を、現況に近い状態・規模で保全する必要がある。

また、残存させた樹林や草地の質を維持するため、過去に行われてきた林床管理作業¹や更新作業²、水田の攪乱などを引き続き実施していく方策について検討する。

ア．工事中の配慮

- ・谷戸環境の重要な要素である湿性環境の改変を最小化するため、工事中の濁水等の流入は、沈砂池等の設置により最大限抑制を図るとともに、コンクリートや化学物質（地盤改良材等）の混入を阻止する。
- ・供用後については、樹林と乾性草地、湿性草地が、可能な限り隣接した状態で存在するように配慮する。
- ・なお、残存させることが困難な場合は、防災調整池や取り付け道路沿道を利用したビオトープ創出などにより、生育環境をできる限り保全する。

イ．供用時の配慮

- ・工業団地用地は、立地する施設の供用までの間に表土流出などがないように、郷土種を用いた、草地環境の早期復元を心がける。
- ・工業団地用地では、郷土種を用いた緑地整備や夜間照明を必要最小限とするなど、生育環境のかく乱に配慮する。
- ・最終処分場の埋め立て終了後の跡地は、周辺の緑地と一体となった緑地の創出を検討し、長期的な視点で生態系の保全計画を実施する。

11.8 動植物の生息・生育基盤

11.8.1 調査

(1) 調査内容

調査の内容は表 11.8.1 に、調査に用いた資料は表 11.8.2 に示すとおりである。

表 11.8.1 動植物の生息・生育基盤に係る調査内容

| | |
|------|--|
| 調査項目 | ・動植物の生息・生育環境のタイプ、分布及び量の現況 |
| 調査方法 | 調査は、文献調査及び現地踏査により実施した。 文献調査では、表 11.8.2 に示す既存資料に基づいて、対象計画区域とその周辺における動植物の生息・生息環境のタイプ、分布及び量の現況を把握した。 現地踏査では、文献調査の結果を踏まえ、動植物の生息・生息環境のタイプ、分布及び量の現況について補足を行った。 |
| 調査範囲 | 対象計画区域及びその周辺とした。 |

表 11.8.2 動植物の生息・生育基盤に係る調査に利用した資料

| | 資料名 | 発行者 | 発行年 | 抽出内容 |
|---|-------------------------|-----|---------|-------------------|
| 1 | 彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書 | 埼玉県 | 平成 15 年 | 地域の生物相 |
| 2 | 埼玉県都市計画基礎調査 寄居町土地利用現況図 | 埼玉県 | 平成 12 年 | 対象計画区域及びその周辺の土地利用 |
| 3 | 自然環境情報 GIS 第二版 | 環境省 | 平成 11 年 | 対象計画区域及びその周辺の現存植生 |
| 4 | 寄居町緑の基本計画 | 寄居町 | 平成 12 年 | 緑地のネットワーク |
| 5 | 埼玉県自然評価マップ | 埼玉県 | 平成 9 年 | 生態系評価 |

(2) 調査結果

1) 動植物の生息・生育環境のタイプ、分布及び量の現況

対象計画区域及びその周辺は、表 11.8.2 の資料 5 「埼玉県自然評価マップ」では区分 5 に相当し、「区分 6 (最も評価が高い区域) に準ずる良好な自然が見られ、県土の自然環境の核として区分 6 に準じて重要な地区。また、地域の自然環境の核として重要な地区」(7 段階評価の高いほうから 2 番目) と評価されている。

対象計画区域及びその周辺の環境タイプを、土地利用と現存植生に基づき、樹林環境、乾性草地環境、湿性草地環境の 3 タイプに整理した(図 11.8.1)。各タイプの特性及び計画区域内における面積及び分布については、図 11.8.1、表 11.8.3 に示すとおりである。

これらの環境を生息・生育基盤とする生物群集について、既存文献により整理し表 11.8.3 にとりまとめた。

対象計画区域周辺では、生態系の上位に位置するホンドギツネ、オオタカやノスリ、サシバなどが比較的多数確認されていることから、餌となる動物をはじめとする生物の量は相当豊かであると考えられる。また、谷戸地形の現存、市街地から離れていることなどから生物種の多様性は

総じて高いと思われる。

この生物多様性を維持している要因としては、主に以下の4点が考えられる。

まとまった面積の谷戸環境の存在（利用可能な資源量（動植物などの生物の量）が十分に確保されている）

種の多様性が維持されている（多様な生物が生息・生育する空間が近接している）

市街地との間に緩衝区域が存在する（市街地と近接していない）

周辺の緑地との生物ネットワークが維持されている（生物種の移動と生息地の拡大などが可能）

表 11.8.3 対象計画区域及び周辺の動植物の生息・生育環境のタイプ

| 環境類型 | 樹林環境 | 乾性草地 | 湿性草地 |
|-----------------------|---|---|--|
| 植生 | アカマツ林 コナラ林 ヒノキ林 | 畑地雑草群落 | 水田雑草群落 放棄水田雑草群落 |
| 地形 | 谷戸尾根～斜面 | 谷戸斜面 | 谷戸低地 |
| 類型の概要 | 谷戸の尾根～斜面にかけて分布する樹林地。管理停止後、それほど経っていないと思われ、林内は比較的下草刈りなどよく手入れされている場所が多い。オオタカ、ハイタカ、フクロウなどを生態系の上位におく典型的な里山の谷戸生態系が残されている。 | 谷戸斜面の下部に分布する畑地（主に桑畑）。小型鳥類やネズミ類などが餌場として利用していると思われる。ホンドギツネやフクロウなどは、これらの小動物を捕獲する餌場として利用している。 | 谷戸の底面部に位置する水田、放棄水田並びに水路。ミサゴ、サシバ、カワセミ、アオサギ、コサギ、イタチなどを系の上位におく、水辺の生態系が成立している。 |
| 上記の環境類型に生息・生育する動植物群の例 | | | |
| 上位消費者* （肉食性） | ホンドギツネ オオタカ ハイタカ フクロウ アオダイショウ ノスリ | ホンドギツネ オオタカ フクロウ アオダイショウ ノスリ | イタチ ミサゴ サシバ カワセミ アオサギ アオダイショウ |
| 中位消費者* （雑食性） | ホンドタヌキ トビ カラス | ホンドタヌキ トビ カラス | ホンドタヌキ トビ カラス |
| | アズマモグラ シジュウカラ ウグイス アカネズミ シュレーゲルアオガエル | アズマモグラ スズメ ハタネズミ トカゲ | ニホンカヤネズミ カルガモ キセキレイ アブラハヤ トウキョウサンショウウオ ゲンジボタル |
| 下位消費者* （草食性） | オオムラサキ カブトムシ | スズメ ヨウリョウガ | ホトケドジョウ カワニナ |
| 生産者* | コナラ クリ アカマツ エノキ タチツボスミレ アズマネザサ | クワ スベリヒユ カタバミ | ヨシ カサスゲ ジュズダマ マコモ コガマ 水中の藻類など |
| 分解者* | ミミズ ダニなど土壌生物 コケ類、カビ類、キノコ類など | | コケ類 カビ類等 |

(図-11.8.1 対象計画区域周辺の生息・生育基盤)

11.8.2 予測

(1) 予測内容

動植物の生息・生育基盤に係る予測内容は、表 11.8.4 に示すとおりである。

表 11.8.4 動植物の生息・生育基盤に係る予測内容

| | |
|------|----------------------------|
| 予測項目 | 動植物の生息・生育基盤の直接改変 |
| 予測時期 | 工事中及び供用時 |
| 予測方法 | 現況と計画との比較により、定量的・定性的に予測を行う |

(2) 予測結果

図 11.8.1 及び表 2.5.1 を比較検討した結果、動植物の生息・生育基盤を成立させている機能として、「利用可能な資源の量の確保」、「種多様性の確保」、「緩衝機能*」、「生物ネットワーク*性の保持」の観点から動植物の生息・生育基盤への影響予測を行った。

動植物の生息・生育基盤への影響予測は、表 11.8.5 に示すとおりである。

1) 工事中の影響予測

工事中は、最終処分場及び工業団地の造成工事に伴い、地形の改変、樹林伐採、湿性草地消失等により、動植物の生息・生育基盤へ影響を与える。現況の谷戸環境を構成する環境タイプが総じて減少することに伴い、「利用可能な資源の量」及び「種多様性」については、総じて低下すると予測される。ただし、A案、B案では湿性草地環境の保全等により、種多様性の低下を緩和できると予測される。

2) 供用時の影響予測

供用時は、工業団地の造成地の存在に伴い、残存緑地を利用する動植物の生息・生育環境の改変による影響が生じる。「緩衝機能*」については、すべての案で造成による地盤面の変化により尾根線の目隠し効果は低下するが、隣接するゴルフ場等の存在により、市街地部からの影響を緩衝する機能は維持される。「生物ネットワーク*性の保持」は、主に地上面でのネットワークと、水系のネットワークがある。地上面でのネットワークは、秩父山地へつながる南側へのネットワークが重要と考えられる。

A案では工業団地用地を北側に分散配置しているため、移動阻害への影響は少ないと予測される。

また、B案、C案は工業団地用地を北側、南側にまとめて配置することによる移動阻害が生じると予測されるが、一方で尾根線を中心に保全される周縁部の残存緑地へ迂回する可能性が考えられ、影響は小さいと予測する。

水系のネットワークについては、いずれの複数原案でも、最終処分場及び調整池からの排水路のコンクリート化、水質の変化により深沢川水系との生物ネットワークの分断が起これると予測される。

また、いずれの案においても、対象計画区域における動植物の生息・生育基盤の変化により、対象計画区域を含む周辺地域において、現況の生態系の上位消費者の個体数を長期的に維持できなくなる可能性や、移入種による攪乱などの地域の生態系に対する二次的な影響を及ぼす可能性が考えられる。

表 11.8.5 動植物の生息・生育基盤への影響予測（工事中・供用時）

| 項目 | | 複数原案 | | | 【参考】現況 |
|----------------|--------|--|--|--|--|
| | | A案 | B案 | C案 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地面積が大きい ・複数の谷頭に緑地を配置 ・工業団地用地は北側に分散配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地面積は小さい ・1つの谷戸環境をまとめて保全 ・工業団地用地は北側にまとめ配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・残存緑地面積が大きい ・まとまった樹林を保全 ・湿性草地環境は断片的に保全 ・工業団地用地は南側にまとめ配置 | |
| 面積の変化 (ha) | 樹林環境 | 19.7 | 18.8 | 20.1 | 32.7 |
| | 乾性草地環境 | 0.3 | 0.0 | 0.1 | 1.3 |
| | 湿性草地環境 | 1.4 | 1.7 | 1.2 | 6.0 |
| | その他 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.4 |
| | 合計 | 21.5 | 20.6 | 21.4 | 40.4 |
| 機能の変化 | | | | | |
| 利用可能な資源量 | | 残存緑地面積の減少により、動植物が利用可能な資源量は総じて減少する | | | 動植物が利用可能な資源量は豊かである |
| 種多様性 | | 残存緑地面積の減少により、種多様性は総じて減少する。ただし、湿性草地環境の保全により減少の度合いは緩和されている | 湿性草地環境が少なく樹林が多い単調な環境となり、種多様性は減少する | 種多様性は高い | |
| 市街地部との緩衝機能 | | 造成による地盤面の変化により尾根線の目隠し効果は低下するが、隣接するゴルフ場等の存在により緩衝機能は維持される | | | 尾根線で目隠しになっているほか、市街地までの間にゴルフ場などの緑地が存在する |
| 周辺との生物ネットワーク機能 | | 工業団地の造成地が北側に分散されるため地上での移動障害は生じるものの、影響は少ない | 工業団地の造成地が北側にまとまるため地上での移動障害が生じるが、周縁部に残存緑地があるため影響は小さい | 工業団地の造成地が南側にまとまるため地上での移動障害が生じるが、周縁部に残存緑地があるため影響は小さい | 地上部は主に南側の山地部とのネットワークが重要 |
| | | 水路等の造成、水質の変化により、水生生物のネットワーク機能は低下する | | | 深沢川水系とのネットワークが重要 |
| 二次的影響の可能性 | | 動植物の生息・生育基盤の変化、車両や人の出入等により外来種等の移入などにより、現存する生態系のバランスが崩れ、一時的に特定の種の個体数が増加、あるいは減少するなどの変化が起きる可能性がある | | | 既に里山管理が停止されており環境が改変しつつある |

11.8.3 評価

(1) 評価内容

動植物の生息・生育基盤に係る評価内容は、表 11.8.6 に示すとおりである。

表 11.8.6 動植物の生息・生育基盤に係る評価内容

| | |
|------|--|
| 評価項目 | 動植物の生息・生育基盤に対する影響 |
| 評価方法 | 環境影響について複数案比較により評価する。 環境配慮の方向性について整理する。 |

(2) 評価結果

動植物の生息・生育基盤に係る複数案の比較評価結果は、表 11.8.7 に示すとおりである。

表 11.8.7 動植物の生息・生育基盤に係る複数案の比較評価

| 評価対象 | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|-----------------------|------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|---|
| 里山の樹林と湿性草地が一体となった谷戸環境 | 工 事 中 | | | |
| | 動植物が利用可能な資源量が維持されること | | | |
| | 種多様性が維持されること | | | |
| | 供 用 時 | | | |
| | 市街地との緩衝機能が維持されること | | | |
| | 周辺との生物ネットワーク機能が維持されること | | | |
| | 二次的な影響が回避されること | | | |
| 総合評価 | | ・谷戸環境の減少により、利用可能な資源量は総じて減少する。 | ・A案、C案よりも残存緑地面積は小さく、利用可能な資源量は総じて減少する。 | ・対象計画区域内の環境多様性の減少により、種多様性がA案、B案よりも減少する。 |

注) : 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない
: 他の案と比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

動植物の生息・生育基盤に係る環境配慮については、樹林と農地が一体となった良好な谷戸環境を持続させることを目指して、表 11.8.8 に示す内容について検討する。

表 11.8.8 動植物の生息・生育基盤に係る環境配慮の方向性

| 目 的 | 環境配慮の方向性 |
|-------------------|---|
| 利用可能な資源量の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境と湿性草地環境が一体となった谷戸としての保全 ・緑地面積の確保 ・樹林管理の継続 |
| 種多様性の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の低騒音・低振動化 ・消失する湿性草地環境、草地環境を中心とした多様な自然環境の復元創出 ・周辺との生物ネットワーク機能の保全 |
| 市街地との緩衝機能の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の低騒音・低振動化 ・市街地環境と樹林環境との間に畑地・草地的環境を保全・創出 ・現況地形を活かし、尾根線を壊さない土地利用 |
| 周辺との生物ネットワーク機能の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物ネットワークに配慮した残存緑地の配置 ・道路や住宅地等により既存のネットワークが分断される部分においては、生物移動を補助するためのエコロード施設、並木、生垣植栽等の設置促進 ・近自然工法を用いた人工水路による深沢川水系との生物ネットワークの維持 |

11.9 景観

11.9.1 調査

(1) 調査内容

対象計画区域内を眺望できる公園等とその眺望点からの眺望景観の状況を、既存資料と現地踏査によって調査した。

(2) 調査結果

現地調査は平成16年9月6日に実施した。その結果、対象計画区域を眺望できる公園等として、県立小川げんきプラザと、中間平緑地公園を選定した。これらの眺望点の位置と、眺望点から見渡せる可視領域の分布状況は、図 11.9.1 及び図 11.9.2 に示すとおりである。

11.9.2 予測

(1) 予測内容

対象計画区域周辺の眺望点から見た可視領域が、造成等により変化する程度を予測する。

(2) 予測結果

対象計画区域周辺の眺望点から見た可視領域の変化の予測結果は、表 11.9.1、図 11.9.3、図 11.9.4 に示すとおりである。

表 11.9.1 主な眺望点からの眺望の変化の予測

| | |
|--------------------|--|
| 県立小川げんきプラザからの眺望の変化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ A案とB案には大きな差がない。 ・ C案では、現況の可視領域に占める処分場の割合が他の2案よりも大きく、埋立終了後に跡地が緑化された場合、比較的緑の多い景観が再現されると予測される。 |
| 中間平緑地公園からの眺望の変化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ A案とB案には大きな差がない。 ・ C案では、対象計画区域中央部に尾根の樹林が残存する。これに連続して、北東端の外周に樹林が残存し、その幅は3案のうち最も広い。 |

(図 - 11.9.1 県立小川げんきプラザからの可視領域)

(図 - 11.9.2 中間平公園からの可視領域)

(図 11.9.3 県立小川げんきプラザからの可視領域の変化の予測)

(図 11.9.4 中間平緑地公園からの可視領域の変化の予測)

11.9.3 評価

(1) 評価内容

対象計画区域周辺の眺望点から見た可視領域の変化の程度について、複数原案の比較により評価する。

(2) 評価結果

表 11.9.1 の予測結果に示したように、現在主として山林である対象計画区域を、周辺の眺望点から見た場合、中央の尾根や北東部の外周樹林が他の案よりも多く残存するC案において景観の変化の程度が最も小さく、他の案に比べて優れている。

表 11.9.2 対象計画区域周辺の眺望点から見た可視領域の変化の程度の評価

| | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|-------------------|------------------------|----|----|----|
| 主要な眺望点からの景観の変化の評価 | 主要な眺望点からの可視領域の変化が小さいこと | | | |

注) : 他案に比べて優れている : 他案と同じまたはほとんど差がない
: 他案と比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

現在主として山林である対象計画区域の景観の変化をできる限り穏やかなものとするために、事業計画の立案に当たっては、以下の点に配慮することが重要である。

- ・可能な限り法面を小さくし、法面上には周囲の樹林と調和する緑化を行う。
- ・残存する樹林が良好な景観を保つよう、樹林の状態の監視と計画的な管理を行う。
- ・工業団地用地に立地する企業に対しては、緑の多い地域に調和する建物の色彩、形状、配置とするよう指導・協議を行う。

11.10 自然とのふれあいの場

11.10.1 調査

(1) 調査内容

既存文献により、対象計画区域及びその周辺のハイキングコースや自然環境の体験・学習施設等の分布を明らかにした。

(2) 調査結果

1) ハイキングコース等の分布

対象計画区域周辺のハイキングコース及び自然環境体験・学習施設の分布は、図 11.10.1 及び表 11.10.1 に示すとおりである。

表 11.10.1 対象計画区域周辺のハイキングコース及び自然環境体験・学習施設

| | 名 称 | | 名 称 |
|----|-------------------|----|--------------|
| 1 | 鉢形コース | 15 | 鉢形城跡 |
| 2 | 円良田コース | | 玉淀 |
| 3 | 玉淀コース | | 玉淀の断崖 |
| 4 | 男衾コース | | 玉淀河原の桜 |
| 5 | お寺と手すき和紙の里を訪ねるコース | 16 | かわせみ河原 |
| 6 | 八幡山ハイキングコース | 17 | 県立さいたま川の博物館 |
| 7 | 車山ハイキングコース | 18 | 県立小川げんきプラザ |
| 8 | 愛宕山ハイキングコース | 19 | 中間平緑地公園 |
| 9 | 天神山ハイキングコース | 20 | 末野トンボ公園モデル地区 |
| 10 | 鐘撞堂山 | 21 | 折原トンボ公園 |
| 11 | 円良田湖 | 22 | おぶすまトンボの里公園 |
| 12 | 少林寺 | 23 | よりいトンボ自然館 |
| 13 | 正龍寺 | 24 | 寄居町立かわせみ荘 |
| 14 | 深沢川四十八釜 | | |

資料：寄居町資料、小川町資料、インターネット検索

2) 歩道の整備状況

図 10.3.1 に示す国道 254 号沿いには、埼玉県により歩道が整備されている。

11.10.2 予測

(1) 予測内容

対象計画区域の工事中、及び、最終処分場の供用時の自動車交通の発生状況を予測した。

(2) 予測結果

1) 工事中の発生交通量

対象計画区域の工事は土地造成が中心であるが、場内で切土量と盛土量をバランスさせ、場外

からの搬入や場外への搬出は行わない計画である。したがって、発生する交通は、工事開始・終了時の重機の搬入搬出が主であり、その間は、工程に応じた出入りがあるが、発生交通量としては少ないと予想される。

2) 最終処分場の供用時の発生交通量

最終処分場の供用時には、「11.2 大気質・騒音・振動」において予測したように、表 11.10.2 に示す台数の運搬車両が、対象計画区域付近の国道 254 号を平日利用すると予測される。土曜日、日曜日、及び祝祭日は、受け入れを行わないため、運搬車両の通行は発生しない。

表 11.10.12 各案の最終処分場への搬入車両台数

単位：台

| | 時間帯 | 1 地点（寄居方面） | | | 2 地点（小川方面） | | |
|----|------|------------|-----|-----|------------|-----|-----|
| | | A 案 | B 案 | C 案 | A 案 | B 案 | C 案 |
| 入場 | 8時台 | 0 | | | 1 | | |
| | 9時台 | 7 | | | 9 | | |
| | 10時台 | 5 | | | 13 | | |
| | 11時台 | 5 | | | 10 | | |
| | 12時台 | 1 | | | 0 | | |
| | 13時台 | 7 | | | 10 | | |
| | 14時台 | 4 | | | 8 | | |
| | 15時台 | 2 | | | 3 | | |
| | 小計 | 31 | | | 54 | | |
| 出場 | 8時台 | 0 | | | 0 | | |
| | 9時台 | 8 | | | 9 | | |
| | 10時台 | 4 | | | 10 | | |
| | 11時台 | 5 | | | 14 | | |
| | 12時台 | 0 | | | 0 | | |
| | 13時台 | 7 | | | 9 | | |
| | 14時台 | 4 | | | 7 | | |
| | 15時台 | 3 | | | 5 | | |
| | 小計 | 31 | | | 54 | | |
| 合計 | 62 | | | 108 | | | |

注) 台数は、第一期事業の最終処分場（埼玉県環境整備センター）への搬入車両台数の実績と同様として設定した。

3) 発生交通の通行ルートとハイキングコース等との位置関係

対象計画区域周辺を通る天神山ハイキングコースは、最終処分場の搬入車両の通行ルートである国道 254 号と 2 箇所で交差するが、これら 2 箇所には歩道と信号が整備されている。また、土曜日・日曜日・祝祭日は、最終処分場への受け入れを行わないことから、休日のハイキングや自然とのふれあい活動に対する影響は小さいと予想される。

騒音、振動、排気ガス臭気など、最終処分場の供用による発生集中交通量がハイキングの快適性に与える影響としては、「11.2 大気質・騒音・振動」において現況に対する負荷量を予測しているが、いずれの案でも現況を大きく変えるものではないと予想される。

11.10.3 評価

(1) 評価内容

工事中、及び最終処分場の供用時に発生する交通による、自然とのふれあい活動への影響の程度について評価した。

(2) 評価結果

交通事故の危険性や、発生集中交通による騒音・振動・臭気について、いずれの複数原案でも同様に、現況を大きく変える程度の影響は発生しないと予測され、複数原案の間に差はほとんどないと評価される。

表 11.10.3 自然とのふれあい活動への影響の程度に係る評価結果

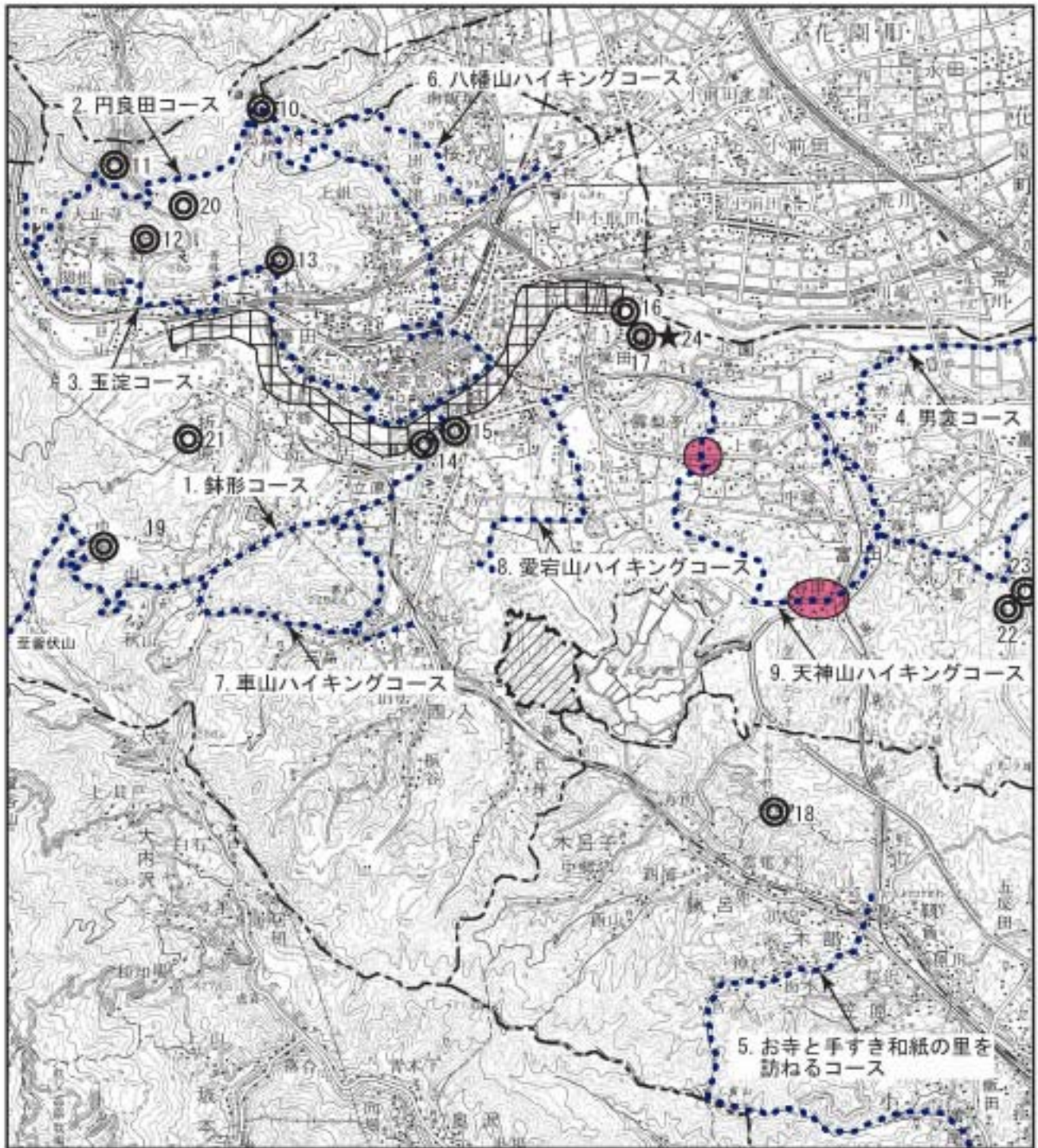
| | 評価の視点 | A案 | B案 | C案 |
|------------------|------------------------------------|----|----|----|
| 交通安全の確保の容易さ | 交通事故の危険性が増さないこと | | | |
| 騒音・振動・排気ガスの臭気の発生 | 発生交通による騒音・振動・臭気が自然とのふれあい活動を阻害しないこと | | | |
| 総合評価 | | | | |

注) : 他案に比べて優れている : 他案と同じまたはほとんど差がない
 : 他案と比べて劣っている

(3) 環境配慮の方向性

対象計画区域周辺のハイキングコースなど、自然とのふれあいの場への影響を回避・最小化するため、以下の点に配慮することが重要である。

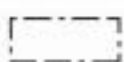
- ・ 廃棄物の搬入にあたり車両の走行が集中しないように計画的な運行計画の立案に努める。
- ・ 車両整備を適切に実施し、騒音・振動の発生を抑制する。
- ・ 空ぶかしなどの不良運転による不必要な騒音発生を抑制する。
- ・ 実行可能な範囲で、最新の排出ガス適合車を採用するよう指導する。
- ・ ハイキングコース付近では特に、歩行者の安全確保に配慮するよう指導する。



凡例



対象計画区域



第Ⅰ期事業



町村界

..... ハイキングコース



搬入・搬出車両通行ルートとの重複箇所



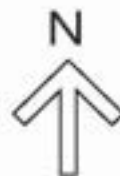
公園・施設等



さいたま川の博物館

注：図中の番号は表-11.10.1の番号に対応する

資料：「埼玉県文化財地図」（平成15年3月、埼玉県）
 「寄居町町政要覧2001」（平成13年3月、寄居町）
 「よりのい 県立長瀬玉淀自然公園」（寄居町）



S = 1 / 50,000



図-11.10.1 対象計画区域周辺のハイキングコース及び自然環境体験・学習施設の分布

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

資料 用語解説

【あ行】

一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されており、通常の家生活によって出される廃棄物である。主たるものは、ごみ（粗大ごみを含む）、し尿及び浄化槽に係る汚泥である。

エコロード

自然環境の豊かな地域において、動物を事故から守るための進入防止柵や動物用横断トンネルなどの設置、法面緑化や植栽などにより、生態系との共存、再自然化を目指した道路。

【か行】

環境影響要因

環境に影響を与える可能性が考えられる要因。工事中の機械の稼働や、工事完了後の施設の供用、自動車交通の発生など。

環境項目

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気や水質といった汚染を受ける項目や、動植物種やそれらの生息・生育基盤（環境）などが含まれる。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境負荷が生じている。

緩衝機能

外界から受けた作用を弱めて、内部を保護する機能。

県選定重要遺跡

埼玉県が独自に指定している区分で、主に埋蔵文化財が含まれる。市街化調整区域において指定されている場合には、「埼玉縣市街化調整区域における計画開発の取扱方針運用基準」では、指定区域を開発区域に含まないこととしている。

公共関与

産業廃棄物処理施設建設に伴う住民合意形成の難しさなどから、民間の事業化が困難となっているため、産業廃棄物処理業が、民間事業として成り立つ環境を整えることを基本に、国や地方公共団体等が支援を行うこと。

【さ行】

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。

再資源化施設

「再資源化」はリユース、リサイクルの総称で、「再資源化施設」はリユース、リサイクルを進めるための施設の総称。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。最終処分場には、安定型、管理型、遮断型がある。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

生物ネットワーク

動物の行動圏や季節的な移動、植物の種子散布や動物の移動による分布拡大などを考慮した場合の、生息・生育環境の連続性を言う。樹林地、草地、農地といった多様な緑や、河川、谷戸、丘陵等の多様な地形が確保されることが望ましい。

事業実施段階の環境影響評価

事業計画がおおよそ固まった時点で、事業による環境影響を予測し、その程度を評価するとともに、影響緩和策について検討するもの。複数の原案を評価することを原則とする戦略的環境影響評価に比べ、より具体的な事業計画内容について、より詳細な影響の予測評価を行う。

浸出水処理施設

埋立地の遮水シート上に設置された集水管を通して排出される水を集め、汚濁物質を除去したのち放流する施設。

遮水シート

埋立地に降る雨水が地下に浸透することを防止するシート。

ゼロエミッション

製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会における産業活動のモデルとして取り組みが広がつつある。

戦略的環境影響評価

計画等を策定する者が、その立案段階において、当該計画等が及ぼす環境影響の調査・予測・評価を、関連する社会的影響の推計と連携しつつ行うこと。東京都においては、「計画段階環境影響評価」と呼んでいる。

【た行】

ダイオキシン類

水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)と、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶ。さらに、ダイオキシン類対策特別措置法では、水素、炭素、塩素の化合物であるポリ塩化ピフェニル(PCB)のうち、ダイオキシン類と類似の生理作用を持つコプラナーPCB も含めてダイオキシン類と呼んでいる。

【は行】

P F I

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ(Private Finance Initiative)の略で、公共事業に民間資本を取り入れる手法である。日本では、平成 12 年 9 月から「P F I 推進法」が施行された。埼玉県では、「彩の国資源循環工場」の整備が第一号である。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が 10 μ (ミクロン：1 μ は、1 mm の 1,000 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものもある。

法面

土地造成で形成される斜面のこと。

【ら行】

リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル(再生利用)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル(熱回収)がある。

林床管理作業

林の中で、高木の下に生える低木やササ類を定期的に刈り取り、過剰な繁茂を抑える作業。見通しを良くしたり、ツツジなどの花木の育成を促進するなど、目的に応じて選択的な刈り取りを行ったり、刈り取り頻度や刈り取り高さを変える。

レッドデータ・ブック

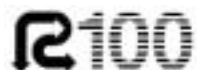
絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状態を解説した資料集。

彩の国資源循環工場第 期事業基本構想に係る 戦略的環境影響評価報告書

平成 17 年 1 月発行

発行
企画・編集

埼玉県
環境防災部資源循環推進課
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
TEL 048-830-3105
FAX 048-830-4791
ホームページアドレス
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BC00/core.html>



この冊子は、古紙配合率 100%再生紙を使用しています